

14. 5-54



1200501213219

114.5

4



始



司 法 資 料

14
54

第 二 百 六 十 七 號

戰 争 と 犯 罪

司 法 省 調 査 部

〔禁轉載〕（昭和十五年六月）

はしがき

同省 寄贈本

曩にモリッツ・リープマンの「ドイツに於ける戦争と犯罪」(Moritz Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland, 1930)を本資料第二百四十五號に收めたが、今また其の姉妹編たるフランツ・エクスマーの「オーストリアに於ける戦争と犯罪」(Franz Exner, Krieg und Kriminalität in Österreich, 1927)の翻譯を得、更にこれにエクスマーの監修する「刑事學叢書」の第一冊に當る「戦争と犯罪」(Krieg und Kriminalität, 1926)の翻譯を加へ、茲に筆寫に代へて排印する。現にミュンヘン大學の教授であるエクスマーの刑事學者としての名聲については今更喋々を要しない。しかも、此處に譯出された二つの著述は「社會學的研究と個性心理學的研究との結合を模範的な仕方で實現した」ものと稱せられてゐる(エドムント・メッガー)。戦争と犯罪との關係について實際的にも將又學問的にも深い關心がもたれてゐる今日、此の兩著の譯業の排印は何等かの寄與を齎し得るであらうことを信ずるものである。前者の翻譯は法學士公文彪氏の手に成つた。後者は嘗て滿洲國の「法曹雜誌」(第七卷第四號)に滿洲國中央司法職員訓練所教官福田源一郎氏が譯出されたものであるが、譯者並に滿洲國司法部内法曹會の御快諾を得て轉載する次第である。茲に誌して感謝の意を表する。

昭和十五年六月

司法省 調査部



司法資料
第二六七號

戦争と犯罪

目次

一、オーストリアに於ける、戦争と犯罪

第一章 課題

研究の價值。戦争犯罪の概念。戦争の影響、後續作用、遠距離作用、直接及間接戦争犯罪。研究の方法。決疑論の價值。戦時統計の缺陷。オーストリア司法の法的基礎。

第二章 戦時及戦後に於ける犯罪の消長

犯罪の消長。年代史の模寫。觀察期間の區分。一、戦争熱中時代。二、義務履行時代。三、疲弊時代。四、崩壊時代。五、復興時代。

第三章 個々の犯罪群

〔一〕 國家に對する犯罪

戦時に於ける國家と個人。政治犯罪の分類。一、政治犯。官吏に對する暴行。革命。崩壊時代の騷擾及其の刑事裁判上の取扱。銀行券の偽造。二、戦時刑法。密貿易。給付契約の侵害。三、官吏の犯罪。收賄。

〔一〕 戦時經濟犯罪……………(五)

戦時經濟。其の罰則による保護。「經濟的叛逆罪」最高價格違反。價格吊上げ。闇取引。價格吊下げの奸策。鎖取引。銀行の影響。外國貿易に於ける奸策。暴利取締。暴利取締官。その活動範圍。事件。

〔二〕 財産犯罪……………(七六)

戦時に於ける財産犯罪の意義。窃盜の最高位。一、統計的に見たる、窃盜、詐欺及横領、強盜及恐喝。獨逸との比較。二、典型的な被害品。三、典型的犯罪方法。「後方戰略」。脅迫及暴行。徒黨。四、個性。年齢。前科。外國人。五、經濟狀態と財産犯罪。物資缺乏。物價騰貴。價格總指數。收入の消長。補助労働者の賃銀。窃盜及貧困化。經濟狀態の徵表たる國民の健康狀態。個人の窮乏及全體の窮乏。戦後。

〔四〕 暴力犯罪……………(一〇〇)

經濟狀態と暴力犯罪。一、典型的暴力犯罪。酒精及戦時に於ける犯罪。榮養低下。二、謀殺。戦時事象と謀殺犯。過失致死。三、強盜及恐喝。四、民衛隊及「委員」の干渉。事例。

〔五〕 風俗犯罪……………(一三六)

經濟狀態と風俗犯。戦後。住宅難と風俗犯。少年。卑猥刊行物。卑猥映畫。賭博。

第四章 個々の犯罪者群……………(一四八)

〔一〕 軍人(前大審院長 Dr. G. Lelover 執筆)……………(一四八)

軍事裁判權。召集人員。一、戦線及後方に於ける犯罪。二、全犯罪の概観。三、個々の犯罪行爲。(a) 窃盜及掠奪。(b) 兵役義務違反。(c) 怯懦。(d) 抗命。(e) 權力濫用。(f) 紳士詐欺。(g) 戦後。

〔二〕 婦女……………(一八九)

戦時に於ける婦人。一、婦人犯罪の變化。二、國家及公共團體に對する犯罪。三、暴力犯罪。婦人犯罪の「男性化」。四、財産犯罪。五、性慾に基く犯罪。風俗犯、嬰兒殺、墮胎。六、賣淫と戦争。

〔三〕 少年……………(二二七)

少年犯罪に對する環境の意義。少年犯罪及少年不良化に關する統計。一、戦争の非教育的影響。(a) 家庭に於ける變化。(b) 學校に於ける變化。(c) 交友並に職業の變化。二、戦争の誘惑。三、戦時に於ける精神的雰囲気。四、戦後。

第五章 概括……………(二五五)

回顧。戦争犯罪の最も重大なる因子。他の戦争體驗との比較。一八六六年及一八七〇年同七一年戦争に於けるプロシヤ、世界大戰に於ける中立國、スエーデン、ノルウェ

1、オランダ、スイス。聯合國。經濟戦争と犯罪。崩壊と其の犯罪的意義。一九二三年「犯罪の復興」。戦争の想像し得べき遠距離作用。

引用文献目次……………(三七)

二、(附) 戦争と犯罪——一九二六年七月三日ライプツヒ大學創立記念祭の講演……………(三八五)

第一章 課 題

およそ著述にして、世界大戦の社會史を記述せんとするものにあつては、大戦の倫理的影響を看過するを得ない。蓋し、大戦によつて一つの社會・倫理的革命が生じたのであつて、この革命は、その空間的・時間的ひろがりの點では、大戦のそれを遙かに凌駕するものがあつたからである。即ち、革命の諸結果は參戰諸國ばかりでなく、不參加諸國にまで擴大し、戦時ばかりでなく、既に根本的な問題は平和條約締結によつて片付いて了つた後までも擴大したのである。かやうな大戦の社會・倫理的諸影響のうち、最も重大なものとは云ひ得ないまでも、これから研究しようとする恐らくは最も顯著な影響、即ち犯罪に及ぼす影響が存するのである。とは云へ先づ最初に注意せねばならぬのは、法律違反行為即ち反道徳的行為と爲し、犯罪の増加を以て忽ちに社會的不徳の増大を結論してはならぬと云ふことである。罪となるべき行為の總數は、時には道徳上全く關係のない集團からも成立つてゐる。但しこの點は暫く措くとするも、ある犯罪を犯しましたら犯さざること、道徳と法律とは全く評價を異にする要因に歸せしむることは出来るであらう。先づ第一に、犯罪的諸現象を綿密に分析してみるならば——もとより相當控へ目にはあるが——その當時の道徳状態を推論し得る。然るに犯罪にあつては、裁判所法上決定せられ、且つ統計的に把握せられた事實が問題となるのであるから、それよ

り生ずる結論は、ある時代の倫理的水準に關して下され勝な、例の概括判斷 (Pauschalurteile) と云ふものよりは、より確實な根據の上に立つてゐるわけである。次に、大戦は人類に對し巨大な倫理的要求を突付けると共に——この場合私は、突撃して行く軍隊の勇敢さと同様に、銃後に於て困苦に耐へてゐる婦人の殉教的精神をも偲ぶのである——極めて大量的にして崇高な自己犠牲の遂行を迫つたのである。從て我欲、貪婪野卑などの不道德が平常より更に無放恣に現れた筈の、暗影時代を觀察することは興味のあることでもあり、否寧ろ必要と云はねばならぬ。大戦の道德的要求は、果して實際上影響を及ぼしたか、また如何にして及ぼしたか、これが問題である。參戰諸國民にとつて價值ありやなしやに從つて大戦を評價することは、右の問題を解決しない限り永久に一面的たるを免れず、また戦時の社會史はその犯罪史を含まずしては、永久に云はゞ未成品たるを免れないであらう。

今若し大戦の犯罪に及した影響に就て若干明らかにするを得たならば、本研究は大戦の歴史の意義を超えて、犯罪心理學者並に倫理學者にとつても、特殊な専門科學的興味を呼ぶに至るであらう。由來犯罪原因論の中には、普く人の知る通り對蹠的な二つの見解が對立してゐる。一は個性心理學の見解であり、これは主として犯罪を個々人の個性から説明しようとする。他は社會學の見解であり、これは犯罪の發生原因を外部的諸要素、換言すれば人間を取巻く自然的並に社會的狀態の裡に發見せんことを期待するものである。而して、この二つの因子の何れか一つだけを一方的に強調することは、絶對誤りであることがよしんば判つてゐても猶且、學說も解釋の方法もその傾向は常に、かの主たる

二つの方向に分たれる。個性か環境か、かゝる合言葉も生じてくる。この論争を解決するためには、寧ろ戦時に於ける犯罪を觀察してこそ、貴重な貢獻を爲し得るのである。蓋し世界大戦は國民全般にとつて大いなる環境の變化を意味するからである。あらゆる部面に互つて、實に人間の一人々々までもその生活諸條件を變化せしめた強さと云ふ點、及びその變化の急激な點から云つても、大戦は恐らく他に比肩すべきものなく、およそ近世の如何なる文明國民と雖も經驗したことはないであらう。然るに、人格即ち個人的特性並にその遺傳された素質の根本的な點に就ては、戦争は毫も變化を與へてはゐない。吾々が戦前、戦時及び戦後の各時期に互つて、その態様を觀察しようとする人間は本質的には畢竟同一のものなのである。従つて若し、各時期に於ける人間の態様に何等かの變化が確證せられたとすれば、兎にも角にも、それはたゞ外部的諸條件の變化から理解するの外はあるまい。外部的條件に屬するものは、決して經濟状態ばかりでなく、個人が——多くは戦後に至つて始めて——刑事裁判官の前に立つた時、彼をして犯罪者たらしめたその他の外部的影響と同様に、教育並に教養状態も亦當然包含されるのである。また繙つて、環境と云ふものが實際爾く重要な犯罪素因であるならば、然らばそのことはかの革命時代に於ても證明された筈であり、更に、變革は國民全般を襲つたのであるから、量的に、即ち統計的に理解出来る形式をとつて現れた筈である。然り而して——結論を先に云へば——それは實際上現れてゐるのである。惟ふに、こゝに試みようとする犯罪學の説明に於ては、凡ゆる社會的諸要素に依據せねばならぬと云ふ重大な意味に對して、世界大戦と云ふ犯罪徵表

學的體驗より以上に力強い證明を興へるものは、恐らく他にはないであらう。

本研究の對象は戦争の犯罪に及ぼす影響、而も新オーストリア國の版圖内に於ける犯罪に及ぼす影響である。偕てこれを正確に觀察するには、戦争犯罪 (Kriegskriminalität) と戦時の犯罪 (Kriminalität der Kriegszeit) とを區別せねばならぬ。およそ如何なる時代も各々その時代の犯罪を有するが、吾々が戦争犯罪と稱する場合は、戦争がその心理學的社會學的影響を興ふるに際し、創作的に或は形式を變化せしめつゝ犯罪に影響を及ぼした場合のみを云ふのである。もとより犯罪を減少せしめる影響をも追究すべきは云ふまでもない。こゝで同時に問題となるのは、これ等の諸影響が戦争繼續中に認められたか、或は戦後に至つて始めて認められたかと云ふことである。従つて課題は要するに、戦時及戦後に於ける犯罪徵表學的相貌 (die Kriminalistische Physiognomie) の實證を把握するにあるのである。

戦後とはこゝでは、戦争に引續いて起つた諸事象が、なほ直接に戦争の結果なりと斷定されてゐる以上は、これを戦後と云ふのである。従つて革命時代、及び戦争と平和條約締結とによつて惹起された經濟恐慌時代から、一九二二年の秋に至つて漸くオーストリア貨幣本位の安定に到達するまでの時期を云ふ。これ等の事象の犯罪に及ぼす影響が證明せられる以上は、廣義の戦争犯罪が問題となるわけである。否恐らくは、かゝる作用及び後續作用の外に、戦争の犯罪的遠距離作用 (kriminalle Fernwirkungen des Krieges) をも附加せねばなるまいが、この作用は今日では未だ明瞭には現れてゐない

ところである。

われ／＼が觀察すべき期間は一九一四年より一九二三年に至る十年間が主要な期間であつて、この期間の犯罪事象と戦前に於ける「正常な」(«normalen») 状態とを比較することが眼目である。もとより數の上から云へば極めて重要な戦時犯罪群があるが、それ等の犯罪事實は戦争になつて甫めて刑罰を科せらるゝに至つたものであるから、要するに平和時代に於ては全然比較すべき對象を有しない。これに屬するものは極めて範圍の廣い戦時經濟である。通常、戦時法規違反を「直接戦争犯罪」(direkte Kriegskriminalität) と稱し、戦争によつては單に事實上の關係に於て影響を受けた一般犯罪を「間接戦争犯罪」(indirekte Kriegskriminalität) と並び稱するのが例となつてゐる。(文献索引七四號)

間接戦争犯罪に於ては、その當時の犯罪上の諸變化が、特に戦争の制約を受けてゐる社會的竝に心理學的諸關係によつて誘起されたものかどうかを研究しなければならぬ。事實到る處で、個人的竝に社會的生活の多様な、而も經過様式を同じふする變化が觀られる。然し乍ら吾々の解釋は、この種の併行關係を指摘することに満足すべきではなく、寧ろ、當時の事象が人間の行動態度に及ぼした犯罪徵表學的に重要な影響を、心理學的に了解し得るやうにしなければなるまい。斯くして甫めて、例へば一九一六年或る種の犯罪が増加したと云ふやうな事實に就て、戦争状態との偶然の一致が存するのではなく、因果關係が存するものなること、従つて吾々は「戦時犯罪」のみならず、「戦争犯罪」をも

取扱はねばならぬと云ふ證據が提出されたものと見ることが出来る。

この目的を達するには研究方法が適合してゐなければならぬ。かゝる方法としては先づ第一に統計的方法がある。犯罪統計なるものは説明を必要とする事實は之を示してくれる。即ち、問題は提供するが、それを解いてはくれない。若し犯罪統計に微細な差異が包含されてゐるならば、説明方法を發見すべき手懸りを示してくれるのであるが、さりとて統計は吾々の探求しつゝある因果關係を明示す力はない。それには心理學的考察が必要であつて、これは個々の場合に就て實驗した經驗を價值判斷することによつて著しく容易となるものである。従つて出来る限り検事局、警察、少年保護機關等の報告を徴すべきであらう。本書に於ても私は、個々の場合に就て簡単な説話を附加しようと思ふ。それ以上進んだ程度では平常獨逸に於ても類似の方法による調査が行はれてゐるところである。この決疑論 (Kasus) の目的は、もとより統計學を確證し或は辯駁することではあり得ない、寧ろ、主張せられる諸關係を具體的な事實によつて説明せんとするものであり、同時に複雑多岐に互る形式を有する戦争犯罪から典型的なものを引き出すことによつて、死せる數字に生命の息吹を與へんとするのである。こゝに問題となるのは有名な、若くは「獵奇的な」(interessante) 事件の如きものではなく、日常の平凡な事實こそ興味あるものである。然しそれに就ても、より詳細に關説する餘裕も材料も無いので、常に唯外面的な事實の簡単な説話を爲すに過ぎない。

「事件」に就ては多くは官廳材料を基礎とし、(普通裁判所、軍法會議、少年裁判所の記録、並に上述せる如き警察の捜査報告

書類) 若干は私的刊行物及び新聞紙より得たるものである。新聞は勿論非難無き能はざるところではあるが、かの官廳の取扱が常態でない時代に於ては、多くの殊に特徴的なものが見失はれるのであるから、新聞も捨て去ることは出来ないのである。成程新聞記事は多少真相から遠ざかることはあるが、このことは吾々の目的にとつては左迄重要なことではない。蓋し問題となるのは個々の事件又はその詳細ではなくして、特徴的な全體の形象に過ぎないからである。新聞に現れた事件は政治的に相對する二つの新聞紙から引用してある。

犯罪統計に關しては、叙述の場合考慮せねばならぬ多くの困難や缺陷に就て、差當りこの場所で指摘しておかう。

犯罪徴表學上二つの「暗數」(dunklen Zahlen) が云爲されてゐることは當然であつて、これは如何なる犯罪學的研究にとつても一つの障礙を意味するものである。即ち、發見せられざる犯行の數と、發見せられざる犯人の數とがそれである。斯くの如き困難は極めて重大であるには相違ないが、然し本書の如く、異なる時代の犯罪を相互に比較することが主眼である場合には、さまで憂ふる必要はない。處罰せられた犯罪の、事實上行はれた犯罪に對する割合は、通常は受刑者の増減を以つて、それに相應する實際の犯罪を或る程度まで確實に推論し得る以上は、その割合は云はゞ恒常的 (ein konstantes) なるものであるからである。この割合の不變であると云ふことは、云ふまでもなく確實な推論に必要な前提たるべきものである。然し實は寧ろこの點に於てこそ吾々の研究は著しい困難に逢着する。凡ゆる證據は、この前提が戰時並に戰爭直後の時期に於ては満たされないことを物語つており、寧ろ、その時期に於ては、摘發されずに終つた犯罪の比率は、平和時代に於けるより遙かに大きかつたことを物語つてゐるのである。戰爭當初の熱中時代にあつては、ある犯罪の被害者なり證人なりは、少くとも些々たる事件に就ては、多くは大目に見る傾向があつた。だから平常ならば警察へ告發されたかも知れぬやうな犯行でも、多くは無思慮な行爲だと云ふ風に考へられて、深く追究されずに終つた。また戰爭後期にあつては、別箇の理由から同様な傾向を生ずるに至つた。即ち、檢察に従事する若い活動力ある人々は軍隊に召集せられ、このことは必然的に刑事司法の迫力を萎微せしめざるを得なかつたのである。年次の注意通牒に於て檢察總長は、戰爭末期に至つて凡ゆる檢察機關に現れた悲しむべき状態に關し哀訴してゐる。曰く「經驗ある豫審判事を失ひ、重要な検事局に於ても僅かに一名が補職せらるゝに過ぎず、到る處に於て不馴れた代理者が、補助員の減少に伴ひ増加する過重の職務を司掌せざるを得ず、獄舎の施設は充分ならず、囚徒を給養するの困難あり、總てこれ等の事情は事態を益々尖鋭化せしめつゝあり」と。地方に於ても憲兵の人員不足、訓練の不徹底、

戦時經濟取締のための過重負擔等のために、發見せられずに終つた犯人の数は計り知れない。例へばザルツブルグでは、其當時告訴せられた竊盜事件の約半数に就ては犯人は發見せられずに終つたことである。而も崩壞期に於てはそれどころではない。かの最悪の時期に於ては、平常ならば死刑に相當する裁判手續を要したかも知れぬやうな幾百の犯罪が毎日の如く行はれ、而も檢擧せられなかつた。このことはその當時を経験した者ならば何人も知るところである。而も猶暫くすると、多くの被害者は告訴をしても實際上全然無駄であらうと云ふので、も早告訴を斷念するに至つたのである。従つてこゝに注意すべきは、斯くの如き司法上の機能の悪化は、一面に於ては刑罰の威嚇力を著しく弱め、従つて眞の犯罪に對しては好ましからざる影響を與ふることになり、又他面に於ては同一の事實が犯罪の統計的相貌をして樂観すべきものなるかの如く見えしむることとなつた。云はゞ缺陷の倍加とも云ふべきである。同様のことは戦時並に革命時代の無数の恩赦に就ても謂ひ得る。それは寧ろ却つて犯罪を漏り立てる結果となつたのであるが、而も實際行はれた犯罪は統計に現れなかつたのである。従つてかゝる統計數字を研究する者は戦前の數字と比較する前に先づ之を顯微鏡下に置いて觀察しなければならぬ。而して肝要なことは、この重大な缺陷は、檢察機能の正常な場合よりも犯罪を數字により少く見せると云ふ意味に於て、結局結論を謬らしめることを忘れてはならない。換言すれば、依つて得たる考察は誇張的であり、統計數字は最少數であると云ふことである。

更に二つの期間の犯罪統計比較は、本質的に同一の根據に基いて關係數を得たることを前提とする。この前提も亦吾々に一つ一つの重要な點に於て絶對に満たされない。戦時中オーストリアでは人口移動が現はれたが、その範圍は決定することが出来ない。時々地方に於ては避難民の氾濫を來したが、後になると外國人すらも氾濫するやうになつた。然し最も重大なことは、男子人口の大部分は戦時には召集せられてをり、従つて軍事裁判權に服してゐたことである。新オーストリアから脱出した者は約百萬人にも及ぶと云はれてゐるが、然し戦時中の各年に於て普通裁判權から脱した者が幾ばくであつたかは不明である。而も軍事裁判に關する統計の如きものは全然無いと云つてもよい位である。そのやうな統計があれば、それは勿論それだけで極めて興味あるものではあらうが、さりとて簡單に普通裁判權に關する統計の補足として援用することは決して出来るものではない。新オーストリア國內の住民の幾ばくが普通裁判權に服してゐたかを決定することも出来ないであらうし、また生活諸條件並に兵役義務が全く異り、従つて市民の數を結合するが如きことは殆ど無意味となるであらうからである。之を要するに、戦時統計に現れた個々の犯罪の總數を、平和時代の相對應する數字と並べて、之を同日に談ずることは出来ない。

云はねばならぬ。蓋し戦時中の犯罪數に就ては人口數の減少が問題となるからである。之に反し、婦人及び兵役義務に關係なき年齢階級の男子の比較を爲すことは差支へはないであらう。然しこゝにオーストリアの状態を記述するに就ては、一つの新たな困難が生じてくる。即ち、刑事統計は一九一四年以降、從來オーストリアで行はれて來たよりもはるかに詳細を缺くことになつてゐるのである。輕罪及び違警罪にとつても詳細な分類が缺けてゐるから、婦人犯罪の分類さへ充分に出来ない。更に年齢による分類も徹底してゐないから、兵役義務なき年齢階級の男子をも抽出することが出来ない。事茲に至つては類推を役立せる外はないが、場合によつてはまた獨逸の數字を比較援用するの外はない。この數字とてもまた別の觀方からすれば缺點のあることは云ふまでもないところである。

戦後にあつては、軍事裁判權の重要性が失はれ、従つてそれと關係ある上述の缺陷が除かれたと云ふ意味では、事態は好轉してゐる。然し此處にも依然として困難はある。即ち、刑事統計の數字は新オーストリア國に該當するものであり、而してこの切斷された國家の境界線は以前の行政區劃及び裁判管轄區域を横斷してつてゐるのであるから、現在のオーストリア國の數字と、古い統計の類推的數系列と對比することは許されない。然しこの缺陷は、通常信ぜられてゐるが如く爾く重大なものではない。

新オーストリア國は舊帝室直轄地たる低部オーストリア、上部オーストリア、ザルツブルグ、スタイエルマルク、ケルンテン、チロール及びフォルアルベルグ、並にブルゲンランドより成立してゐる。これらの中でチロール、スタイエルマルク及びケルンテンは極めて著しく縮小したが、低部オーストリアは些少の割讓を見たに過ぎない。更にブルゲンランドは一九二二年以來ウイenna地方裁判所の管轄に屬してゐる。前述の帝室直轄地の人口は、ブルゲンランドのみでは住民三八六、〇〇〇人、一九一〇年には六、七三八、〇〇〇人、一九二〇年には六、一三二、〇〇〇人を算した。その差異はそれ程大きくない、従つて戦前並に戦後の犯罪の絶對數を比較するに付さしたる難點もなく、絶對數を必しも人口數に比較換算しなくともよいわけである。もとより年齢及び性別人口構成の變化したことは云ふまでもない。例へばウイennaでは刑事有責人口は男子に就ては百二十萬の減少を來し、之に反して婦人に就ては極めて僅少ではあるが増加を來したのである。——猶オーストリア特有の二、三の缺陷に就ても以下に述べておきたい。

恐らく讀者が氣付かれるやうに、以下の説明は、殊に大部分は、特にウイennaに關係ある材料に付關べたものである。大都

市の状態を普遍化することは許されないのは勿論であるが、然しウイナ地方裁判所の管轄は上記新オーストリア人口の殆ど三分の一を包攝し、従つてそれだけでも既に重大な価値を有するわけであり、のみならず重大犯罪は大都市に於てこそ確かに最もよく研究することが出来るのである。ウイナ控訴院はそれ以上に更に低部オーストリア、上部オーストリア、ザルツブルグまで管轄しており、従つて現在の聯邦國家全體の大部分を占むることとなる。斯く觀じれば、ウイナ地方裁判所の報告材料の構成そのものが、特に正當性を主張することあるは全然度外視するとしても、一般にその報告を比較的強く引證することが正當付けられるわけである。

我々の目的を達成せんがためには以下の方法に據ることが出来るであらう。先づ第一に觀察さるべき期間中の犯罪の動きに就て簡単に概觀を試みることである。然し總數から多くの重要な犯罪心理學的結論を引き出すことは出来ない。戦時中の數字の一般的な減少は戦時召集に歸せられ、一般的な増加は新法令の増加に歸することが出来、またたとひ數字の不變状態があつたとしても、犯罪の全貌に極めて本質的な變化は無かつたと云ふ證明にはならず、かゝる變化の如きは個々の數字を比率に換算しても現れては來ないであらう。故に研究の主たる部分は之等の總數を分析することに成立しなければならぬ。而も先づ極めて重要な犯罪群の二、三のものを、次には極めて重要な三つの人間群を夫々分類研究しなくてはならない。斯くして吾々は數箇の横斷面及び縦斷面によつて全材料を分類し、個々の部分を觀察したる後、最後にこの部分的結論を一つの全貌に纏め上げ、之を更に同時代の他の諸國に於て得られた諸經驗と比較しなければならぬのである。

以下の叙述を更に局外者にも理解せしめんがためには、オーストリアの刑事司法の法的基礎に就て猶若干述べておく必要がある。

オーストリア刑法典は、多くの法條中に全く時代遅れの點もあるが、罪となるべき行為に就ては之を三種に分つてゐる。即ち重罪 (Verbrechen) 輕罪 (Vergehen) 違警罪 (Übertretung) がそれである。重罪とは懲役に處せらるべき重き犯罪を、輕罪及び違警罪は禁錮及び罰金を科せらるべき犯罪を包括する。此處に云ふ輕罪は、獨逸刑法に於て同じ名稱を以つて呼ばれる犯罪種類のやうに大きな役割を演ずるものではなく、數字上からも、犯罪微表的にも重罪及び違警罪に比し遙かに意義少きものである。最後に違警罪は、大多數の微小事件 (Bagatellen) と相並んで、犯罪心理學的にも倫理的にも重要な意義を有する犯罪、例へば竊盜、詐欺、横領、傷害等を包含し、これ等の犯罪にして加重情状なき場合は違警罪に屬するのである。このことに留意するのは重要なことである。蓋しこゝに包括してある如き雜多なるものを混合する場合には、違警罪の總數の時間的變化から、行き過ぎた犯罪心理學的歸結を求むることは之を避けなければならぬからである。

之と關連して統計的觀察全體にとつて極めて重要な點を指摘しておかねばならぬ。即ち、法典はある種の財産犯罪に就ては、重罪と違警罪とをその加害形式の危険性のみならず、また犯罪目的物の價值に従つて分類してゐる。例へば一九二四年には二〇〇クローネ以上の價值ある物を竊取した場合には一律に重罪となり、また侵入竊盜にあつては、犯罪の品等は竊取せられた物の價值によつて左右せられ、盜品が五〇クローネを超過する場合にはのみ重罪となつた等である。同様のことは横領、詐欺並に器物毀棄に就ても謂ひ得る。斯くの如き法律狀態の結果として、重罪と違警罪との限界は貨幣價值の下落する際に自づから移動することゝなつたのである。従つて一足の靴を盗んだ場合にも、其當時には違警罪であつたものが、後になると重罪の資格を與へられざるを得なかつた。戦争終結後貨幣崩落の促進せられた時には、立法によつて價值の限界を引上げざるを得なくなつたのである。斯うしたことは事實亦再三反覆せられた。然しこの價值の差異は終始折に觸れて除かれるに過ぎなかつたに拘らず、紙幣クローネの價值は依然として崩落を續け、結局次から次へ法律を改正せざるを得なかつたのである。否實は貨幣安定後と雖も、現行限界額 (例へば單純竊盜にあつては一五〇クローネ) がその實際上の價值に於て決して舊金貨幣額に一致せぬ以上、この差異は依然として存続してゐたのである。

更にこの時代とその前時代とを比較する上に重要なことは、戦時中並に戦後に於て現行刑法及び刑事訴訟法が數回、而も少なからず重要な部分が改正せられたと云ふことである。就中刑法典は新しい犯罪類型の設定、古い犯罪類型の變更によつて數回改正せられた。刑罰の量定もいろ／＼に修正せられた。即ち、戦時中ある犯罪は軍事裁判の處斷及び軍法會議の權限によつ

て極めて峻厳な罪責に問はれたに拘らず、革命後には明らかに寛大な傾向が突如として現れたことは重視すべき點である。例へば死刑の廢止、裁判所の減刑權の擴張、條件附刑罰免除の實施等。

刑事訴訟法に於ても戦時並に戦後の時代は重大な變化を齎した。最も重要な變化は極めて大きい意義を有するに至つたが、それは軍事裁判權が刑事司法の領域に於て獲得するに至つたものである。而してそれは人口の大部分を軍隊化することによつてのみならず、普通人の犯した政治犯罪並に公共危険罪のあるものを軍法會議に移管することによつても出現したものである。このことは例へば大逆罪、暴動、列車往來妨害、軍人に對する危害、間諜等に就て行はれた。軍事裁判權に關しては猶第四章第一節に於ても觸れるであらう。然しその活動は革命後廢止せられた。オーストリアの普通刑事裁判所には、戦争の前半に於ては全部職業裁判官が補職せられてゐた。と云ふのは、重大な犯罪に對する陪審裁判は既にそれまで十數年來實施されてゐた法律に基き、閉令によつて戦争の始まる際に中止されたからである。一九一七年七月再び召集された議會は、この陪審裁判の機能を復活した。戦後この素人裁判は參審裁判所の實施によつて擴大せられた。

第二章 戦時及戦後に於ける犯罪の消長

戦時中並に戦後の時代に於ける犯罪は、全體として特異な波動を爲して發展してゐるが、このことは心理學的にも社會學的にも極めて興味がある。それによれば、戦争の齎した變化は吾々の觀察すべき期間の全部を通じて一樣に現れたわけではないことが判る。然しそれは何等怪しむに足りない。當時の重大な出來事に對する民衆全體の態度は、その時代にあつては絶えず動搖し續けてゐた。

従つて社會的及び心理學的に制約された、一つの社會現象たる犯罪は、その數字の中にかゝる動搖を反映してゐるのである。犯罪統計はこの場合にも亦、よく云はれるやうに、云はゞ年代史の模寫である。さればこそ吾々は犯罪の消長を概観せんがために、茲に問題となつてゐる一九一四年から一九二三年迄の十年間をより細分し、その各々の時期に就てその當時の民衆を支配してゐた心理學的基調のスケッチを試みなければならぬ。即ち以下の如く區分することが出来る。

一、戦争熱中時代。(Die Zeit der Kriegsbegeisterung) これは戦端開始から、極く大擱みに境界線を引けば一九一五年の明けのまでである。この公共精神の高鳴る時代に續いて來たのが所謂、

二、義務履行時代。(Die Zeit der Pflichterfüllung) これは第一線の兵士から銃後の家庭婦人に至るまで、あらゆる不安に曝らされ乍らも、當然の苦難を「耐へ忍ぶ」(«durchhalten»)と云ふ眞剣な確

信に満ち満ちてゐた時代である。然し一九一七年から事態は變化する。次は

三、疲弊時代。(Die Zeit der Ermattung) この時代になると、かの確信の固さがあらゆる場面で動搖し始め、遂に抵抗力が萎微し始める。而して結局一九一八年の秋に至り

四、崩壊時代。(Die Zeit des Zusammenbruches) が来る。始めは軍政の、次には經濟の大詰がやつて來たのである。恐るべき社會的没落の時代であるが、これはクローネの安定化 (Stabilisierung der Krone) と共にはじめて——一九二二年の秋——終局するに至つた。それと共に始まるのは

五、復興時代。(Die Zeit des Wiederaufbaues) これは最早吾々にとつては興味はなく、高々過去の事件との比較のために引用するに過ぎない。

統計聯盟事務局の公表によれば、戦争犯罪と平和時代の犯罪との比較を試みられてゐるが、そこでは一九一〇年から一九二二年までのオーストリアに於ける犯罪の消長を次の形式で現してある。即ち一九一〇年乃至一九一三年、一九一五年乃至一九一八年、一九一九年乃至一九二二年の四年間宛の三期を相互に比較し、その各期間の犯罪の一年平均を計算してある。一九一四年は一部分平和時代に、一部分戦時に屬してゐると云ふ當然の理由の下に除外してある。

重罪受刑者 (通常裁判)

| | | | |
|-------|-------|----|--------|
| 一九一〇年 | 一九一三年 | 平均 | 一一・一六七 |
| 一九一五年 | 一九一八年 | 〃 | 八・〇一一 |
| 一九一九年 | 一九二二年 | 〃 | 二七・九〇一 |

これによつて、受刑者数は戦後の時代に於ては戦前のそれに比し約二倍以上であるが、戦時中は減少してゐたことは明らかである。然しこの戦時中の數字は餘り大きな價値のないことは勿論である。と云ふのは軍事裁判と云ふものが考慮せられてゐないか

らである。而して此處に提供された平均値は、われ／＼の目的にとつては要するに利用價値が少い。蓋しこの四年間宛の間に於ても犯罪發展の經過は全然統一のあるものではなかつたからである。之を要するに、この點に留意する者のみが、戦争犯罪の全問題の理解に到達することを期待し得るのである。

一、獨逸・オーストリアに於て、かの戦争勃發當時を體驗したほどの者にとつては、當時は犯罪の時代ではなくして、道徳的高揚の時代 (eine Zeit der sittlichen Erhebung) であつたことは明らかであらう。オーストリアはそれまでの十年間に隣邦セルビアとの紛争のために、既に三度まで重大な危機に陥つたのであつた。戦争の危険も二度まで切迫し、それがために兵員及び動員費用の徵募が行はれ、不安は單に政治家を忙殺せしめたのみならず、一般民衆の心をも惱ませた。政治的成功は、軟弱な従來の政府では到底持ち得る筈がない、と云ふのが少くとも一般の考へ方であつた。かて、加へて相次ぐ不祥事件に戦かざるを得なかつた。遂にかの皇太子夫妻の呪ふべき暗殺が行はれ、この流血事件にセルビアの政府筋も加擔してゐるとの報に接して、政府はセルビアとの關係を清算すべく決意し、嚴重な最後通牒を發すると共に、間もなく宣戦を布告したその當時にあつては、少くともオーストリア在住の獨逸人に對しては之が一つの解放であるかの加き感を與へた。この戦争は云はゞ止むに止まれぬ正義の戦ひなるかの如く感ぜられたのである。新兵も在郷軍人も歡呼の聲に送られて出征し、果てはしがな村の居酒屋にまでも、「プリンス・オイゲン、尊き騎士」の歌が轟きわたつた。これは二百年前にセルビアに攻め入つて凱旋した、オーストリアでは最も國民に崇敬されてゐる將軍であ

る。このやうな気分は、敵國の數が増し、セルビヤ戦争が發展して遂に世界戦争となるに至つても、些かも動搖することなく、而も誰一人として眞實切迫しつゝあるものを想像することは出来なかつたのである。一切が奔流の如き愛國的情熱の中に投げ込まれ、オーストリアでは解放戦争以來曾つて経験したことのないやうな有頂天な運動となつた。女も老人も子供も嬉々として助け合ひ、出征軍人に代つて工場や野良に出て働き、最後の一切れの毛絲まで編み込み、財布の底の一厘までもはたいて、慰問品を戦線に送つたのである。而も人々はそれを喜び勇んで爲した、大事業に役立つが故に、外に出てその戦争義務を果しつゝある兵士等と同一體なることを感じたが故に。

然らば犯罪は如何。かの殉國精神、かの共同の大事業への心からなる参加、かの團結心——總てこれ等は、常に犯罪の直接原因たる我慾や野卑とは凡そ別箇のものである。従つてこれを數字で證明すると否とを問はず、この時代が犯罪徵表學的には極めて恵まれた時代であつたことは争ふ餘地がないであらう。この事實は實務家によつても確認せられてゐるところである。例へば検事長ヘプラー氏はこの戦争の初期に言及して曰く、「怒濤の如き義勇奉公の精神が、その當時犯罪を極度に減少せしめた」と。(文献番號三四)また大審院検事局の注意通牒も、ウインナ警視總監の治安報告も共に、一四一四年に於ては犯罪が減少したことを確認してゐるのである。

この事實を統計的に證明することは勿論困難である。ヘプラー氏は、オーストリアの數字が無いので獨逸刑事統計を引用して、一九一四年重罪及び輕罪に處せられた者の數は、前年に比し約十萬の減

少を來したことを確證してゐる。殊にこの年の中では五ヶ月間だけが戦時に該當することを思へば、それは確かに急激な減少には違ひない。然し、その當時既に極めて多數の國民が軍事裁判權に服してゐたのであるから、これを以つて有力な證明とは爲し難い。實際の證明となるものは、獨乙に於ける婦人、少年並に兵役義務に關係なき年齢にある男子の犯罪數が、統計上減少してゐることである。さてオーストリアに於ては、

(第一表) 全犯罪の消長

(軍務ニアル者ヲ除ク)

| 年 | 被告事件 | | 受刑者 | | |
|------|----------------|------------|--------|-------|---------|
| | 地方裁判所 重罪及輕罪 | 區裁判所 重罪 | 重罪 | 輕罪 | 遠懲罪 |
| 1913 | 23,553 | 214,606 | 9,285 | 1,717 | 112,644 |
| 1914 | 21,619 | 143,598 | — | — | — |
| 1915 | 15,440 | 170,470 | 6,013 | 898 | 69,909 |
| 1916 | 16,572 | 150,757 | 6,515 | 511 | 68,103 |
| 1917 | 24,141 | 166,884 | 8,420 | 625 | 69,691 |
| 1918 | 23,891 | 139,820 | 11,097 | 642 | 59,012 |
| 1919 | 43,723 | 183,794 | 20,900 | 1,455 | 82,350 |

| | | | | | |
|------|--------|---------|--------|-------|--------|
| 1920 | 64,563 | 189,732 | 30,913 | 2,330 | 89,423 |
| 1921 | 49,709 | 214,947 | 31,031 | 3,105 | 69,851 |
| 1922 | 48,273 | 229,310 | 28,953 | 2,250 | 78,419 |
| 1923 | 38,139 | 243,960 | 22,022 | 1,262 | 89,053 |

オーストリアでは一九一四年の有罪者統計が缺けてはゐるが、この年に於ける其の他の数字的材料は總て、獨逸に於けると同様の消長を示してゐる。先づ地方裁判所に繋屬せる重罪及輕罪の事件は減少してゐる。而してこの減少は調査せる十五の地方裁判所の何れに於ても同様に認められるところである。然し三ヶ所だけ例外があつて、セント・ペルテン、ウインナ新市街、スタイルでは一九一四年の繋屬事件数は増加を示してゐる。これは次の如く説明されるであらう。即ちこの三ヶ所は軍需工業の中心地帯であつて、云ふまでもなく戦争勃發と同時に平常の數倍にも餘る労働者人口が集中したのである。——また區裁判所に於ける違警罪事件も一九一三年の二一四、六〇六から、一九一四年には一四三、五九八に低下してゐる。最後にウインナ警視廳の告發統計にも類似の現象が認められる。即ち戦前の年に比し警察告發數は非常に減少してゐる。これには若干の例外があるが、後に研究すべき問題である。

斯くの如き犯罪數の減少の部分的説明ならば勿論、重要な年齢階級の戦時不在、また既述の如き公衆の告發に對する寛容、或る種の犯罪の軍事裁判への移管、多數の外來者殊に土木労働者、商人、周旋人等がその故郷より流れ出て來たこと等に根據を求め得べく、これ等は犯罪にとつて意義無しとは爲し得ないであらう。これに對しては更にガリシヤ及びブゴヴィーナ（ルーマニヤの地名）からの多數の避難民増加を指摘しなければなるまい。それがために恐らく前述の最後の變化はより以上に相殺されたであらう。

總て以上の如き結果によつて、吾々が獨逸に就て確證した點と關聯して、恐らく注意深い觀察者ならば次の如き結論を下し得るであらう。即ち、戦争の初期は犯罪に對して好ましい影響を及ぼした、と。それと共に、後に言及する如く、既に戦争初期に認められた現象が、確認されるのである。

二、一九一五年及び一六年に至つては、戦争初期の極めて喜ぶべき状態が、早くも相當憂慮すべき様相を示してゐる。一般の氣分は明らかに一變するに至り、最初の愛國的熱狂時代は過ぎ去つて了つた。一九一四年より一五年へかけての冬ロシアの大勝は、吾々が錯覺してゐたより敵の方がはるかには慎重な戦争準備をしてゐたことを示した。のみならず一九一五年の五月には新鋭なる敵イタリア——一月前までは友邦であつたが——が對奧戰に参加するに至り、斯くて間もなく平和は克復するだらうとの期待は霧散したのであつた。然し、ロシアが北方に於て退却を餘儀なくされ、南方に於ても、イタリア軍の第一回猛攻撃を華々しく撃退した頃には、まだ猶確信を持つてゐたのである。云ふ

までもなく、國內に於ても色々な困難が増加した。政府は議會の機能を停止し、緊急勅令を以つて立法に代はらしめた。歴倒的多數を占めるオーストリア在住獨逸人はこのことを喜んでゐたやうであるが、然し實際上かゝる危機に際して、議會の如きものを以つて統治することは不可能の如く思はれたし、既に極めて平和な時代に於てさへ議會は黨派争ひのために混亂を來し結局その機能を喪つてゐたのである。然しこのことがドイツ・オーストリアに於てさへ一般的な意見になつてゐなかつたことは、首相スチルギー伯が一社會民主黨議員のために白晝殺害されたことによつても判る。それは恐らく崩壞の最初の前觸れであつたであらうが、當時は殆どそんなふうに考へられず、全く突發的事件であると思はれてゐた。而も全體として見れば、「義務履行時代」であつたのである。人々は戦争の苦痛を最後の勝利の日まで耐え忍ばんとし、且つ自任し切つてゐた。この戦争の苦痛は既に露骨に現れてゐたのである。冬季激戦の死傷は云はずもがな、經濟状態も著しく悪化してゐた。一九一五年の收穫は不作であり、加ふるに軍隊の大移動のために輸送上の支障を來し、従つて生活必需品の配給は益々不圓滑となつた。重要な日常用品の價格は一九一五年には倍増し、一九一六年には遂に五倍となつた。更に打ち續く召集があり、一九一五年の春には十八歳の男子、一九一六年には五十歳の男子まで徴集せられた。斯くの如く極めて若く、また極めて老いたる年齢階級まで召集せざるを得なかつたのである。それでなくとも——犯罪にとつて非常に重大であるが——人口の激しい移動があつた。即ち、平常の國外移住が完全に停止され、一方ではガリシヤ、ブヴグイーナの獨逸・オーストリーから

波濤の如く押し寄せる避難民が氾濫し始めてゐた。勿論北部の大半が平和になつた時には、この人口移動はピタと止んだのであるが、その代り今度はイタリヤに於ける戰場からの避難民が流れ込むことゝなつた。

この時代の犯罪は相かはらず決して、非常に不良な状態に在るわけではない。犯罪數は全體から云へば、普通裁判所に關する限り、平和時代の水準よりはるかに低下してゐる。これは第一に、第一審裁判所に於ける重罪及び輕罪の被告事件數が減少したことによつても判る。このやうな減少は俄かに工場化した地方に於ても大抵見られるところである。受刑者數も戦前のそれよりは少い。それはもちろん大量的な召集に關係があるが、然しかやうに軍事裁判權に服する者が次第に増加してゐるからこそ、一九一五年より一六年へかけて犯罪數が増加したことが、全然無意味な徴表ではなくなるのである。戦線の後方にある軍事裁判所に就てみるならば、この時代には刑事事件の數は著しく増加してゐる。それは勿論平和時代には一般に何等重大な役割を演じてゐなかつたものである。

斯くの如き數字の姿を正しく評價することは困難ではあるが、この時代に犯罪は既に平和時代の高さを凌駕し始めてゐることを認めないわけにはゆかないのである。その證據には、婦人犯罪數は召集によつて隠蔽されるものでないに拘らず、既に平和時代の状態を超えてゐると云ふ事實がある。それは受刑者統計によつても判るが、またウインナ警視廳の一九一六年の治安報告に於ても明瞭に認められるところである。然しこの期間に於て最も重要なことであり、且つそれによつて戦争の初期との區

別を甚だ明瞭に示すのは、少年の不良化がはつきり認められる程に増加したことである。それによつて、よく忍従し義務を遂行してゆくべき時に當つて、それに堪へ得る力のない最初の者は少年であると云ふことが判る。

斯くの如き悪化への方向轉換は敢て驚くには當らない。就中、食料品其他一切の日用品の缺乏が漸く目立つてきたが、それは犯罪を後に隨へる。即ち一方では竊盜、他方では暴利を食ふこととなる。殊に後者に就ては、その増加は部分的には前述のガリシヤよりの避難民の流入と關係がある。即ち彼等は家を失ひ職に離れるや否や、絶好の機會を各種の暴利の追及、投機の企てに利用するわけである。一九一六年ウインナでは約十四萬二千人の避難民が居たことが報ぜられてをり、彼等の多くは自分の故郷が平和になつても依然としてウインナに留つてゐた。之に反し典型的な暴力犯罪は減少したが、同時に器物毀棄竝に騷擾が飛躍的に増加したことは云ふまでもない——これらの犯罪は、多くは日用品缺乏のための大衆示威運動に關して行はれたものであるが、また軍隊の大きな需要も、人的竝に物的方面に於て新しい犯罪を生む誘因となつた。即ち兵役免除詐欺 (Militärbefreiungsschwindel) が大規模に増加し、軍隊の徵發に際して無い振りをする事が多くなるのである。

三、一九一六年に祕かに準備されつゝあつた一切の禍根は、戦争末期の頃には増大して行つて遂には殆ども早耐え難いものとなつた。疲弊時代が來たのである。然し何と云つても、戦争が有利に、それともせめて五分々に終結すればよいと云ふ期待は依然として崩れなかつた。實を云へば、不利な時

代に於ても局部的な大勝が絶えず悲惨な經過を中斷し、迫りつゝある運命を一寸延しに延してゐたことは、中歐諸國にとつては奇妙な悲劇であつた。戦争の後半にはイタリヤに於ける華々しい大勝、ルーマニヤとロシアの崩壊があつて、それは氣分を引立たせることになつたのである。加ふるに戦争の最後の日まで、政府によつて壓迫されてゐた言論機關は、あらゆる手段を弄して事態の真相を隠蔽してゐた。かくして民衆の大部分は、戦争から次第に多く頽ち興へる一切の禍根に、益々身を委ねることとなつたのである。物價は騰貴した。一九一八年一月に於ける日用品價格は戦前の約八倍、七月には早くも十六倍となつた。俸給竝に賃銀は、一定部門の戦時産業でない限り、前述の物價騰貴に歩調を合せることは出来なかつた。然し、よしんば収入状態が良好であつたとしても、日常必需品はそこらに轉つてゐるわけではなく、少くとも大部分の民衆には手に入れることが出来なかつたのである。配給制限規則 (Rationierungsvorschriften) は直接あらゆる生活必需品の消費を窒息せしめた。食料品や日用品の一人當り配給量は、僅かに個人の生存の最少限 (Existenzminimum) に過ぎず、ともすればそれ以下に下ることもあつた。而もこのことはオーストリヤにとつては致命傷となつた。即ちこの配給制限規則は、全部ではなくとも多くの地方に於て、その運用當を得ず、ために民衆は次週の配給を受ける場合、割當て量を受取ることさへ實際は決して確實ではなかつた。のみならず食料品は粗悪となり、その榮養價は著しく低下し、パンは屢々喰へないことがあり、また健康を害することもあつたのである。従つてブレストリットウスク (Brest-Litovsk) 竝にブカレスト (Bukarest) の休戦

條約は「パンの平和條約」(Brotfrieden)として喜び迎へられ、而も人々は、それによつて南ロシア及びルーマニヤの穀倉が飢饉に瀕しつゝあるオーストリアのために開かれるのではないかと空頼みさへしてゐたのである。もとよりそれは重大な錯覺であつた。事態は好轉せず、ために氣分は完全に沈んで了つた。

犯罪はこの時代には激しく増加した。第一審裁判所に於ける重罪竝に輕罪の被告事件は、一九一八年は一九一六年の正に二倍となり、更に個々の裁判所の數字を調べてみると、何れも残らずこの恐るべき増加を分擔してゐるのである。殊に著しいのは中都市に於ける増加であるが、例へば次表の如くである。

| | |
|----------------------------|------------|
| リ ン ツ | 七一七ヨリ一七八六へ |
| ザ ル ツ ブ ル グ | 四九四ヨリ一六六六へ |
| イ ン ス ブ ル ク | 八八七ヨリ二一八九へ |

重罪受刑者も同じ状態を示してゐる。一九一八年に於ては、人口數は減少し軍事裁判所の管轄に屬する者が益々増加してきたに拘らず、戦前の數字をはるかに凌駕してゐるのである。大審院檢事局の認むるところでは、被告百人に對し七〇乃至七五人の兵士が包含されてゐたことである。然らば例へばウイennaに於ては、この時代に於ける軍事裁判所の刑事事件は倍加したことになる。この場合次の點を注意しなければならぬ。普通裁判所及び軍事裁判所の被告事件數は加算するを得ず、また

よし總計してもそれを平和時代と比較するを得ないと云ふことである。蓋し、召集されたドイツ・オーストリア人の大部分は戦線後方の軍事裁判には服してをらず、現在ウイennaに駐屯しつゝある軍隊にあつては君主國出身の兵員ばかりであつたからである。

四、一九一八年秋には崩壊が始つた。先づ——同時に而も相互に助長しつゝ——軍事的竝に政治的分解が始まり、それに續いてやがて經濟の崩壊となつた。一九一八年春、フランスに於ける獨逸軍の攻勢が膠著状態に陥り、間もなくそれに續いてイタリヤに對するオーストリー軍の攻勢が失敗に終つて以來、民衆の間には明らかに諦らめの心持を生ずるに至つた。戦争を有利に終結せしむる希望は全然なくなつた。寧ろ實際のところは精根の限りを費ひ果してゐたのである。一九一八年の夏、閣議の開かれた際各大臣は何れもその所管事項に關し報告を爲したが、要するにその歸するところは一つであつた。曰く、「わが經濟力は敗北した、食糧は無く、原料も勞働力も石炭も無い、萬事休せり矣」と。民衆は未だ事態の真相は知る由もなかつたが、然しその結果は、自らの肉體によつて餘りに明瞭に、而も時々刻々之を體感してゐたのである。も早小指一本觸れても建物は倒壊するまでに至つてゐた。事件が相次で殺到した。曰く、バルカンに於ける軍隊の退却、曰く、ブルガリヤの逆襲、曰く、休戦の申込、曰く、武裝解除、曰く、カイゼルの退位及び君主政治の崩壊を伴ふ革命。これ等は滿四年以上も忍耐し續けた後に來れる、近々數週間の破壊作業であつた。それに續いて起つた出來事を、僅か數行の中に述べつくすことは到底不可能である。それは云はゞ全く混亂時代であつたので

ある。新しい主権者の権力の基礎は尙鞏固でなく、急進思潮は日に日に過激主義の蜂起を疑懼せしむるに至つた。斯うした危険が極度に迫つたのは、隣接國ハンガリー及びバイエルンに於て事實上勞農共和國 (Räterepublik) が建設せられた時である。外國軍隊は依然としてオーストリーの版圖を占領し、外國委員團 (Fremde Kommissionen) は行政に干渉してゐた。流れの如き歸還兵、送還される捕虜。正規軍及び非正規軍は町と云はず村と云はず、之を不安に陥入れた。勞働者竝に兵士委員及びそれ等の自稱委員は、我物顔に權力を擅にした。總力を集中組織しようとしても、それは徒勞であるかの如く思はれた。蓋し、新オーストリアの悲運は國內革命によつてはそれ程手痛いものではなかつたが、むしろ帝制の崩壊と共にその經濟竝に運輸の統一まで破壊されたからである。(文献三九) 獨逸諸州は食料品、原料、半加工品に關しては、舊帝制諸領とは全く異なる地方に依存してゐた。従つてそれ等の自給自足化と共に、新オーストリアは完全に經濟的崩壊に來らざるを得なかつた。それは個々の市民にとつては、貨幣の急速な下落及びそれと同時に價格の急騰によつて知らされた。クロイーネの購買力は平時に比して、一九二〇年初頭には十五分の一、一九二一年初頭には百分の一、一九二二年初頭には千分の一以下に過ぎなくなつた。一九二二年秋に至つて漸く、クロイーネを安定せしめんとする國際借款によつて、比率は變化せしめることが出來たのである。

總てこれ等の事件及びそれより生じた犯罪的影響は、戰爭經濟當時の國民の狀態に留意する時に甫めて理解し得るのである。憔悴し、餓え疲れ、過勞に陥り、神經は萎え、血の最後の一滴までも失ひ

つくした、あの當時の國民の狀態をである。飢餓と失業、未曾有の住宅難と燃料難とが押寄せた。政治的崩壊は同時に國民の肉體の崩壊であり、それはその背後に道德的崩壊をも隨へてゐたのである。

先づ刑事統計の語るところを聞かう。軍事裁判が解消し、従つて普通裁判所の報告は最早不完全なものではなくなつてゐる以上、更に之に加ふるに、最近十年間の人口移動の結果を概観し得る國勢調査が行はれるならば、刑事統計の報ずるこの時代の數字は信頼するに足るものである。その限りでは戦前の犯罪との比較は容易になるが、勿論考へ方によつては、處罰されず従つて計上されない犯罪の割合は決してそんなに大きくはないと云ふことは、この時代の方が古い時代に就てよりも妥當するわけである。

重罪及び輕罪被告事件に關しては、既に一九一八年に四〇%の増加を示してゐり、一九二〇年には一九一八年の殆ど二倍となつてゐる。重罪受刑者數は戦後の四ヶ年間に、戦前の四ヶ年間の倍となつてゐる。然し人口は版圖の分轄、疾病竝に戦死によつて大減少を來してゐるのであるから、絶對數でなく相對數を觀察して甫めて正しい觀念に達することが出来る。即ち次の如くなる。戦前では人口十萬に對し重罪受刑者二〇九・五であるが、戦後では五六八・六となるのである。

違警罪による受刑者は激減してゐる。フォルヒヤー(文献一六)は、罪となるべき行爲全部を合算して、之に據つて、戦後の犯罪を戦前のそれに比すれば『その廣さに就ては極めて弱いが、その強さに就ては異常な増加を示した』と結論してゐる。この命題は眞實の狀態に就て誤つた觀念を生ぜしめ易い。先づこの時代にあつては、公衆も警察も裁判所も微少事件などに係り合ふ邊がなかつたから、違警罪は確かに減少した。従つて受刑者の減少によつて犯罪の減少を結論することは出来ない。(へ

ブラーの見解も同様、文獻三四)然しこの點は暫く措くとするも、重罪と違警罪とを常に合算することは考慮の餘地がある。例へば浮浪者取締法違反が戦後一萬六千から三千に低下したとしても、之を以つて云はゞそれだけの竊盜の増加と差引勘定になるとは云へない。寧ろ獨逸刑法上から云へば多くの無價値なものを包含する違警罪を、一般に重罪と共に混合して了ふことは、裁判所の活動に關しては、犯罪に關するある觀念を發展せしめようとする限り、避けなければならぬ。

かくして吾々は犯罪の巨大な膨脹に當面する。それは確かに數字によつて考へられるより以上に大きいものである。既に參戰國は通常の權力で以て犯罪を防遏するに足る力を有しなかつたし、寧ろこのことは革命政權に就てより多く妥當することであつた。而も確かにかゝる理由から無数の犯罪者が檢舉されずに終つたにも拘らず、オーストリアの裁判所は殺到する刑事事件のために未曾有の氾濫を來したのであつた。やがては過重負擔のために、特にウイenna刑事裁判所に於て醸し出された諸種の弊害に關する記事が、毎日の如く新聞に掲載されるに至つた。豫審判事は精々で次から次へと押し寄せる勾留事件を處理し得るに過ぎず、民事裁判官まで刑事裁判所に配置せざるを得なかつたし、在監者は二倍乃至三倍を超へた。大審院検事局の注意通牒は、これに關して劇烈な文句を含んでゐる。曰く「刑罰執行と云ふことは裁判官にとつて、云はば厄介なものとなる」、再三の科刑も何の役にも立たない、多くの釋放者は幾許もなく再犯のために收容されてくる、地方に於ても状態は良好ではなからぬ。

「地方民が監獄を避難所だと考へても敢て怪しむに足りないだらう。」と。犯罪の波動の頂點がどの年にあるかを決定することは、興味のあることであらう。受刑者の數から云へば、それは一九二一年であつた。然しこれによつて受刑者の最大量を決定することは出來ない

であらう。裁判所には巨大な未済事件が残つて居り、それは刑事司法上已むに已まれぬ改革があつて後漸く處理することが出來たからである。従つて事件數の最大の年に注意せねばなるまい。それは一九二〇年であつたやうである。然し、茲に問題となつてゐるのは國家機關の檢舉した犯罪ではなく、實際上生じた犯罪なのであるから、次の點を注意せねばならぬ。一九二〇年に於ける檢察機能の強度は、既に一九一九年の混亂期に比し著しく恢復されてゐたこと、従つて、捜査されない事件の割合は一極めて低下してゐたやうと云ふ點である。然し次の點は注目すべきである。ウイenna警視廳では一九一九年に於て一九二〇年の倍に達する窃盜及強盜事件を摘發したのであるが、捜査の不充分のために、検事局送致となつた數は非常に少かつた。従つて、大審院検事局は次の如く結論してゐる。曰く「一九二〇年に於ては検事局に提起された告發件數は増加してゐるにも拘らず、實際の犯罪は前年より非常に少かつたと云ふことは争ふ余地がない」と。低部並に上部オーストリア及びザルツブルグに就ても、検事局は既にその當時犯罪の頂點を超へてゐると考へてゐたのである。即ち告發件數の増加は、單に憲兵の増加と、その徹底的な活動並に、その活動が一九一九年に於けるが如く絶へず兵士及び労働者委員によつて阻止されるやうなことがなくなつたこと、關係ありと云はねばならぬとしてゐる。故に——統計上のあらゆる證明に反して——一九一九年が犯罪の頂點であつたと認めざるを得ない。

五、然し一九二〇年乃至一九二三年に於て、或る程度の改善が齎らされたとしても、戦前に比すれ

ば犯罪的には猶非常な負擔を背負つてゐるのである。この原因に就ては尙説明を要するが、此處では單に、一九二三年は轉換期を齎した如く見ゆることを指摘するに止めたい。前年にはなほ約五萬を下した「被告事件」數は、一九二三年には俄かに三萬八千に低落してゐる。この低落は聯邦内の個々の裁判管轄に就ても見られるところである。實際政治的竝に社會的情勢も相貌を一變したが、殊に一九二二年の秋に於けるクローネの安定によつて一變するに至り、この安定は全經濟に至大の意義を有してゐたのである。この時以降を「復興時代」と名付けることができ、成程ある種の犯罪に就ては、戰爭の惡影響が今日に至つて漸く完全に明白に現はれるに至つたとしても、刑事統計の示すところによれば、一九二三年を以つて亦道德的復興が始つた如く思はれるのである。

(第二表) 重罪受刑者 (自1911年 至1923年)

| | 1911 | 1912 | 1913 | 1914 | 1915 | 1916 | 1917 | 1918 | 1919 | 1920 | 1921 | 1922 | 1923 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 官吏ニ對スル暴行 | 885 | 968 | 804 | — | 277 | 167 | 95 | 112 | 415 | 573 | 941 | 1,060 | 1,035 |
| 故意ノ器物毀棄 | 181 | 227 | 139 | — | 22 | 61 | 20 | 19 | 52 | 93 | 97 | 135 | 117 |
| 恐喝 | 147 | 144 | 201 | — | 65 | 50 | 47 | 35 | 111 | 107 | 139 | 150 | 216 |
| 脅迫 | 414 | 435 | 402 | — | 157 | 69 | 51 | 32 | 109 | 139 | 201 | 400 | 524 |
| 職務濫用及業務上横領 | 2 | 5 | 3 | — | 19 | 12 | 7 | 4 | 5 | 20 | 86 | 79 | 73 |
| 風俗犯罪 | 777 | 882 | 891 | — | 480 | 297 | 165 | 107 | 169 | 287 | 558 | 686 | 1,087 |

| | 32 | 18 | 36 | — | 15 | 16 | 14 | 14 | 31 | 51 | 48 | 39 | 31 | 61 |
|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 謀殺 | 32 | 18 | 36 | — | 15 | 16 | 14 | 14 | 31 | 51 | 48 | 39 | 31 | 61 |
| 殺胎 | 63 | 56 | 49 | — | 47 | 13 | 14 | 8 | 22 | 28 | 35 | 27 | 51 | |
| 強姦 | 68 | 89 | 83 | — | 172 | 195 | 175 | 88 | 55 | 160 | 367 | 495 | 619 | |
| 傷及共犯 | 1,380 | 1,444 | 1,230 | — | 386 | 204 | 114 | 121 | 221 | 365 | 661 | 970 | 1,082 | |
| 強姦及共犯 | 36 | 39 | 46 | — | 53 | 28 | 10 | 16 | 97 | 65 | 51 | 40 | 45 | |
| 強姦及共犯 | 2,976 | 3,275 | 3,610 | — | 3,230 | 4,375 | 6,760 | 9,118 | 17,823 | 26,050 | 24,430 | 21,409 | 14,184 | |
| 強姦及共犯 | 336 | 393 | 431 | — | 307 | 290 | 276 | 532 | 378 | 549 | 900 | 977 | 667 | |
| 強姦及共犯 | 810 | 964 | 926 | — | 577 | 552 | 591 | 887 | 1,179 | 2,106 | 1,962 | 1,585 | 1,449 | |
| 強姦及共犯 | 489 | 437 | 434 | — | 206 | 186 | 81 | 187 | 213 | 323 | 504 | 714 | 812 | |
| 計 | 8,596 | 9,376 | 9,285 | — | 6,013 | 6,515 | 8,420 | 11,097 | 20,900 | 30,913 | 31,031 | 28,758 | 22,022 | |

第三章 個々の犯罪群

〔一〕 國家に對する犯罪

あらゆる犯罪は何等かの意味に於て國家及共同社會に反抗して行はれるものである。此處に吾々が國家に對する犯罪と稱するは、直接國家に對して行はれた犯罪を意味するのである。この犯罪は寧ろ戰時に於てこそ特殊の興味を有する。蓋し、戰爭は國家に對して極めて強力な權力を賦與する。即ち、夫を家庭や職業から奪ひ去り、息子を兩親から、父親を子供等から奪ひ去る權能を與へるのである。而も同時に經濟戰ともなれば、世界大戰がさうであつたやうに、殆ど一塊の石ころと雖も他人のために頒ち與へることはない。國家は商人に對しては、何を、誰に、如何なる價格で賣るべきかを規定し、市民に對しては、何を何處で買ふべきか、毎日何斤のパンを喰ふべきか、幾許の石炭を燃すべきか、晩には何箇のランプを灯すべきか、何枚のシャツを着るべきかを規定する。この戰爭に於ても亦然り、乳飲み兒から腰に杖の老人に至るまで、皆各々直接その肉體の上に國家の支配を感受しなければならなかつた。

如何にして人間は總てこれらのことを甘受し得たか。人間はこのレヴィアタン（譯者註、聖書に出てくる巨大な海獸）に對して果して反抗し得なかつたか。これこそ正に、先づ第一に解決すべき疑問

である。この疑問は全く特殊の力を以つて我々の觀察を強ふる。蓋し、オーストリア人は平時に於てさへ、その民族的に分裂せる祖國に對しては、プロシア人又は外観は異つてゐるが英國人の特性たるかの激濁たる愛國精神と云ふ點では、特に他に優れてゐるわけではなかつたのである。

今若し戰時に於て國家の存立、國家施設及び機關の機能を保全すべき任務を有する諸々の規範、並にこの規範に反する犯罪を觀察すれば、相互に極めて異なる多數の犯罪事實を分類することが出来る。

一、オーストリア・ハンガリーの國家形體の民族的構成に就ては、既に早くから多數の懷疑論者が意見を發表してゐるが、それは專制政治が果して動員の最初の日を乗切ることが出来るかどうかと云ふのである。この悲觀論が杞憂であつたことは事實が明らかに證明してゐる。成程大部分の者殊にスラヴ人の大部分は、云はゞ自分たちの血族に對する戰爭に参加したのであつて、精神的態度に於ては、獨逸・オーストリア人と異つてゐたことは云ふまでもない。然し、市民としての實際上の態度に於ては斯ふ云ふことはなかつた。大きな騷擾事件や不穩な氣配などは全然なかつたのである。先づ大きな大逆事件としては、かの國會議員で後にチェッコの首相となつたクラマルシュに對する事件があつて、一九一六年にウイennaの一軍法會議で審理されたが、これは被告に對する死刑の宣告及び後に至つてその特赦によつて終結した。この事件は潜在的な運動が秘かに行はれてゐたことを物語つてゐる。然し此處では獨逸・オーストリアに就てのみ述べるべきであるから、これ以上詮索する必要は

ない。確かに戦時中の政治犯罪は眞に憂慮すべきものはなかつたのである。然し一九一四年ウイーン警視廳の治安報告によつて確認せられてゐるところに依れば、其の他の犯罪は急激に減少するに際し政治的犯罪は増加したと云ふのである。實際刑法第五八條乃至六七條（大逆罪、君主に對する危害罪、公安の攪亂）による被告事件数は、一九一四年には極めて著しく増加したのである。この種事件は戦前ウイーンでは平均十八件の検舉を見たのであるが、一九一四年には十二倍になつた。その主なるものは、特に君主に對する危害、及びその他の言論犯罪、例へばサラエボの殺人事件を是認し、或は賣國奴的煽動などがそれである。大審院検事局の報告によれば、これ等の犯人は多くは外國人であり、内國人が犯罪を犯した場合でも、それは平常から刑務所で衣食してゐた墮落した人間であつたか、或は單に無思慮のために出た言動であつて、計企的な反國家的思想に由來するものではなかつたとのことである。これ等の犯罪の増加は實際さまで重大視すべきでないことは、その後數字が引續き低落してゐることによつて判る。一九一七年迄の告發件数は——それ以降は不明——その時代は昂奮のさ中に在り、而も今猶記憶に残る如く、不安と憂慮の原因が次第に増加しつゝあつたに拘はらず、告發件数は略平和時代の水準まで低下したのである。

之等の犯罪のために處罰された者の數字は報告されてゐないが、それはこの種の刑事事件が軍事裁判に移管されてゐたからである。反之、その他の輕度の政治犯罪は普通裁判所でも審理された。例へば統治竝に專制政治に對する誹謗、戦争の原因又はその遂行に關する煽動的言辭、軍隊及其の指揮官

に對する誹謗、敵の行爲若くは裏切行爲の是認竝に稱讚、チエッコ人又は猶太人に對する憤激（後



者の多くは、日用品賣買に於ける暴利及び物價騰貴と關係がある。獨逸皇帝に對する侮辱等である。然しこれ等の事件にして摘發され、そして處罰されるに至つた者は極く僅かであつた。——それに就ても數字を知ることが得ないが、それは、この種犯罪は統計上では「其ノ他ノ犯罪」として總括されて了つてゐるからである。然しこの「其ノ他」の犯罪の數字も戦時中顯著に減少してゐることは注目すべきである。——間諜犯罪も軍事裁判に移管されてゐたから、残念ながらこの犯罪の消長に就ては數字的根據を以つて何事も謂ふことが出來ない。然し極めて増大したことは明らかである。既に一九一四年には戦争の前觸れの如く、ウイーンナ地方裁判所だけでも五四件のスパイ事件が審理されてゐた。だが事の性質上、スパイの主たる活動領域は兵站や戦線後方従つて今日のオーストリア國內に在つたのではなく、戦線とその要塞に在つたことは云ふまでもない。

民衆の國家に對する態度には、既述の如く注目すべきものがあるが、就中政府當路者に對する暴行犯罪竝に官吏侮辱罪の消長に就ては注目すべきものがある。即ち、戦時初期の昂奮と、動員中ウイーンナに巨大な人口集中があつたに拘らず、この種の侵害行爲のために警察に檢舉された者は、一九一四年には極めて著しく減少してゐたのである。

ウイーンナ警察檢舉人員

公然暴行（七六條乃至八四條）年平均一九一一年乃至一九一三年

公務執行妨害

| | |
|--------------|-----|
| 一九一四年 | 六五〇 |
| 一九一一年乃至一九一三年 | 四五九 |
| 年平均 | 六四八 |
| 一九一四年 | 四二四 |

それ以降の新オーストリア國全體の受刑者指數は發表せられてゐる。(第二表参照) それによると戦時には受刑者指數が極めて著しく低下することを認め得る。勿論このやうな解釋には或程度の疑惑は伴はざるを得ないであらう。蓋し、檢察官廳は之等の犯罪に對して、無用の刺激を避けるために特に寛大な取扱を爲すことは明らかであるからである。然し獨逸の刑事統計も、兵役に關係なき年齢階級にあつてもこの種犯罪が減退してゐることを證明してゐる。従つて官吏に對する暴行は、實際上減少したと謂はねばなるまい。そしてそれは後に吾々がその他の暴力犯罪に就て認めると同様の消長を示してゐるのである。従つてその原因も同一であらうと思はれるが、それは後に特に言及したいと思ふ。全く相似的な消長を示してゐるのは官吏侮辱罪であるが、これは戦前に於ては年々約四、二〇〇であつたものが、戦中には約半減してゐるのである。

戦時經濟が民衆と官吏との磨擦面を極めて著しく擴大し、婦人ですへも國家官吏との間に非常に強い、而も全く不粹な接觸には入つて行かなければならなかつたにも拘らず、却つてこの種犯罪が著しく減少してゐることは奇妙である。

戦時中を通じて獨逸・オーストリア國內で恐らく最も耳目を聳動せしめた政治犯罪は、同じく官吏而も國家最高の官吏に對して行はれた犯罪であつた。即ち首相スチュルギー伯爵の暗殺がそれである。

一九一六年十月二十一日、スチュルギー伯爵は晝食のために赴いたウィннаのレストラントで、社會民主黨議員某のために、數發の拳銃射撃を受けて仆れた。某は謀殺で起訴されたが、大辯論の中で彼が述べた意見は、自分の行爲は責任無能力の状態に於て行はれたと云ふのであつた。(鑑定人は、彼は精神的には低格者であるが、責任を有するものであると爲した)。次に、專制政治の横暴によつて陪審裁判と拘り代へられた裁判の不當を主張した。彼の犯行その者は單に目的に役立つ行爲に過ぎず、被害者の代表しておつた虚偽の國家に對して向けられた、自然的法律意識に相應せる暴力行爲なりとした。スチュルギーは議會の機能を停止し、それによつて憲法上認められた大臣の責任を幻覺的なものと化せしめたのであるから、彼にとつて残されたものは暴力に對する緊急自衛權以外の何者でもない。彼の行爲は獨逸ブルジョアジー、即ちこの戦争中に於て民族的獨立を獲得せんとするのでなく、ベルリンよりバグダッドに至る諸國民を民族的に支配せんとする、従つて露骨な帝國主義を主張する獨逸ブルジョアジーに對する警鐘である。而も同時に彼の行爲は、社會民主黨自身の中にある欺瞞的精神に對する一つの抗議でもある、即ち黨の指導者は革命及びインターナショナルイズムの理想を裏切り、而も帝國主義を信奉するに至つておる。一九一六年十月二十三日開かれんとした、ウィнна高等學校教授會議の禁止令は、早くから計畫せられてゐた非合法行爲に對する最後の契機となつたものである、と述べた。被告人は謀殺罪によつて有罪宣告を受け、絞首刑を言渡されたが、後に至つて特赦により自由刑に變更された。

この例外を除けば、ドイツ・オーストリアに於ける政治犯罪は革命に至るまで何等重要な役割を演じたものはなかつた。革命とは云ふが、「統治形式の暴力的變更を企圖した」總ての者に就ては、勿論

大逆内亂罪 (Hochverrat) であつた。然しこの全革命は世界歴史上最も流血の慘酷きものであつた。歴史上の諸國家の崩壊は外部からよりも、寧ろ内部から強行されたものである。この革命の直接の動因となつたものも、革命的黨派の暴力的突撃であつたのではなく、それより遙かに強力なホーヘンツォレルン王朝没落の報知であり、それに續いてはハツプスブルグ家の滅亡であつた。共和政治布告の日には單に大群集が議會に押寄せ、一寸した發砲騒ぎが行はれたに過ぎなかつたが、それは議會の内部へ向つて發砲されたもので、結局三人の犠牲者を生じたのであつた。然しこの革命は、その數字又は重大性から云つて事件の意義に相當するやうな犯罪的隨伴現象を毫も伴はなかつたのではあるが、その後の後續作用は正に犯罪學的觀點からも看過するを得ないものがあつた。國家竝に國家機關の權威に對する畏敬の念が薄らいだこと、國家及び國家秩序を維持し得なかつた隣邦ハンガリー及びバイエルンが、ボルシェヴィズムに轉落する危険に曝されてゐたと云ふやうな風説は當時既に行はれてゐたのであつた。公共犯罪こそ斯くの如き諸變化によつて極めて深い影響を與へられざるを得なかつたのである。

革命直後の數年間の消息を窺はしむるに足るものは、都市村落を問はず公共生活が完全に不安に陥つたことであり、それは絶へず反復される動亂より生じたものである。即ち、或は單に雷同的な、或は財産の不安に基く、或は血に飢えたる民衆の暴動がそれであつた。之等の事件は政治的竝に經濟的動因より發した。然しもとよりこの二つの原因を實際上嚴密に區別することは出來ない。政治的革命的

運動はその最良の温床を經濟的窮乏の中に見出すものであり、一方では飢餓に對する抗議は、さなきだに動搖しつつある社會に於て國家的危険を招來せずして止むことは決してないからである。

初期に於て危険の切迫を告げたものは、殆ど大半は政治的的革命運動、而も共產主義革命運動であつた。これが煽動運動は既に休戦前から始つてゐた。革命の日には外部からも運動が蜂起した。かの議會に對する發砲は、プロレタリア獨裁をロシアに眞似てオーストリアにも實施せんとする一つの小さな集團の、最初に試みた貧弱な企圖であつたのである。然し一九一九年の春行はれた二つの陰謀は最も危険なものであつた、と云ふのは共和國の軍隊たる民衛軍 (Volkswehr) は自ら強力に共產主義者によつて指導せられ、彼等はどの民衛軍大隊にあつても指導委員に對し指令を與へるやうになつたし、また他方ではロシア及びハンガリーのソヴェイェト密偵たちによつて煽動が不斷に進められてゐたからである。こゝで犯罪徵表學的觀察をすれば、大逆内亂罪、騷擾、公安の紊亂等が問題となる。これ等の襲撃事件は多くは號外や宣傳ビラによつて流布されたが、これは同一の事實を出版犯罪の形式で實現したものであつた。政治的集會が戦争のために飛散せしめられてゐる時に、或る新聞の如きは、北部鐵道の鐵橋が爆破せられたとか、ある教會が襲撃され、勤行の間に共產主義の宣傳ビラが舞つてゐたとか、デマを飛したものである。

一九一九年の夏には、既にその時にはミュンヘンの參議制共和政は倒れてゐたが、ハンガリーに於てもソヴェイェト體制が崩壊するに至り、それがためにオーストリアにとつて直接の共產主義的危

險は過ぎ去つたのである。然し前述の如き政治的傾向を有するハンガリーの事變と相並んで、より經濟的な原因に基く不安が絶へず生じ、而もそれは猶數年間繼續した。庶民暴動、飢餓騒動、食料倉庫の掠奪、私人の住居に於ける侵入及び強奪は日常茶飯事の如く行はれた。總てこれらは特に好んで、野外に於ける何等かの集會、失業者示威運動、ストライキ、パンの抗議等と結付き、兇暴な昂奮の結果高價な財寶まで全く無意味に破壊し去るに至つたものである。

こゝで飢餓暴動と謂ひ、その經濟的原因と謂ふも、それはもとより、これらの運動が徹頭徹尾飢餓のためにどうにもならなくなつた人々によつて惹起されたことを意味するのではない。決してそうではなく、持てる者、奸商、浪費者、猶太人の如き、今日の困窮状態に立至らしめた責任者なりとせられる者に對する復讐心と激怒こそ、寧ろ大多數の者にあつては、少くとも暴動の張本人にあつては、根本的な動機であつたのである。而して彼等に喜んでついて行つたのは、何等の収入もなくまた得る術さへもない多くの失業者、戦争によつて生活を奪はれた無頼漢、あらゆる不安動搖を歓迎してゐた共產主義的分子、はては平素は單に掠奪をことゝしてゐたやうな者まであつた。この場合決して暴力が行はれなかつたわけではないから、民衆は自衛策を講ずるに至り、「暴力ニ對シテハ暴力ヲ用フルコトヲ得ル」(vim vi repellere licet)と云ふ思想が風靡するに至つた。かくして民衛軍、憲兵、警官等の保安機關が、一般に充分な活動能力を持つてゐるものとすれば、絶へずこれ等との争闘を見るわけである。

殊に物價騰貴、肉類の缺乏、パンの供給不足があり、一方では穀紛や家畜など各種の徵發が行はれ、更に部分的には政治的性質を帯びたストライキ、例へば一九二二年オーストリアに於ける農業勞働者のストライキ等があり、それ等が示威運動や暴行の契機となつてゐるのである。日常必需品の配給に當る官吏、市長、裁判官等は酷遇され、穀物や家畜の引渡を拒まれ、日用品を調達しなければならぬ國家機關は暴力で抵抗を受けるのみならず、同時に家宅侵入や恐喝まで行はれた。多くの療養地や避暑地に於ける住民の旅客に對する態度も特徴的なものであつて、それ等の旅客は買溜や贅澤な消費によつて、定任者の日用食糧品を減少せしめ、同時にその價格を騰貴せしめるものだと考へられた。従つてかやうな避暑客は罵られたり追ひ出されたり、或は官憲まで止むなく彼等を追放せざるを得ないことも屢々であつた。總てこのやうなことは心理學的にも肯づけることであらう。農民はいつまでも續く國家の干渉に對して既にあきて了つて、義務的に穀物、家畜、牛乳、飼料などを而も農民自身がそれ等の缺乏に苦しみ、或は少くとも從來の生活を變更するの止むなきに立至るまで交付せざるを得ない、國家の強行經濟に最早甘じようとはしなくなつた。「若者たち」が戰場に出てゐる間は、暴力を以て反抗するが如きことは出来なかつたが、今や兵役關係ある人々が國家と親和を感じた以前の氣分に立ち歸つた時反抗は始つた。さてこそ、個人々々若くは農民ばかりでなく、全村舉つて國家行政に暴力を以つて反抗し、例へばスタイエルマルクで報ぜられてゐる如く、少なからざる武力を召集することによつてやうやく鎮撫し得たるが如き事態に立至つたのである。

この戦後数年間の二、三の新聞記事によつて前述の事態を明かにしたい。リッツ（一九一九年二月）に於ける肉類缺乏に對する示威運動に於て煽動演説が行はれ、その演説中では特にレストラントやカフェーに於ける娯樂の中止が要求された。この演説が導火線となつて、遂に兇暴な掠奪の場面が描かれた。閉鎖せる多數の食料品商はこぢ開けられ、剩すところなく強奪された。教會の建物の中まで押入り、狼藉の限りを盡した。掠奪品は分配された。一般状態は警察並に民軍の無力と相俟つて極めて憂慮すべきものがある。掠奪は二日間に互つて續けられてゐる。即決軍事裁判が布告せられるであらう。

スタイエルマルクでは約一千の農民が、管區長官の権限に委ねられたる家畜の交付を拒絶した。管區長官はその差押へのため百名の憲兵を派遣せんことを請求した。差押へは實施され、數十名の憲兵隊が監視のために残された。然し幾許もなく武装せる農民の一隊によつて制壓せられ、家畜は再び奪取せられるに至つた。憲兵は増派され、遂にこれ亦武装せる農民との本式の戦闘となつたが、農民隊の勝利に歸した。

イツプス河畔のワイドホーフエンに市場の開かれた際、約二百名の農民が區裁判所を襲ひ、法廷にある裁判官に十字火像や燭臺を投げつけ、密輸入のために晝間から拘禁されてゐた若い百姓を餘儀なく放免せしめた。其筋の命令によつて、主謀者逮捕のため二十五名の憲兵が召集せられた。

昨日インシュルに於て供給されたパンが不充分であつたために労働者の示威運動が行はれた後、本日はグムデンに於て大飢餓暴動が行はれた。グムデン管區に於ては本週は全然穀粉の配給無く、僅かに半量のパンが配給されたに過ぎない。非難は主として外國人に對して向けられてゐる。市町村代表者は、外國人のための一定量の食料として定められた穀粉を、國內人のために供給すべきことを承認せざるを得なかつた。それとともに、數名の官吏の罷免、殊に一名の労働者の解雇を要求する解決案も採用せられた。外國人より金を受けて管區内に入らしめた廉によつて、收賄の罪を問はれたのである。市町村代表者は、該外國人を即刻出發せしむべきことを誓約した。

それにも拘らず、刑事統計は何事をも語らないのと同様である。公然暴力行爲犯罪、即ち公の地位にある人に對して暴力の施用或は危険なる脅迫を爲すことによつて犯した罪は、時節柄幾百となく行はれたにも拘はらず、我國の刑事統計によれば、一九一九——二〇年に於ける受刑者は一九二一——

一三年のそれより僅少となつてゐる。一九二一年に至つて漸く、全オーストリアを通じ戦前の數に達し、やがて之を凌駕する。番人侮辱や職務執行妨害の如き些細な犯罪に就ても同様の消長を示してゐるのである。

注目すべきことは——それは同時にすべて犯罪統計から結論する場合の明らかな警告であるが——荒れ狂ふ崩壊期に於ける受刑者數は、其後の時期よりも僅少であつたと云ふことである。ともあれこの場合統計は全く錯覺を起さしめる。その理由は極めて簡單である。即ち、國家權力は自己の眼前に行はれてゐる一切の犯罪はもとより、それ等の中で最も重大な犯罪でさへも、之を罰するだけの力も無かつたのである。而して、一九一九年乃至二二年の犯罪數は激増を示してはゐるが、それはこの國に於ける犯罪の増加を物語るものではなく、むしろ國家權力が徐々に恢復強化せられ、それによつて實際上行はれた犯罪の次第に大きな役合を處罰し得るやうになつたことの證據である。あらゆる政治的な小暴動の計企や飢餓騒動の中心地たるウイennaに於て、受刑者數は戦前に比し減少してゐる（一九二〇年は戦前の五八%）に反し、地方では増加してゐる（一九二〇年、上部オーストリア、ザルツブルグ及びフォルアルベルグでは戦前の一三五%）と云ふことの説明も、恐らくは前述の點に存するであらう。ウイennaで減少してゐることは、犯罪の減少を意味するのではなく、大都市に現れる群集を考慮するがために、これ等の犯罪を訴追することは地方に於けるよりはるかに困難であつたと云ふ事實を意味するに過ぎないのである。

斯くの如き騷擾の結末竝に之が司法上の取扱振りを有力に物語る事例として、こゝに外國に於てまで視聽を集めたウィннаに於ける最後の同種事件を略述し、それに關する大審院検事局の報告を附加しておかう。

一九二二年十一月一日、政府をして物價騰貴に對して採るべき規定の實施を確約せしめんがために、勞働者の決議によつて議會の面前に於て大規模の示威運動が行はれた。行進は全く静肅に行はれた。政府は代表者等を迎へ入れた。街路では熱烈な演説が行はれたが、それは穩健派によつて行はれたもので、單に政府をして社會民主黨の經濟政策を實行せしめ、物價騰貴を抑制せしむべきことを目標としたに過ぎなかつた。それに對して嵐のやうな罵聲が起つた。約束なんぞはいらぬ。今や實の秋だ。そして持ち出された旗には絞首臺が描かれ、たゞ姦商のために」と云ふ文字が記載されてあつたが、それは至るところで大喝采を博した。昂奮は昂まり、突如として大衆の憤激は「成金」や姦商や外國人たちの娛樂場と目されてゐた場所に向けられた。目的物の中でも、圓形廣場に在る大きい硝子窓の目につくカフェであつた。忽ち襲撃され、窓や什器や、皿やコップまで叩き壊され、褥類は引き裂かれ、逃げまどふ客たちも襲はれ、或は暴行を受け、或は持物を掠奪され或は傷つけられた。獲物は更に圓形廣場通りやケルンテン通りの大きなホテルであつたが、其處には殊に裕福な外國人たちが住んでゐたのである。落花狼籍の有様となつた。一階の窓硝子は忽ちみんな打破られ、階下に進入し、窓も、その後にある氈布も、寢具も、其他の調度類も忽ち抛り出された。二、三の有名な外國人の持物まで持ち出され、その衣類などは暴徒がその場でペンデンプラバラに着て了つた。ホテルの前の道路は、布團の中から掴み出し御叮嚀に運び出したきた海草で埋め盡された。プリートルホテルのホールなどは、まるで焼跡の如くなつた。夕闇の迫る頃、群集はシユヴァアルツェンベルク廣場に在る將校集會所に殺到したが、そこは悪評のある「エトランゼルサークル」と云ふ夜會場で宿泊せしめる所であり、一際目立つて窓硝子があか／＼と焔めてゐた。忽ち一階の大ホールは占領されて了つた。大きな窓翼は下に立つてゐる群集の驚く隙もなく、大音響と共に突落され多くの負傷者を出した。それに續いて、手當り次第に家財道具が抛り出され、建物の前には破片の山が築かれた。ケルンテン通りやローテンツルム通り、グラーパーン廣場やステファンス廣場にある、特に大きな商店は軒竝に襲はれ、陳列品は硝子窓を破つて、一部分は全く掠奪されて了つた。或は奪ひ取つて抛り出される商品を群集が掴み取

る。そればかりでなく、窮乏せる恩給受給者、寡婦、孤兒、子供等のために準備されてゐた食料倉庫も、それと知りつゝ、最後の一片まで掠奪された。持ち出すことの出来ない物は使へないやうにされ、例へば被服を引裂き、書棚は壊して了つた。警官の非常召集を行ひ、萬全の處置を講じたのであるが、この大暴動に對しては如何とも施す術がなかつた。事件の現場は餘りに大きく、警官の配置は餘りに少かつたのである。民衆の抵抗を受けて警官の重傷を負つた者は數知れなかつた。破壊された器物も金額にすれば數百萬クローネに達したのであつた。

検事總長はこの事件に關して次の如く述べてゐる。一九二二年十一月一日の事件は、之を外面的に觀れば、最近數年間ウィннаに於て頻發せる暴動と全く類似の傾向を有する。然しその眞の原因たるや、近年類似事件と根本的に異なるものがあつた。蓋し、困窮状態は成程無いではなかつたが、之を以つて多くの犯人の一人一人に就て眞に動機なりとは爲し難いのである。當面のパンの大暴騰はこの示威運動の單なる契機となつたに過ぎず、この示威運動は、明らかに根本的には掠奪や暴行を毫も目的としてゐたのではなかつたのである。暴行を爲さんとする犯罪的意圖は、大群集に對する監督の無力の結果生ずる絶好のチャンスに當面し、且つは、周知の如き個人の全體に及ぼす群集暗示の作用と相俟つて、始めて生ずるものであると思はれる。極めて一部分の者（三八二人）のみが告發され、その中一一一人が有罪判決を受けたに過ぎなかつた。大多數の者は、逮捕されてゐた者でも、なる程暴動の場所（例へばシユヴァアルツェンベルク將校集會所）に居合せたものではあるが、それは單に後から好奇心に驅られて暴動の現場を見に行つた者であることが判明した。

前記の重大事件に對する刑法上の處分は以上の如くであつた。實際上行はれた一切の重大犯罪の中でも、僅かに「極めて一部分の者」が告發されたに過ぎず、而もこの一小部分の中で有罪判決を受けた者は、實に三分の一にも足りなかつたのである。更にこの事件は一九二二年、即ち新國家が既にその成立當初よりはるかに鞏固となつてゐた時期に起つたのである。因みに、前述の如き食料不足等のための示威運動は、既に戦時中から法律の嚴禁するところ、之を實行することは許されなかつたのである。これに關して検事總長は屢々（一九一六年）「警察官と檢事の協調」を説くところがあり、それによつて斯くの如き暴動は警察の獨力で處理せられ、唯それが「危険性」を帯ぶるに至つた時にのみ裁判所に告發せられたのであるが、この場合にも簡單に警官侮辱及び公務執行妨害の廉によつて處罰されるに過ぎなかつた。もとよりこの「協調」の申合に就ては、實際上これが取扱に際して、殊に「危険性」を既に有する時、公然暴行罪が成立するや否やは、檢事より以上に之を知る

者はなかつた。然し検事がかかる重大犯罪を簡単に微小事件として取扱ふことを決定するものとせば、検事は一切の犯罪を法律に基いて訴追すべき義務を負ふべきものと爲す、刑事訴訟の法定主義を抛棄せざるを得なかつたことを明らかに告白するものであり、換言すれば、國家はその機關をして火に油を注がしめるやうな馬鹿氣たことを——而も恐らく國家機關では手の下しやうもない大火の中へ——してはならぬと告白してゐるのである。これが、軍隊が動員せられ、ウイennaの市街が武器で固められてゐた頃の状態であることを思へば、もし動員解除と崩壊の後に、かかる犯罪を訴追すれば如何なる状態に立至つたかは、およそ想像するに難くないのである。

これと關係して、もちろん種類は異なるが、戦後重大な役割を演じた、國家に對する今一つの犯罪がある。銀行券偽造がそれである。この犯罪が戦時中には極めて稀であつたことは何等怪しむに足りない。銀行券偽造は既に戦前に於てもオーストリアでは多くはなかつたのであるが、それはオーストリア紙幣の價值が低落したために、それを偽造せんとする誘惑を減少したのである。然し綿密な専門たる警視總監シュルツ氏（文献第六〇）の記述によれば、革命は銀行券偽造の大飛躍を齎した。今やこの犯罪は徒黨を組んで行はれ、教養ある人物がその徒黨の指導者となり、彼等は「企業」を合理的に組織することを心得ており、實行に當つては「専門家」を雇ひ、そのために偽造は最良の設備の助けを藉り、美術的法則に適つた方法で——また極めて完全に——而も大量商品として生産せられた。而して主として行はれたのは外國貨幣の偽造である。かくしてポランド・ヤルク紙幣、弗紙幣、磅紙幣等を作る工場が発見せられたが、中でも最も多く行はれたのはチェッコ銀行券・印紙の贋造であつた。然し一九二二年に於てさへ、オーストリア五萬クロネ兌換券を流布した偽造工場がスタイエ

ルマルクで発見せられた。注目すべきことは、この事件でも、亦その他の事件に於ても非常に多くの外國人が關與してゐたことである。一九二二年ウイennaで銀行券偽造の廉によつて訴追された三四人名の被告の中、外國人は一三六名にも達し、大部分は國際的犯罪者で、彼等は治安状態が彼等にとつて好都合、正確に云へば「不安状態」にあつたればこそ、また投機の可能性が豊富であつたればこそ、オーストリアを彼等の活動の本據に撰んだわけである。然しそれだけが、オーストリアをして國際犯罪の寶の山であると云ふ名聲を博せしむるに至つた唯一の理由ではない。

二、國家に對して向けられた直接戦争犯罪と云ふときは、およそ參戰國が自己の領土を保護し、自己の抵抗力を維持せんがために公布するの止むなきに至つた一切の勅令に對する違反を數へ上ぐべきであらう。所謂「戦時刑法」(Kriegsstrafrecht)の大部分は之に屬し、旅券規則、越境規則、入國禁止、國土通過禁止、武器携帯禁止規則、傳書鳩、航空機の取扱規則等、これ等は戦争開始と共に逸早く大量的に公布せられたのである。これ等の犯罪が幾許の量に達するやは、統計が存在しないのであるから全然考へることが出来ない。然しこゝではむしろ警察上の性質を有する犯罪が問題となるのであつて、——なる程それ等の一つ一つ考へればより重大な意義を有するかも知れないが——それ等は吾々の觀察の目的から云へば左程重大ではないのである。

之に反しより犯罪徵表學的興味を覺えるのは、幾分異つたものである。およそ參戰國はその國民に對し、公安と秩序を紊さず、自國軍隊の進軍とその作戦を阻害せずと云ふ、當然の消極性を要求する

のみならず、また國民に對し、個人の奉公精神を平常より以上に試みると云ふ極めて積極的な要請を持つものである。國家は戰爭に於て國民に對し何を要求するかを考へてみるならば、要するに三つのもを擧げることが出来る。人、物、金である。

金は、オーストリア國はこれを戰時公債及び一時借入金の起債によつて受取つてゐたが、戰時税を引上げなかつたから、脱税を増加せしむるが如き動機は先づ全然なかつたのである。戰時公債に就ても、之を刑罰で強制するが如きことはなかつたから、この場合にも何等犯罪的影響はなかつたのである。然し戰後に於ては總てはもち論根本的に變化した。新しい財産税が現れ、就中戰時利得を租税によつて吸収しなければならなくなつた時には、廣範圍の脱税、財産の國外藏匿等が行はれるに至つた。オーストリア貨幣價值が全く飛躍的に低落すると共に、金、寶石、貨幣の犯罪的密貿易が恐るべき廣範圍に亙つて行はれた。この目的のためにありとあらゆる狡猾な手段が採られたが、或は自動車や航空機で國境哨兵線を突破するもの、二重底の旅行鞆を營業として製造するもの、棺桶の中に貨幣を入れて密貿易せんがために屍體の輸送を装ふもの、廢兵の義手義足等の中に銀行券を隠匿するものなどが現れたのである。斯くの如き奸計を説明するために、たゞ一つだけ新聞記事を掲げておかう。

一九二〇年十月三十一日早朝、トリエスト行急行列車がウイenna南停車場より出發する前に、監視官が大きな旅行鞆を發見したが、それは食堂車に持ち込まれてゐたのである。食堂車で該鞆を搜索した時には、監督車掌も料理人も何事をも語らうとはしなかつた。監視官は、若し鞆が発見せられなければ食堂車を切離すことを宣言した。そこで監督車掌は既に隠置してゐた鞆を手交せざるを得なかつた。鞆を開いてみると、刻印のないクロネ紙幣が一杯詰込んであつた。食堂車にある一切の密

輸品を提出すべきことを命ずると、なほ銀行券を詰込んだリュックサックや、若十の絹糸や煙草まで現れた。委託者は近くに居ると考へられたので、直ちに停車場に於て探索が行はれた。遂に密輸を企てた人物(六名のポーランド人)が逮捕された。その中の一人は、刑事官吏や後には報告者までも警察の中で、五十萬クロネ乃至百萬クロネで買収しようとした。拘留せらるゝや、凡そ四百萬クロネにも達する押収された無刻印貨幣全部を提供することを申出で、それによつて處分を免れようとしたのである。警察はこの六名が一團となつて、専ら貨幣の密輸に従事してゐたことを確證した。この種の密輸が行はれたのは決して一再に止まらなかつたことは、この一味の所有する書類から判明するに至つたが、それによつて公安を害する活動の全貌が相當明瞭になつた。書類上判明せるところでは、この一味がこの仕事によつて儲けた額は八百萬クロネに達してゐるのである。

人間と物との需要に關しては、既に戰時に於て犯罪徵表學上の重大意義を有してゐた。人的要請即ち國民の兵役義務の點に於て、廣範圍の典型的軍事犯罪 (Militärverbrechen) に當面する。例へば逃亡、自傷及び種々様々な形式を有する兵役免除詐欺 (Militärfreiungsschwindel) 等である。然しかゝる犯罪群は兵役義務違反の犯罪者を觀察する時にはじめて説明すべきであらう。但し、この場合には決して兵役義務者ばかりでなく、多くは婦人や戰爭能力のない男まで、この犯罪の幫助者や教唆者として關與してゐたことを看過してはならない。

次に實物給付 (Sachlieferungen) であるが、百萬のオーストリア軍隊の、食料、被服、武器、火藥、其他の武装に對する需要は、從來最大限であると考へられてゐた程度をもなほ凌駕するに至つた。然るに國外からの輸入は杜絶してゐたから、戰爭材料を得るために國家は二種の方法を採らざるを得なかつたのである。一つは私營企業の給付契約を締結することであるが、これは戰爭の末期に至つて

は、從來何を生産してゐたかに構はず殆ど總ての工場を、軍の需要のために作業せしむる結果となつた。他は一般的命令を公布して、それによつて國民全部に何等かの生産物、殊に食料品及び原料を國家に引渡す義務を課し、自己の消費を制限し、通常生産を國家の需要に應じて置き換へる義務を課するのである。この命令の違反に對しては殆ど常に刑罰を科せられた。こゝに所謂戰時經濟犯罪が問題となるが、これは次章に於て取扱ふ。然しそれ自身私的性質を有する引渡契約も、刑事裁判の深く介入する契機となつた。一九一四年七月二十五日の法律によれば、故意にその軍事引渡義務を履行しない者は、自由刑を科せられることになつてゐた。この義務不履行は、云ふまでもなく極めて多く現れた。然し軍事裁判の實際は、重大事件にあつてはオーストリア陸軍刑法第三二七條をさへ適用し、例へば人造皮革や、原紙の踵や樹皮等を使用して、軍用に耐えない靴を軍に引渡した靴商人は、總て國家の戰爭能力を弱める犯罪として處罰されたのである。

三、國家に對する犯罪の第三群としては、猶こゝに官吏の職務犯罪を挙げねばならない。この犯罪部門は國家非常時に於てこそ正に、殊に特徴的且重大な症狀であることは、多言を要せざるところである。これに就て吾々の特に問題とするのは、權利の濫用と收賄とである、これ等の犯罪は戰前に於ては、オーストリアの刑事司法上何等注目すべき性質のものではなかつた。實際獨乙・オーストリア人官吏層の清廉潔白なることは、毫も疑問の余地がなかつた。檢事の干渉を必要とするが如き場合は、寔に稀有なことであつたのである。

帝制時代の中央官廳の所在地にして且つ、數千の官吏の居住する大ウインナ市に於てさへ、一九一一年から一九一三年に至る三年間に、職權濫用及び收賄のために有罪判決を受けたのは僅々一件であつた。之に反し、一九一五年から一九一六年に至る二年間に於て、この犯罪のために有罪となつた者は、總計十名に達する。もとより絶對數は僅少であるにもせよ、このことは既に重大な徵表を意味するのである。

これに關しても軍事裁判の數字が與へられてゐないことは甚だ残念である。蓋し、軍人の收賄が極めて多く行はれたことは疑問の余地がないからである。警察の治安報告は、この種の收賄及び同末遂事件で埋められてゐる。二・三の實例を官廳材料に基き此處に述べておくが、それは如何なる動機で行はれたかを觀察することが肝要であるからである。

ある商人の寡婦が陸軍經理部長の妻に對し、軍隊に納入すべき注文を引受けさしてくるならば、二萬クローネを與ふことを約束した。

極めて少數の一味が、賄賂を受けて、兵站倉庫内の物品、殊に車數臺の燕麥を私人に賣らうとした廉によつて逮捕された。

ある大佐と醫者が逮捕された理由は、彼等が徵兵委員會の議長及び委員として多額の金員の贈與を受け、募兵のため召集された者に對し、不合格の證明をしたのであり、又同様にある大尉は、物品轉賣取引の取調に當りその結果を贈賄者に有利に變更したために逮捕された。

五十餘名の軍人は、何れも多額の贈賄によつて、合法的に戰場勤務不適格者と認めて貰つて、ウインナ中央監査局の檢閲課に配屬されたために逮捕された。

この種の出來事が、百萬軍隊の中にあつては避け難いことは明らかである。それが實際に於て如何

なる程度のものであつたかは、恐らく其の半ばまでゞも確實に決定することは出来ないであらう。然し革命後こゝに展開された全貌は一變するに至り極めて悲觀すべきものがある。即ち、職權濫用及び贈收賄による有罪人員は増加してゐるのである。

| | | | |
|------|--------------|----|-----|
| ウインナ | 一九一一年至一九一三年、 | 合計 | 一 |
| | 一九二〇年至一九二二年、 | 〃 | 一一八 |
| | 一九一一年至一九一三年、 | 〃 | 一〇 |
| 新奥太利 | 一九二一年至一九二三年、 | 〃 | 二三八 |

獨乙國に於ても、官吏の收賄による有罪人員は戦後五倍に増加してゐる。

總てこれ等の原因は到底發見し難い、それはその原因が官吏の側にも、民衆の側にもあるからである。物價騰貴と物質の缺乏による困窮の増大は、この兩者にとつて誘惑を非常に強めることゝなつた。それと同時に官僚並に行政上の立場で活動してゐる軍人は、戦争時代には全く特別の負擔を課せられ、同時に彼等の權力は非常に強大となつてゐた。一人の生産者の巨利も經濟的破綻も、一人の兵役義務者の生も死も、官吏及び將校の考へ方一つによつて定まるのであつた。従つて何等かの手段によつて、場合によつては違法な手段に訴へても、この強い權力の恩寵を得ようと考へるのは寔に自然の勢ひである。而も金錢に至つては——少くとも軍隊の御用商人仲間には——唸る程あるではないか。また賄賂——酒代とも云はれたが、之を出すにしても、すました顔で代金請求の中へ算入してお

くことが出来るし、また仕事さへ當ればそれよりはるかに大儲けが出来たのである。そして國家自身も國家機關の腐敗を責めることゝなつた。然しそれに對する官吏の抵抗力に其處彼處缺陷のあつたことは怪しむに足りない。蓋し、この點は重大な點であるが、將校並に官吏階級は、既に早くから戦前と同一の状態には留つてゐなかつたのである。將校や軍屬の大量募集に際し、これらの地位を目掛けて殺到して來た人々は、その社會的地位からするも、その教養並に經歷から云つても、必しも拜命した職務に適するものではなかつたのである。革命後は、多くの文官の新參者に就ても同様のことが云へる。然しそればかりではない。新國家に於ても、獨乙に於ても、かくの如く收賄事件が頻發したことは、戦争の犯罪史上最も悲しむべき一側面である。かくる方面から、國家官吏層にあつてさへ國家に對する態度が變化して了つたこと、戦時及び革命時代の道德的危機に際し官吏の義務觀念が衰へ、その倫理的水準が低下したことが判る。然しそれにも拘らず、彼等を彈劾する前に、彼等の經濟的狀態をも考慮してやらねばならぬ。勿論軍人は戦時中經濟的には悪くはなかつた。従つてむしろ往々にして、社會的地位が俄かに上つたために粹な風采をしてみたい氣分を生ぜしめたり、思ひがけもない收入がなほ望蜀の念を生ぜしめたかも知れないのである。然し戦後に於ける官吏は、悲惨極まる状態にあつた。況んや雀の涙ほどの俸給では、およそ善良なる官吏たる者をさへ次第に腐敗せしめなければ止まないものである。

〔一〕 戦時経済犯罪 (Die Kriegswirtschaftsdelikte)

オーストリア・ハンガリーの国民経済は、既に平和時代から、国民大衆に對し一切の重要な必需品を豊富に供給し得る能方がなかつた。而も戦時にはこの需要は増加したに拘はらず、之が供給は甚しく減少したのである。外國よりの輸入は硬塞し、戦時には海上封鎖と敵領土の遮断により、平和克復後はいま一つの水も洩らさぬ封鎖、即ちオーストリア貨幣本位の没落によつて齎らされた封鎖のため、國民の營養となるべき廉價な物資を充分輸入することが出来なくなつたのである。更に戦時中に於ても、帝制の一部、即ち南方作戦地區並に東北部一帯はひどく苦しんでゐた。ガリシヤ地方の農業地は戦争初期に於て、殆ど完全に敵の占領するところとなり、從來貯藏してゐた收獲物は掠奪されて了つた。殊にオーストリアの獨逸人居住地方は危機に陥らざるを得なかつた。破等にとつては境界線は一層狭められたのである。その地方の大部分は工業地帯となり、農業によつて住民の食糧を得る力は絶對に無く、常に他の王室領及び外國に頼つてゐたのである。のみならずガリシヤ地方は供給の途を断たれ、豊饒な農業地たるベーマン地方の大部分も亦、獨乙系同市民のためには何等大きな負擔を負ふともしなかつたチエッコ民族の支配内にあり、最後にハンガリーはどうかと云へば、農産物を最も豊富に産する地方であるに拘らず、戦争當初からオーストリアを殆ど外國の如くに遇してゐたのである。かて、加へて、工業、鑛業、農業の何れにとつても同様に不運と云はねばならぬが、戦争は

突如として、平常生産部門で活動してあり、而も最も勞働能力のある數百萬人の年頃の男子を農業から奪ひ去る結果となり、かくて到る處に於て、原料、機械、肥料等の缺乏を來すこととなつた。斯くの如き状態にあつては、戦勝かそれとも避け難き没落かと云ふ豫想は、一つに懸つて、極めて乏しくなつた貯藏品で細々と暮す方法を發見し得るや否やにあつたのである。それがためには先づ第一に、更凡ゆる種類の國內貯藏品を發見し、必要とあらばそれを國家の處分に委ねなければならなかつた。更に、現存の生産手段並に未製品を、その物の状態に應じて軍隊並に國民の不可避の需要に應ぜしめんがために、それ以外の生産には決して利用しないやうに配慮しなければならなかつたのである。完成された必需品の配給に就ても、軍の攻撃力を維持し、そして單に最も余裕のある者に限らず國民の總てが、少くともその生存に要する最少限だけは之を維持すると云ふ意味に於て、配給統制を行はねばならなかつたのである。

これ等の根本方針に従つて國民經濟全體を統制下に置かんがために、國家の樹立した強大な組織に就て記述を試みることは、本書の任務ではない。(文献第四八參照)然しその組織たるや、個人の一切に關係ある規定であり、農工商の何れを問はず、またその經營の多少を問はず、それ等の運命を數年間規定したものであり、またそれに劣らず各人の家計、各個人の日常の欲求や思想、幸不幸に至大の關係を持つてゐたのである。

此處に若干の實例を擧げ、この統制經濟の全貌を明かにしたいと思ふ。——先づ生産の確保であるが、それに関しては、軍

需品製作義務、肥料供給、荒蕪地開墾に關する諸規定、工業上必需原料、例へば金屬（古鐵に至るまで）皮革、鞣皮材料、ソーダ等の申告義務並に差押に關する諸規定、或は織物、綿糸並に羊毛、亞麻、大麻、黃麻等より襪襪及び衣類等に至るまで夫々規定せられてゐた。更に他方に於ては必要物資節約のための生産制限が行はれた。例へばビール、ブランドー、麥芽の生産制限、一定金屬使用禁止、馬鈴薯を石鹼製造に利用することの禁止、その他絨緞並に床を清掃するためのパンの使用禁止の如き、全く細々とした規定がある。

消費規整の方は完全に國家の管理下に置かれた。總ての重要な生活資料並に食糧、例へば穀物、穀粉、パン、馬鈴薯、肉類、食用糖、卵、油脂、バター、莢豆類、糖蜜等の販賣統制又は少くとも最高價格の決定が行はれ、總て平常でも重要な必要物資例へば、衣類、靴、紙類（屑紙でさへ）澱粉、精製松樹脂、ブリキ製品、酒精、石鹼等より、一週間分の煙草の量に至るまでに、徹底的な販賣、使用、價格の制限が行はれ、最後には暖房、瓦斯、電燈、石油、蠟燭等の減量節約が規定せられた。

——これ等の人為的な配給並に價格組織の實行は、多數の中央官廳及び販賣統制局によつて管理されてゐた。極めて嚴格に消費限界を定めたカードや購買券が發行された。更になほ外國との支拂交通は、中央爲替管理局の設立によつて壟束せらるゝ結果、遂には、何等かの必要物資にしてその生産並に取引に際し、國家の介入せざる物資と云ふものは殆ど存在しなくなつたのである。

然し國家統制の必要は、物資の缺乏が需要供給の常態を完全に變移せしめたと云ふ、國民經濟上の事實より生ずるのみならず、商人並に一般公衆の云はゞ心理學的現象より生ずるのである。これは暴利犯罪の全貌を先づ第一に明かにするものであるから、以下に言及しておかねばならぬ。

即ち供給の方面では、輸入の杜絶並に生産減退の結果供給の逼塞を來すに止まらず、幸ひにして貯藏品を所有する者が、商品を市場に出し惜みをするによつても影響を受けたのである。蓋し、紙幣が次第に氾濫するに伴ひ紙幣の價值に對する疑惑が生じ、例ひ高値であつても、「良い商品を悪い貨

幣で」取引せしめる何等の刺戟ともならなかつたからであり、況んや確實に價格騰貴が豫想せられ、高利潤が目前に迫つてゐる場合に於ておやである。一方需要の増大は、軍需の増大のみならず、個人消費者の側に於ても常態需要を超へて増大したこと、否時には恐慌の如き状態を呈するまでに増大したことによつて齎らされたものである。つまり將來のために買溜めをする一般的傾向が直ちに現れたのである。もち論戦争初期に於ては、かゝる「買溜め」(Hansterei)は一般に輕蔑され、不道德行為として非難された。然し、「道德家」と雖も御上品に構へてゐる代償として必ず與へられるものは、もう型の如く缺乏であり、而もその缺乏感たるや、決して國民全體に共通する窮乏と云ふことによつては納得させることが出来ないことが判つてきた。即ち價格は依然として騰貴し、來月も今日の價格で買へるかどうか、誰一人として知る者はなく、のみならず國家の指示する配給率は僅少であり、してたとひ僅かでもこの配給を得られるかどうかさへ確實ではないことが、經驗上判つてきた結果、やがて誰でもその能力さへあれば、現在必要でない物までも買溜めしようとするやうになつたのである。

この點にこそ吾々が平常暴利及價格吊上げ (Wucher und Preistreikerei) と總稱する、悲しむべき現象の根本原因が存在するのである。商品を手に入れるためにはどんな法外な金でも出さうとする者はいくらでもある。従つてもし國家の干渉がなければ、價格が急騰するは必至であり、其の結果國民の大部分は物を手に入れることが出来なくなるのである。然したとひ國家が干渉し價格を人為的に抑

制しても、購買力ある者が自己の必要を完全に満たさんがために甘んじて支拂ふかも知れぬ價格と、販賣者にとつて規定されてゐる價格との間には、開きが生ずる。即ち、商人が合法的に取引した場合に受取るものと、非合法的に取引した場合に受取ることが出来るかも知れぬものとの間に、かくの如き開きが存する點にこそ、一切の暴利犯罪の根源があるのである。(文献第四三及び四四)かやうな状態の下で一儲けしようとする考へに誘惑された者は、自分の商賣を「景氣」(Konjunktur)に従つて營むことに達者な商人ばかりではなく、その他の從來商賣を營んでゐなかつた者まで多數あつたことは勿論である。即ち戦争のため自己の營業を破壊されて了つた者、崩壊期に於ける多數の失業インテリ、殊にガリシヤ地方の避難民の大部分は大なり小なり投機によつて、往々立派な生活をしてゐる者もあつたが、さうした避難民が十萬人もあつたこと等を考へれば充分であらう。

ともあれ以上のことから刑事學者にとつて重要なことは、オーストリア國はかの國民經濟及び個人經濟の微細な點にまで觸れてゐる目的を達するために、行政權によるばかりでなく、刑罰威嚇 (Strafandrohung) によつても大いにその目的を達しようとしたことである。故に吾々は、オーストリア法制史上恐らくは前古未層有の、宛かも洪水の如き刑事立法を觀察するの要があるのである。

一九一四年八月一日、即ち戦端開始の日に既に早くも一つの勅令が現れた。「該勅令はそれによつて、戦争状態のために惹起せられたる非常時局の存続中、國民に對する絶對必要物資の配給を處理せんとする」ものであつた。これこそ最初の値上禁止令 (Preistreibeiverordnung) であり、實は、その

當時既成の法律に代つて、その不備缺陷を補ふために現れた多數の法令の、單なる序曲に過ぎないのである。これ等の追加法律によつて、法網は益々收縮せられ、犯罪類型 (Deliktstypus) は益々多種類となつた。それがために従來はその名さへ知られなかつた新しい犯罪、例へば「鎖取引」や「關取引」(Kettenhandel, Schleichhandel) が行はれ、絶へず新しい手段が案出されて、さうした不正手段は、日々に奇想天外になつてゆく法律用語上の變り文句で現はさねばならなかつた。科せらるる刑罰は愈々嚴重となり、刑罰でなくともおよそ立法者が應用しようとする防遏手段は彌益々峻烈となるのであつた。

こゝに防遏すべき犯罪の性質は、經濟的叛逆罪 (wirtschaftlicher Landesverrat) の一種である。蓋し、こゝに問題となつてゐる内部の敵は、その有害なること敢て裏切者やスパイに劣るものではなかつたからである。然しこの闘争たるや、刑法と云ふ手段によつて完全に目的を達し得べきものではなかつた。それは戦時中凡百の刑罰威嚇があつたにも拘らず、戦時經濟の領域に於てほど廣汎に法令違反の行はれたものは他に類がないといふ經驗の教ゆるところである。暴利取締立法は戦時經濟犯の處罰を、一部は裁判所に、一部は行政官廳に委ねた、もち論前者がより重要なものであり、而も數字の上から云つても警察の有罪宣告數を確實に凌駕してゐるのである。唯一例を擧げてみると、商人は自己の供給する必需品價格を顧客に公示すべき義務を課せられてゐた。それがため唯一の暴利取締局たるウインナ警視廳だけで、而も一九二〇年だけで、この規定違反によつて訴訟手續を起すに至つたも

のは一萬二千にも及ぶのであつた。

次第に重大な性質を有するに至つた暴利犯に就ては、斯界の専門家 (Langer, Formanek, Weiser, Allgayer, Höpfer, Zorn 等) によつて調査せられ、或は既に發表せられてゐる研究に基き、同時に警察の事務報告に基いて、寧ろこの領域に於てこそ極めて派手に儲けつゝある犯罪人氣質を裏書するやうな型を述べ、更に決疑論 (Kasiotik) によつて既述せるところを敷衍したひと思ふ。

一、最高價格違反 (Die Höchstpreisüberschreitung) ある國家が價格を抑制しようとする場合、それを最高價格の決定によつて行ふとするは、極めて見易い道理であると思ふ。實際上オーストリアに於ても行はれ、而も最高價格違反の處罰は警察官廳に委ねられてゐた。戦時及び戦後に於けるこれが違反件数は實に無數であつた。場合によつては最高價格規定その者をまるで空文化せしめたこともあり、完全に黙殺されてゐたのである。たゞ然し國家が精力的に干渉する時代に於ても、たとひ檢舉の絶対数は大きく見えても、實際犯された犯罪に比すれば常に僅少な割合を占むるに過ぎなかつた。

二、價格吊上げ (Die Preistreibeerei) 嚴重な最高價格制度は、市場竝に生産條件が絶へず變化するために、既に早くから總ての必需品に適用すると云ふわけにはゆかなかつた。故に最高價格制度と相竝んで、價格吊上げに對する一般的刑罰威嚇が公布せられた。それによれば、必需品に就て「明らかに不當な價格を要求」する者は處罰すべきことになつてゐた。然し價格吊上げの犯罪構成事實を、かくの如くオーストリア風に表現すれば、舉證の困難 (Beweisschwierigkeiten) があり、それがために

かゝる行爲を警告するも、依然として無效果に終るのである。のみならず不當な價格と云ふ概念に就ては決して一定したものではなかつた。不當な價格と云ふ場合は、主として販賣者の原價計算を問題とすべきや、或は再生産費用を問題とすべきや、利潤と危険とを如何にして計算すべきや、その當時の市況を如何なる程度まで考慮すべきやと云ふことなどに關して、理論と實際が相争つてゐたのである。かくの如き法律解釋上の不安定は商業にも波及した。善良な商人でさへも場合によつては、自己の良心に基いて要求した價格のために有罪とせられる危険さへあつたのである。また反對の場合、即ち眞實の暴利追求者が法網を免れることも尠くなかつたことは云ふまでもない。

眞の價格吊上げの事實を隠蔽し、訴追を免れんとする手段、竝に全體の遣り口を仕事の上では出来るだけ簡単に、そして出来るだけ儲かるやうに組立てる方法は實に多種類であつた。二つ三つ實例を擧げておかう。營業書類の虚偽報告 (falsche Angaben in geschäftlichen Urkunden) 竝に書類の拘り替へ (die Unterschlebung echter Urkunden) が屢々行はれたが、それによつてある商品を轉賣する場合の價格請求額を、偽造せる淡狀又は他の商品の發淡狀によつて證明しようとするのである。一層巧妙なのは競賣の方法 (die Methode der Versteigerung) であつた。つまり不當價格請求の禁止を迴避せんがために、商品を競賣に附するのである。その發企者は、入札者が互ひに標準價格及び最高價格を遙かに超へてせり上げ、従つて自分は不當利益に對して自ら價格を要求したのではないとの口實によつて逃れ得るだらうと、極めて確實に豫期してゐたのである。殊に果實の競賣並にその場合取引された價格は世間の非常な噂となり、當局の憤慨するところとなつた。巧妙極まるこの種暴利追求の奸策手段の一つは、裁判上の競賣、即ち假裝破産の開始 (Eröffnung von Scheinkonkursen) 又は合意の上で假裝差押 (Scheineinktionen) を實行するのである。(文献第四三)——價格を吊り上げる常套手段は、輸入禁止、取引制限、不作等が豫想せられると云ふが如きデマ報道 (falsche Nachrichten) を流布することであつた。殊に危険となつたのは價格吊上げがカルテルを結成して行はれる場合である。カルテル (Kartell 企業聯合) と云ふものは、他人を口實にすることが出来るから、その組

合員をして容易に價格吊上げを決意せしめ、又その組合に反抗し脱退せんとしても、組合の害虫だと非難される惧れがあるために、脱退を困難ならしめ、更にそればかりでなく、一時に多數の刑罰を執行せねばならぬと云ふ困難があるために、刑法上の宣告に對する一種の保障が成立つわけである。そこで出来る限りの努力をして、既設の團體、殊に農工業組合をして價格吊上げの具たらしめ、或はこの種の機關を價格吊上げの具とする目的で創立せんとするに至つたのである。そしてこれらの團體の理事は、時には秩序罰で威嚇までして、價格吊上げを指令したものであるが、この命令は非常な一致團結の下に、而も嚴重に遵奉されたのである。

三、闇取引 (Der Schleichhandel) 國家は軍需品の確保に、貧困階級に對する必需品供給確保のために、最も重要な必需品の取引を規整し、或程度國家自身の掌中に納めたのであるから、生産物の貯藏は申告並に交付の義務を課せられ、當該商品の自由取引は或は制限せられ、或は全面的に禁止されたのである。而も商品取引に際して消費者が現實に支拂ひ、又は配給統制規則 (Rationierungsvorschrift) によつて消費者の支拂ふべき價格は極めて低廉であつた。従つて貯藏高を秘し、又これを秘かに暴利價格で賣却しようとするのは理の當然であつた。この商品の賣惜み (die Vorratsverheimlichung) は既に最初の暴利取締令に於ても明かに罰則を定められてあつた。然し闇取引即ち取引規則に違反せる必需品の許されざる取引は、恐らく最も多く行はれたる戰時經濟犯罪であつたと思はれる。だがその取締は警察に委ねられてゐたから、これに關する數字上の報告は爲されず、また爲されてゐたとしても恐らく無意味であつたであらう、この「犯罪」の大きさを知らうと思へば、僅かに戰爭末期又は戰後に於て、どの旅客列車が到着した場合でも、リュックサックや籠や手荷物に田舎から

掠奪してきたものを隠してゐた無數の人間に注意すれば足りることであつたのである。彼等の總てが携帯してきた穀紛、バター、肉類、卵等は、何れも闇取引によつて獲たものであつた。そして彼等の大部分は斯うして獲た物を更に闇取引で轉賣しようとする考へた。かくして日々官憲の監視下にかき集めた數千の物品は何れも、闇取引事件、又多數の販賣者の犯せる價格吊上げ並に最高價格違反事件にとつて、一種の罪體 (Corpus delicti) であつたのである。官憲はこれらの大衆運動に停止を命ずる力なく、個人々々の持ち込む貯藏品が幾分でも合理的な數量に止まつてゐる限り、敢て忍耐強く妨害はしなかつた。その結果、暴利で轉賣されようとも貯藏品は問題にならないと考へる者もあり、或は動くとも故意にさう考へる者もあつたのである。これに關聯してなほ考ふべき重大な弊害は、廣く慣行せられるやうになつた周旋人制度 (Vermittlerwesen) より生じたものである。殆ど如何なる都市、地方團體も、殆ど何れの大企業にあつても、否實に後方軍司令部並に中央食糧局でさへも、各々その「購入掛」や「代理人」を有し、彼等は莫大なる金を支給されて、群を爲して地方に向き買入に當つたのであるが、その場合最高價格などは無視せられ、而も互ひに價格をせり上げた。それは正に「職務上促進せる價格の吊上げ」とも云ふべきであつた。それと共に横領や利己的な利益追求の行はれたことは明かであり、殊に、人物を選抜しようとしても選り好みの出來ない状態にあつたのであるから、「戰爭遂行上止むを得ず」との理由で、かゝる個人に對する刑の猶豫を認めてまで、刑事裁判所から放免せざるを得ない場合もあつたのである。(文献第三二)

四、價格吊上げの奸手段 (Preissteigernde Machenschaften) 極めて多種多様な方法が用ひられ、現在の物資缺乏を一層深刻化し、自己の貯蔵品を賣却してより大儲けを圖らんがために、一層價格を騰貴せしむる結果となつた。商品供給を減少し、必需品を破壊し又は大膽無暴にも國家の取引規則に違反してまで、必需品を破壊し又は腐敗せしむる考へから、例へば農夫ならば、果實の一部分を樹上に腐敗せしめ、残余の果實によつて勞少くして而もより大なる利益を得んとする者さへあつたのである。猶一層頻繁に行はれたのは、食糧品を人間の用ふることの出来ないやうにして、他の目的に使用せしめ、それによつて一層利益のあるやうに換金することであつた。例へば馬鈴薯を凍らしめ、それより規則に違反せる高價な酒精を造り、或は獸脂を腐敗せしめた上で塗油や化粧石鹼を製造し、一層利益に賣却するのである。然し最も多く行はれたのは、既に前述せるところよりも判る如く、商人が大量の商品を買占め、これを相當期間貯蔵しおき、價格が更に騰貴した時始めて取引する方法である。この二種の不正手段の特に危険なものは、小賣商人の手許にある商品を買占め、これを相當の大口に取纏めて再び大商人に賣ることである。この場合商人は、小賣商人といふ者は或は正直な氣持から、或は市況に無知なために、低價格を固執するのであるが、大仕掛に買占めれば即座に而も危けなく高價格になると云ふ事情を利用したのである。(文献第四五)

五、鎖取引 (Kettenthandel) この取引の特徴とするところは、多數と云ふ點、即ち生産者及消費者との間に介在する商人の連鎖 (Kette) に存するのである。勿論平常の經濟にあつても、中間商人の存

在することは避け難い、然しそれと鎖取引商人との差異は、後者が生産より消費に至る道程に於て經濟的には不必要な構成分子であり、従つて費用と利益とを不必要に増大せしめ以つて商品を高價ならしむる點にある。故に鎖取引こそは正に社會的困窮の癆であると言ふべきである。平常時にあつては鎖取引は繁昌できないであらう。蓋し、消費者として必要量の商品を調達しようとする者は、鎖取引商人のより高い價格に甘じて金を拂ふとはしないであらう。然し品物がいくら高價であらうとも、自己消費のために必要であり、又は利を得て更に他に賣却する見込があつて、ともかく品物を手に入れ、ことに満足せねばならぬやうな場合、其處に鎖取引は榮へるのである。故に最初の暴利取締令が此種の行動を否認し、漸く困窮時代に入るや刑罰を以つて防遏に努めねばならなかつたことは、亦當然のことでもある。鎖取引の現象は一九一六年から極めて活潑となり、正に典型的現象となつたのである。假令どんな商品であらうとそれが使用に耐えるものであり、また手に入れられる限り、人造パタの原料であれ、針金であれ、鱈であれ、靴の踵や犢のやうなものであつても、盡くこれらを買ひ込んだ。これらを更に利益を得て轉賣し得る見込は確實であつたからである。この鎖取引が如何に多かつたかは、確實に儲かるチャンスさへあれば殆ど營業資本を必要としなかつたと云ふことから容易に想像し得るところである。このことはこの種の商賣に手を出す機會を、極めて廣い範圍に互つて可能ならしめた。本來の商人は申すに及ばず、一介の給仕人や、理髮師や、官吏、將校、教師、果ては中學生まで手を出すことになつたのである。ある仕立屋がコカインの鎖取引の廉によつて有罪判決

を受けたと云ふ記事を續んだだけでも、這般の消息を如實に物語つてゐるではないか。

鎖取引の技術もやがて極めて簡単な方法に發展し例へば所謂證券營業 (Sofort eingekaufte) と稱するものが現れた。これは貨物發送證券又は倉荷證券の讓渡によつて行れる取引を謂ふのである。即ち商品其自身は、眞の買手がそれを獲得して消費者に引渡すまでは、倉庫又はも寄りの停車場に在るのである。買手から買手に渡る毎に、費用と利益が計算せられ、この利益と費用の總額だけ最後の買手の實際の支出となり、従つて消費者にとつてもそれだけ商品価格は上昇するわけである。表面の手續は全く簡單であつて、商品を檢收することなど殆ど全然行はれず、賣却はたゞ形式上引渡すに過ぎない。また多くは全部の支拂をなさず、賣手は自分の利益と費用だけを受取り、買手は最初の購入費を負擔することによつて、清算を終るのである。(文獻第四三) — かくの如き方法によれば大規模の鎖取引を行ふにも、如何に僅少の營業資本で足りるか、これを示す一つの方法があるが、これは多くの人々に素張らしく儲けさせたものである。「一人の商人が新聞廣告やその他の販賣申込を集めた時には、商品自身は賣りに出されてはゐるが、買込むのは商人が早くも他の買手を見付けた時である。利益は、もし商人が單なる周旋人に過ぎないことを告げ、引渡によつて取引が行はれた場合には、二%の周旋料となる。然しより大きな儲けをするためには、通常は自分の名で買ひ、そして賣るのであつて、たゞこれが商品を自分の賣手から自分の買手に直接輸送する場合でも同じことである。従つて商品は、契約締結の時點に於ても賣手の所有とならず、高々商品を選択權の形式で持つてゐるに過ぎない。」(文獻第四三) これ等の方法の中最後の手段は、所謂靈取引 (Lidagehefte) と稱し、この場合には商人は成程ある商品を商つてはゐるが、その實商品を所有してゐるのでもなく、また何人かに請求すべき形式的な權利さへも持つてゐるわけでもない。一九一九年の暴利報告によると、表面きは馬鈴薯の供給を仕事にしてゐる一味徒黨があるが、これはある貴族から品物を手に入れることが出来るやうに見せかけ、その品物を次から次へと取引して行つたのであるが、實はその品は全然實在しなかつたのである。因みにこの一味徒黨の中には彼事と二人の將校まで加擔してゐた。この幽靈取引は實にグロテスクな形をとることが多い。一口の商品が何處かに入庫してゐると稱され乍ら、多くは確められることなく、飛んでもない方面から賣りに出されたものである。この販賣申込は更にシユネーエボールシステム (Schnelldienstsystem) 買手が報酬を得て次々ニ周旋スル賣買法譯者註) に従つて、同時に多數の關係者に廻されていつたので、まるで出口のない迷路のやうに、先か

ら先へ繋つてゐる鎖取引が成立したわけである。それがために鎖取引の實際上考へられる商品の量は何層倍にもなり、事情に通じない者にとつては巨大な量に上るかの如き觀を呈したのである。官憲の調査によつて判明せるところでは、この秘かに賣買される商品の量は一般に推知することを得ず、而も大部分は不正な方法によつて(詐欺、竊盜等) 調達するの外なかつたと云ふのである。のみならず一名の商品が一名の買手に、互に無關係に活動してゐる異なる中間商人を通じて賣りに出されることもあつた。例へば一九一八年には軍靴十萬足と云ふが如き神話まで飛出すに至り、非常な不安を醸し、遂に閑議にまで上つたのである。然し當局必死の努力も空しく、遂に商品を手に入れることは出来なかつた。(文獻第二)

なほ特に重要な一點に付指摘しておく必要がある。總てこれ等の奸計手段は、組織された資本、即ち銀行などがその經濟力の全力を盡して關與するに至れば極めて危険なものとなることである。寧ろこれは特に鎖取引の場合に極めて多く行はれ、而もそのためにこそ鎖取引は非常に大掛りに行はれ得るやうになつたのである。と云ふのは、余り大きくない仕事でも殆ど營業資本なしにやれたのであるが、現金拂ひを必要とする場合には總て、大きな相場を行ふには非常な大資金を必要としたのである。さてこそ多かり、これはなかくそこら當りの戦争相場師連中の出来る藝當ではなかつたのである。さてこそ多くの銀行は、委託者の利益のためか、若は自己の營業として鎖取引に参加しようとする誘惑に打克つことが出来なかつたわけである。

就中銀行がやり始めたのは、商品を自己の名義で、自己の損益勘定で而も全く大商業取引の手法に従つて取引を済すことであつた。この場合には決して商品の實際の購買を目的としたのではなかつたから、それはも早全く證券營業であつたのである。即ち、第一の人間が與へられた銀行へ商品を發送する處分權は、忽ち第二の人間へ轉送する處分權に變じて了つた。つまり「處分權の交替」が行はれたのである。仲買人、正しく云へば鎖取引人から銀行が買込み、そして更に銀行が彼等に轉賣す

ることは、彼等には大抵判つてゐたものではあるが、然しそんなことはどうでも良かったのである。大抵これらの取引人は自己の銀行富座領金を持つてゐたが、その額は屢々目の廻はる程になつた。又商品が一人の委託者から他の者に移る場合に、銀行が仲介の勞をとることも珍しくはなかつたが、それは勿論一定の手数料、また多くは相當高額の利益配當を約定してゐたことは云ふまでもない。ある委託者が商品を探出したが、さてそれに支拂ふ金はないと云ふ時には、銀行に行く、すると銀行は即座に適當な信用状を與へる、然しその時は既に該商品をその銀行に轉賣する約束が出来ており、銀行には一種の仕入證券を交付してあるのである。銀行の委託者たちは往々にして、獨立せる商人としての活動によつて貨銀を得るために取引に關係することを餘儀なくされ、従つて取引人の鎖を一層延長せしめる代理業に他ならなかつた。銀行自身は鎖の中では不必要な部分であると云へよう。蓋し、銀行は商品の發見や轉賣をその委託者の行ふに任せながら、自分は何等それ以上商業上の活動をしなかつたのであるから。(文献第一八)

五、最後に外國貿易に極めて特徴のある奸策が行はれ、而もそれは國外生産品を國內で賣る場合でも、國內生産品を國外へ賣る場合でも同じであつた。つまり國內では商品價格が人為的に抑制されてゐたから、大概の商品は之を國外へ、例へば經濟的には外國同様のハンガリーなどへ移出すれば、はるかに有利とならざるを得なかつたわけである。結局斯うした理由から密貿易が繁昌したわけである。然し猶その他にも奸策が行はれたことは云ふまでもない。

その手段が合法だと非合法だとを問はず、凡そ一定商品の輸出許可證を得たならば、それはこの輸出許可證の形で非常に需要の多い客體を獲たことになり、その所有者はそれがために儲けの多い輸出業を営むことが出来た。そして輸出許可證の國內取引が盛に行はれ、既述の證券營業と全く同様に許可證が次から次へと渡つて行き、而も商品自身は安らかに倉庫の中に眠り込んでゐたのである。——更に外國から輸入された商品に就ては最高價格制度は行はれてゐなかつたから、こゝにも亦いろ／＼なたくらみの絶好の機會が生れた。商品殊に野菜や果實がハンガリー産の如く偽裝され、偽造したか若くは他の商品になり、國內市場ではそれだけ減少すると云ふ最も有害な結果を付つたのである。(文献第四三)

吾々は社會暴利 (Sozialwucher) の最も重要な類型を特徴付け、それを如何にして戦時並にインフレーション時代が、眞に概観し得ざる程の多様性のうちに成熟せしめたかを述べたのであるが、これ以上蛇足を加へる必要はあるまい。總てこれ等の類型が如何に屢々現はれたか、價格吊上げの數字の大きさは幾許であるか、それを明言することは不可能である。刑事統計を見るも、例へばウィーンでは、價格吊上げのために輕罪に處せられた者 (それは單純事件のみならず、——多くは累犯によつて——加重せられたものをも意味してゐる) は、僅に數百人の程度を出ない。(最高は一九二一年の六八六人) 斯かる數字は、實際上行はれたものに對する云はゞ嘲笑にしか過ぎない。戦時經濟犯罪の外延と多様性に關して、大凡その觀念を得ようとするれば、それは同時にそれ等の映像たる、換言すれば國家がそれに對して適用せざるを得なかつた防衛手段 (Abwehrmittel) を觀察することによつてのみ到達し得るのである。(文献第十一、をも参照せよ)

この防衛の難點は裁判所の側にあつたのではなく、經濟警察就中それによつて組織せられた暴利取締官 (Wucherämtern) の側にあつたのである。一九一六年の末、即ち經濟的急迫並に經濟犯罪が根

強く始まりかけた頃、暴利取締のため専門官吏を任用することが國家の必要なりと決議された。この官吏は順次任命されたが、而もそれは結局オーストリア國內で七名にしか過ぎなかつたのである。その任務とする暴利の彈壓は、漸次非常時局の重壓の加はると共に、警察の他の機能から分岐するに至り、それ等と同等の意義、否ある場合にはそれ等を壓倒し去るほどの意義をも有するに至つた。その證據には、これ等の官吏は全く大規模に増加したのである。その例としてウイenna警視廳の暴利取締局に就て述べておかう。即ちこゝに任用された者は年の経過に伴ひ次第に増加し、四〇〇人を超へるに至り、その取扱件数は年々二十萬件にも及んだ。更に興味を惹くことは、ウイenna暴利取締局が暴利事件で處罰を言渡したる者は、一九二〇年だけで二六、二八七人にも及んだことである。これは、ウイenna地方裁判所が戦前に言渡した有罪宣告の總計に比するも、決して遜色はないのである。さて最後に吾々は、この國家の努力の結果はどんな状態であつたかを考へよう。戦時に於ける經濟規整は如何なる影響を齎したか、それは果してその目的を達したか。

およそ國家施設にして、あの當時に於ける戦時經濟ほど悲歎、呪阻、いな實に暴動をさへ惹起せしめた施設は、恐らく他に見ることを得ないであらう。生産者や商人がそれを歓迎しなかつたのは肯げることであるが、或は寧ろ俸せの前兆と考へたかも知れない。然しそれは消費者階級に於ても同様であつたと云ふことは一考を要することである。例へば價格停止令 (Preisverbot) は、自ら彈壓しようとする鎖取引を助勢する結果となると云はれてゐるが、それは夫々の自由競争を廢除した

場合に限つて、鎖取引がかの咖啡のやうな大儲けをすることが出来るだらうと云ふのである。又暴利取締官並に檢事自身が價格の吊上げを招來したと云はれるが、それは彼等が廣範圍に互つて行ふ商品沒收 (Warenkonfiskationen) は、その商品の供給を減少することとなり、結局危険割増金を増加せしめ、價格を押し上げるからである。又例へば最高價格制度は關取引の生みの親だと云はれてゐる、それは多くはさうであるが、この制限價格が余りに低く決定された場合には、例ひ堅氣の商人でも自分の商品を市場から引戻した上で、秘かに賣り、以つて適當な利潤を確保し、むしろたゞ再生産費用だけでも確保しやうと考へざるを得ないからである。——失づ以上のやうに云はれてゐるが、必しも全然誤りではない。これ等の極めて重大な非難のうちこそ、一片の眞理が存在すると云ふことは、この時代の全經濟状態に關する非劇的事實である。然し、不快の餘り曇らされない判斷を得るがために、かりに國家が「自由に任せよ」(Laissez faire)と云ふが如き立場を採り、如何なる裁判所も暴利取締警察も經濟力の自由演技に干渉しなかつたとすれば、果してどう云ふ状態になつたか、を想像だけばして見る必要がある。若し國家がさう云ふ態度を採つたとすれば、民衆の極小部分は耽溺生活を送ることが出来るにしても、廣汎なる大衆はその直接の日常必需品を満すことが出来ず、吾々が實際經驗したことを既に暗影の時代に於ても味はねばならぬやうな悲惨な困窮状態に陥らしめたかも知れないのである。さうなれば飢餓一揆や暴動が起るのは當然の結果であり、國家は既に早くも戦争三年目から憂目に遭はざるを得なかつたであらうと思ふ。然し勿論、國家の暴利取締の實際上の效果

と、取締に就て人々の期待してゐたことを比較すれば、國家管理はこの場合無力であつた、と云ふ結論に到達するのである。今かりに、一切の鬭争が理想的に行はれ、物價騰貴は必要な程度まで抑制され、そして總ての國民層が皆一樣に物資缺乏に苦しむ、と云ふのであつたとすれば、それは戦時並に戦後に於ける全道徳的竝に犯罪的消長にとつて、見逃すべからざる意義を有つに至つたであらう。そして財産犯罪は決してあのやうに洪水の如く氾濫することなく、依然として犯罪は處罰されずに済み、法規は實現されずに終り、而も各人等しく苦難に耐へることが愛國の義務だとされたやうな時代に於てさへ、極めて著しい不均衡があると云ふ事實に直面させられて、遂に國民の全法律意識が葬り去られて了ふと云ふやうなことは生じなかつたであらう。換言すれば、戦後に於ける道徳的崩壊は、當時吾々が戦慄を禁じ得なかつたやうな、あれ程無慘な結果に立至ることは決してなかつたであらうと思ふ。

次に一九二〇年のウイenna警視廳暴利取締局年報を抜萃して、暴利取締官の活動狀況を明かにしておきたい。一九二〇年に於ける書類受理件数は一八六、五八〇に達し、沒收された商品は五、五二五口、價格十億クローネを遙かに凌駕した。

- 皮革取引規則違反 一八
- 食糧切符規則違反 六一五
- 價格無表示 一、一八三六
- 牛乳取引規則違反 九〇二
- 無免許營業 一三九

- 化學工業材料取引規則違反 三七
- 煙草切符規則違反 六四六
- 木材及石炭規則違反 七五九
- 石鹼取引規則違反 五四
- 肉類及脂肪取引規則違反 一、三〇七
- 食糧運送規則違反 六、三二四
- 封印破棄 一三六
- 代用食糧品無免許販賣 三二七
- 市場規則違反 三四
- 借家人保護規定違反 一八
- 靴型規則違反 一〇七
- ベンジン節約規則違反 六四四
- 石油販賣規則 一六五
- 各種圖取引 八二四
- 運送證券規則違反 八一
- 金買戻所ノ不法申告 一二五
- 要索地帯規則違反 二一八
- 醫藥販賣規則違反 五二
- 飼料販賣規則違反 八
- 國民被服類ニ關スル規則違反 四
- 書籍檢閲拒否 四九

次にウイenna暴利取締局が一九二〇年中に取扱つた事件から抜萃しよう。この説明材料は、故意にこの一年の年報だけから

採用したが、それは如何に種々雑多な暴利の花が咲いたか、而も僅か一年の間に、たゞ一つの管轄官廳の区域内に於て如何に多くの暴利が行はれたかを、最もよく示し得るからである。

低部オーストリアの酪農生産品輸入會社からその取引者の許へ山羊の乳を配給しておつたが、それは一定の販賣價格が規定されてゐた。戦時暴利取締局では、この商品の配給を受けてゐた商人全部を拘束して取調べた結果、商人の五八%までは價格超過のために戒告せられた。

官憲の捜査によつて、養老院參事會吏員の醜行が明るみに出された。それはアメリカの兒童救護事業に關する書類を偽造して、それによつて大量の食糧品を取込み、それをとある珈琲店で闇相場で賣つてゐたのである。

三月には多數の食料品店の陳列に普澤品、而も財務官廳の許可を受けないものがあるとして専らの評番になつた。三月十六日及十七日には、戦時暴利取締局は財務官廳の應援の下に食料品店主百名を檢束した。この取調べによつて各種類に互る貯蔵食料品が押收されたが、それはオーストリア國へ密輸入され、高價に賣捌かれてゐたものである。

三月のことであるが、鐵道監察員がある葡萄酒を檢査した結果、送狀記載の葡萄酒の代りに犢の肉を詰めてあることが判明した。

七月には電氣工業材料の取引關係に付て、其筋の數回に互る取調べによつて判明したところでは、ある一團には一人の財務官更さへ加擔してゐたが、これが輸出許可書の大掛りな偽造を企て、それがため國家は數百萬クローネの損失を蒙つたと想像される。この敏速なる調査によつて、たゞ一回の事件で一九二、〇〇〇クローネにも達する大損失を免れた。

養老慈善事業團體の前總裁が地方裁判所に送致されたが、彼はその地位を利用して儲取引を行つたのである。その取引範圍の膨大なることは、三人の仲介人に對し七萬クローネの手數料を拂つてゐたことによつても、およそ窺ひ知られるところである。秋になるとコーヒイは市場から見えなくなり、同時にコンデンスミルクが急激に騰貴するに至つた。そこで總ての鐵道倉庫、税關や大運輸會社の倉庫を檢査してみると、コーヒイ二八〇、〇〇〇キログラム、コンデンスミルク三七、〇〇〇ダースが發見された。

ドナウ河の岸壁に到着する船舶には特に監視の眼を向けるに至つたが、それは波止場から大量の穀粉が闇取引されることか噂になつたからである。事實調査の結果、多數の船員と職業的闇商人とが秘かに取引してゐること判明し起訴された。

正月の始めには、多數の食料品店にレットル無し馬肉のソーセージが賣り出され、或はそのまゝ牛肉のソーセージとして賣り出されてゐることが注目されるに至つたので、當該商品を鑑定せしめた結果、九五人の商人が檢舉せられた。

豚肉取引禁止の解除後急激な價格騰貴を見るに至つた。そこで夏季に至つて戦時暴利取締局は關係商人を徹底的に調査すると共に、モグリ市場の開かれてゐる驛附近を査察した結果、多數の豚肉闇取引人を處分に附した。

十月には家畜商人某が大掛りの價格吊上げのために送局されたが、それは贓を購入するに際して高價で買つてゐたものである。判明したところでは、現在逃亡中の彼の兄弟と共に謀して、積購入費の約二五%利益を西部鐵道地域で儲けてゐたと。

十一月には二人の男が檢束されたが、彼等は最初、サッカーの闇取引の廉で女商人を告發し、捜査が開始されるや女商人に對して、自分たちが寛大な處分を仰ぐ有利な立場にあるかの如く言葉巧みに持ちかけて金錢を要求したのである。

二月にはとあるカフェーに集會つてゐた複雑な機構を有するパン切符取引所が摘發された。この一團は極めて巧妙な組織の下にパン切符を手に入れ、これによつて獲たパンを闇相場で賣つてゐたのである。殆ど同じ頃馬鈴薯切符の大仕掛な詐欺が曝露された。一團は食料切符を作る印刷所から同種の切符を手に入れて、それによつて獲た食料品を闇取引してゐたものである。

一月には三人組の巻煙草の闇取引が摘發された。この闇取引によつて三人は樂々と各々數千クローネを儲けたと云ふ、面白いことには仕事は表向き外國販賣を看板にしてゐたが、その實商品は外國へ持ち出されたわけではなかつた。

一月の末には北部鐵道の停車場で、ポーランド歸還列車の中から、七二、〇〇〇箱の巻煙草と六、六〇〇包以上の煙草とが押收された。これは衣類箱や他家財道具の中に隠して、ポーランドへ向けて密輸を企ててゐたものである。

三月には巧妙な規模な煙草の闇取引人たちが一網打盡にされた。彼等は一九一一年中に凡そ八百萬箱の巻煙草や葉巻を取引したもので、その中には煙草專賣局の請負人まで加つてゐた。

四月には十日間もかゝつて二人を檢舉したが、彼等は自動車商會の看板を掲げて、ポーランドからの賠償として得たガソリンの大掛りな値上げを行つてゐたのである。彼等の目論んでゐた儲け高は數百萬クローネにも達した。

六月には多數の石油會社使用人及其の連累者多數とが告發されたが、それは石油の大掛りな闇取引の嫌疑によるものである。

一九二〇年九月の始め、官吏三名、都市の電氣工場經營委員二名並に商人一名が告發されたが、それはこの連中が、電氣工場従業員の福利事業に使用すべきガソリン一萬軒を闇相場で轉賣した廉によるものである。

ある大石炭商は支拂能力ある組合に對し、小石炭商の不利益を知りつゝ一月分の石炭をその前に供給した廉によつて嚴罰に處せられた。帳簿の檢閲によつて判明せるところでは一九一九年中に總計貨車十台の石炭を秘かに消費してゐた。

戰時暴利取締局が木材の大取引を檢閲した際、木材の大掛りな闇取引が暴露された。調査の結果、ウイenna近郊から福利事業に用ふるためにある木材取引組合に供給された木材を、告發された商會が奸策を用ひて組合員に供給せず、暴利價格でウイennaの材木商に賣付けようとしてゐたことが判明した。

十一人から成る一味は、中央物資動員解除局より得た毛布を次から次へ賣り渡した結果、一、二〇〇%の價格騰貴を見るに至り、檢擧された。

同じやうな關係から一名の技師が處罰されたが、彼は同様の出所から得た半建のバラックを賣却するに當つて、購入價格約七千六百クローネのもので純益四萬三千クローネを擱まうとしてゐたのである。

この年次中多数の家賃暴利のため處罰されたことが報せられてゐるが、多くは住宅償却金の請求や過大な仲介謝金の請求が問題となつてゐる。罪の明かになつたものは、盡く重い罰金に處せられた。

ある私人の住宅に設けられたモグリ取引所が摘發されたことがあるが、其際三百萬クローネの價值を有する外國貨幣が押收された。

〔三〕 財産犯罪

戰時經濟犯罪の外に擧ぐべきものとしては、殊に財産に對する犯罪があるが、これは戰時並戰後の犯罪微表學的至極に刻印を打つものである。統計の示すところでは、この財産犯罪はもとよりオース

トリアでは既に戰前から、より裕福なドイツに比較すればより以上重要な役割を演じてゐた。そして財産犯罪の中でも、數字の上から云へば常に窃盜が壓倒的な地位を占め、詐欺並横領は明かに劣勢であつた。この現象もオーストリアではドイツよりも遙かに明瞭に示されてゐた。戰前十年の間に獨逸の爲遂げた巨大な經濟的飛躍と云ふものは、窃盜指數の相對的減少の中に現れてゐるが、一方詐欺及横領は、劇しい商業取引と云ふ恰好の土壤を得て、貧弱なオーストリアの經濟生活の場合よりは寧ろ繁榮したのである。従つて窃盜は云はゞ最高僧職たるの地位にある。而もそれは戰時中並戰後に至つては、一層鋭く浮び上つてきた。國民經濟の貧しい際には窃盜は他の犯罪を殿目にかけて榮へると云ふことは怪しむに足りないが、このことは戰爭のために完全に骨抜きになつたオーストリアに於て、一層如實に示された筈である。これを證明するには僅かに一つの數系列で充分であらう。違警罪は暫く度外視して、窃盜は全犯罪に對し、戰前四年間には三九%、戰時中四年間には七三%、戰後の四年間には八〇%を占むることが確認されてゐるのである。總ての重罪受刑者中、窃盜のそれは五分の四を占むると云ふ事實ほど、この犯罪の支配的地位を如實に物語つてゐるものは、恐らく他にはあるまいと思ふ。因みに經濟崩壞時代の獨逸に於ても類似の傾向はあるが、もちろん前述のやうに明瞭な犯罪傾向を伴つてゐるたわけではない。

(一) 以下個々の犯罪の數字上の消長を觀察してみよう。

1. 窃盜。この犯罪數は全く大きな増加を示してゐる。即ち、年平均、

一九一一年乃至一九一三年……三、二八七
 一九一五年乃至一九一八年……五、八七一
 一九一九年乃至一九二二年……二二、四四三

この増加は少年と婦人にあつては既に一九一五年から始まり、總數に於てみれば他の犯罪は總て減少してゐるに拘らず既に一九一六年から増加し始め、而もこの増加たるや繼續的且急速度、即ち一年間の増加を他の犯罪に比すれば五〇%乃至實に九〇%にも達する。(後掲第三表参照) 一九二〇年には有罪人員の最頂點に達し、戦前の年平均三、二八七に對し二六、〇五〇、即ち實に八倍を示してゐる。違警罪數も類似の傾向を示してゐるが、その變動は殆ど比較にならぬ程微弱である。即ち一九一七年至つて漸く戦前の状態を凌駕し、次で——一旦減少した後——一九二〇年至つて頂點に達するが、而も戦前の約二一、〇〇〇に對し二八、五八三である。とに角以上によつて、窃盜は戦時中並に戦後に於て極めて著しく増加したと云ふことを明かに斷定し得るのである。勿論この犯罪の強度(Intensität)に就て判斷を下すことは困難である。蓋しこの重罪(Verbrechen)の飛躍的増大は貨幣價值低落と關係があり、それは追加法(die Novellen)によつて完全に清算せられなかつたからである。換言すれば、重罪が未曾有の増加を示し、違警罪の増加は遙かに僅少であつたとしても、このことは場合によつては、以前には違警罪であつた多くの行爲が、現在では重罪として評價せねばならないと云ふ事實からも生ずることがあるのである。(第一章參照) 然しこのことから、窃盜犯罪は戦前

茲に戦後に於ては總數と同様の状態、即ち約二五、〇〇〇から五五、〇〇〇に増加の状態を示してゐると云ふやうな結論を下すことは、確かに樂觀に過ぎる見解であると云はねばなるまい。違警罪の多くは微小事件(Bagatelldeliquenzen)であり、而もこれは戦後に於ては却つて平常より遙かに放任せられてゐたのである。以前には極めて些細な窃盜事件でも極力訴追すると云ふやうな習慣があつたが、現在ではそのやうな立場は根本から覆へされた。些細な窃盜事件を告發し糾問するが如き餘裕は全然なかつたからである。のみならず、相當重大な窃盜を告發しても無効に終ると云ふことを以て、さな

第三表 財産犯罪

| 年次 | 竊 | | 詐 | | 欺 | | 横 | | 領 | | 強盜 | 贓物保 |
|------|-------|--------|-----|-------|-----|-------|----|-------|----|-----|----|-----|
| | 重罪 | 違警罪 | 重罪 | 違警罪 | 重罪 | 違警罪 | 重罪 | 違警罪 | 重罪 | 違警罪 | | |
| 1911 | 2,976 | 20,830 | 810 | 4,573 | 336 | 3,359 | 36 | 604 | | | | |
| 1912 | 3,275 | 21,158 | 964 | 5,388 | 393 | 3,578 | 39 | 539 | | | | |
| 1913 | 3,610 | 22,110 | 926 | 6,459 | 431 | 3,733 | 46 | 676 | | | | |
| 1914 | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | |
| 1915 | 3,230 | 17,019 | 577 | 2,904 | 307 | 2,174 | 53 | 939 | | | | |
| 1916 | 4,375 | 19,103 | 552 | 3,357 | 290 | 2,750 | 28 | 1,701 | | | | |
| 1917 | 6,760 | 28,696 | 591 | 3,331 | 276 | 2,695 | 10 | 2,307 | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|----|-------|
| 1918 | 9,118 | 25,921 | 687 | 2,073 | 532 | 1,743 | 16 | 3,232 |
| 1919 | 17,823 | 28,208 | 1,179 | 3,247 | 378 | 2,444 | 97 | 3,676 |
| 1920 | 26,050 | 28,583 | 2,105 | 3,519 | 549 | 3,248 | 65 | 3,860 |
| 1921 | 24,490 | 25,253 | 1,962 | 3,469 | 900 | 1,341 | 51 | 3,914 |
| 1922 | 21,409 | 22,153 | 1,585 | 3,309 | 977 | 1,292 | 40 | 3,493 |
| 1923 | 14,184 | 24,317 | 1,449 | 5,038 | 667 | 1,864 | 45 | 2,607 |

さだに繁忙を極める官憲の無能に歸する理由は全然なかつたのである。このことは特に大都市に就て主張せられる。即ちウインナ市ではそれかあらぬか違警罪の増加は著しく僅少であり、一九二一年には却つて著しく減少してゐるのである。かくて既述の如き欠點はあるにせよ、この重罪数は總數よりも遙かに適切に真相を物語る數字であると思はれる。これに對しては、警察の經驗竝にヘプラー氏の如き老練家も、違警罪數に就ては懷疑的に觀察し、自己の研究の材料とはしてゐない。(文献三四)最後にこれを立證するものは、「疑シキ購入」(«verächtigen Ankauf»)——過失贓物收授——なる犯罪を觀察することであるが、この犯罪は窃盜、而も盜品の價値を顧みない窃盜であつても、その典型的な隨伴者なのである。さてこの疑しき購入のために有罪を宣告された者は、年平均六二三から三、九一四に増加してゐる。この増加は窃盜犯罪と相併行するものであつて、訴追力が同程度であるとすれば、窃盜の總數も同様の曲線を描くことが想像されやう。このことは特に強調して差支へないと思ふ。

蓋し以下に於ても、統計はこの犯罪だけは細かく分類してあるから、吾々はこの犯罪數を觀察の基礎と爲し得ることが多い。

2. 詐欺及横領。この犯罪の消長は窃盜のそれとは異つてゐるが、但しそれはこの犯罪數が、少年を除いては、戦時に於ても戦前以下であり崩壊後はじめて——ともかくこの時は二倍を超へてゐる——増加してゐる點である。而も詐欺は九〇〇から二、一〇六に、横領は平均三六六から九七七に増加してゐる。然し違警罪數は増加しなかつたばかりでなく、減少さへ示して總數は戦前の水準よりも下つたのである。この事實を評價するに當つては、窃盜に就て述べたところを繰返すことが出来る。違警罪の數字は恐らくこの場合にも真相を遮蔽してゐるであらう。真相は恐らく次の如くではあるまいか。即ち兩犯罪は増加した、詐欺は既に戦時中から、而も横領よりは遙かに強く、然し兩者は窃盜に比すれば常に較べものにならぬ程僅少であつた。この場合忘れてはならぬことは、オーストリア國の法律では詐欺と云ふ集合概念のうち、恐らく近代の法律ならばそのやうには觀察しないかも知れぬやうな事實、例へば虚偽の證言 (falsche Zeugenaussage) 或は殊に戦時中に於て特に増加した文書偽造 (Urkundenfälschung) まで包含してゐること、またオーストリア國の法律では詐欺の中に破産と云ふ重罪を數へるに反し、過失破産 (die fahrlässige Krida) は特別の輕罪となつてゐることである。序ながらこの破産は、戦争の場合には非常に特殊な消長を辿つたのであるから、それに就て略述しておく必要がある。有罪人員は戦前の五〇〇から戦期末期にはたゞ一つになつた。明かに戦争は

金儲けの道を豊富ならしめ、従つて破産などは稀有のことゝなつたが、一方では戦争が事實上經濟的崩壊を惹起した場合には、過夫責任など、云ふ如きはあよそ考へられなかつたのである。

3. 強盜及恐喝。この數字は共に小さいが、獨特な動き方を見せてゐる。強盜は戦時中著しく減退したとは云ふものゝ、傷害ほど著しくはない。然し崩壊後は有罪人員は急増し、而も戦前の四〇に對し九七となつてゐる。そして一九二二年に至つて漸く昔の平和時代の状態まで恢復したのである。従つてその描く曲線は、純粹の暴力犯罪並に純粹の財産犯罪の動き方と同じである。然し傷害と同じく戦時中に谷底を示し、また窃盜と同じく崩壊後に頂上を示してゐる。さて恐喝はオーストリアの法律によれば必しも財産に對して向けられたることを必要としないが、それでも財産に對して向けられたものが最も多いのは勿論である。恐喝有罪人員は多くはないことは云ふまでもない。その曲線は傷害及び官吏に對する暴行と類似してゐる。従つて強盜並に恐喝に就ては、暴力犯罪を取扱ふ場合に、器物毀棄と共に一度觸れるつもりである。器物毀棄と云ふのは、なるほど一應は財産に對して向られたものではあるが、心理學的に云つても、統計上から見ても暴力犯罪に著しく近似してゐるからである。

以上述べたところを獨逸の統計によつて吟味してみると、獨逸の統計は男子犯罪に就て實に一九一七年まで五十年にも亘つて特殊の調査を爲してあつて、それによつて得たる觀察はむしろ缺點の少いものであるが、この獨逸の統計によつてみると、吾々がオーストリアの状態に就て眺めたところと

大體相似た觀念が得られるのである。先づ窃盜と贓物故買は一九一五年以降兵役義務に關係のない者に就てみても著しく増加してあり、而も重罪に就ても輕罪に就ても同様である。詐欺並破産の減少は、文書偽造の激増と時を同じふしてゐる。最後に横額は一九一六年から漸増してゐる。然し戦後に就てみるならば、それは財産犯罪の共通の増大と云ふことが出来る。猶すべて之等の數字を評價するに當つて看過するを許されない一點がある。即ち、軍法會議の判決數が不明であることであるが、戦争末期頃には財産の安全と云ふものは、軍人のためにこそ却つて攪亂されたことは争ふ余地がないのである。殊に警察の屢々報じてゐる如く、逃亡者は後方に於て専ら窃盜を犯して漸く露命を繋いでゐたのである。かゝる犯罪の大きさに就て大體の觀念を掴むには、軍法會議に送致された人員を一覽する必要がある。それに就て例へばウイenna裁判所だけで、一九一八年には約一萬四千人が窃盜並に掠奪のために訴追されてゐることが判る。この數字はなる程普通裁判の數字に合計することは不適當であるとしても、猶且その當時の財産の不安状態を窺ふに足るものである。

これ等の數字の物語るところは、寔に明瞭ではあるが、然しこれを理解するには猶、これ等の數字の基礎となつてゐる判決を受けた犯行と犯人を觀察する必要がある。これを最もよく觀察するには次の點を決定せねばならない。即ち、先づ一體その當時最も多く盜まれ、騙取され、横領される曲型的な物は何であるか。次には、それらの犯行の際用ひられる特徴的な方法如何。最後に、犯人の個人的性質及びその主たる動機如何、つまり、何を、どうして、誰が、何故に、要するにこれが問題である。

(二) 然らば一體これらの泥棒や騙りの典型的獲物 (das typische Beuteobjekt) は何であつたか。答は簡単である。工場の庭先に轉つてゐる屑鐵の類から、博物館の美術品に至るまで、およそさうした値うちのある物ならば手當り次第であつたのである。その狙ひ所は主として二つの方向に分れてゐた。一つは日常食料品と日用品、他は闇取引に利用されるもの、一切である。また一方統制が強化せられ、物資が缺乏するに隨つて、およそどんな品物でも闇取引で有利に賣ることが出来たから、窃盜の目的物の多様性と云ふことは、正に窃盜犯罪の特徴となるに至つたのである。食料品、衣類、燃料、皮革や金屬類は殊に狙はれたが、そればかりでなく、平常ならばそんな物まで盗むのかと思はれるやうな品物まで盗まれた。戸の鑿^{カウガキ}や、墓標の裝飾物は盗まれ、架空電線は切斷され、運轉中の工場のベルトは靴の踵にするための切り裂かれた。列車の車室内では座席の張革や窓枠まで外づされた。甚しきに至つては、ウイenna大學の青銅製の把手や、市内の目抜の通りに近い公園の紀念物まで窃盜の犠牲となつたのである。

こゝで愈々貨幣價值が下落するに伴ひ、金錢が窃盜の目的物となること益々少くなつてきたことは、這般の消息を物語るものである。「物の價值！」 (Sachwert!) これこそ泥棒や闇取引者たちの合言葉であつた。斯くの如き物の價值に對する渴望は、獨逸のインフレーション時代にも同様に現れてゐる。即ちベルリンではインフレーションの年一九二三年には三萬件を突破する金屬窃盜があつたが、安定後の一九二四年にはその十分の一に減少したのである。(文献六八) 次の事情も説明の種と

なるであらう。戦後ウイennaでは金庫破りが激増したが、それは明かに、局部的な治安状態のために國際的金庫破りにとつて都會は云はゞ一つの重心となつたからである。然し一九二二年には、この數百件にも及んで金庫破りは俄かに五八件に激減してゐる。これには少しも不思議はないので、この年は最も著しいインフレーションの年であつて、金庫の中には一層價值のなくなつた銀行券や、反古同様の國債などが横つてゐるだけだつたからである。然しそれと時を同じふして、チエコスロバキヤではこの種の金庫破りが著しく増加してゐる。警視廳の見解によれば、時既に所謂「専門家」が貨幣價值の維持されてゐる國に移つたと云ふのであるが、それは丁度、後になつてオーストリアのクロイネが安定した頃には、反對に闇取引者がその仕事場をウイennaからベルリンへ移したと同斷である。

かやうな窃盜事犯の大きさを考へることは至難である。カプフェンベルグのある大きな鐵鋼會社で高速度鋼を盗まれたことがあるが、その量たるや實に、大砲や砲彈材料に對するそれまでの供給量にも影響する程であつた。なほ若干典型的な事實を指摘して、實例によつて説明しておきたいと思ふ。

列車泥棒と行囊破り (Eisenbahn und Postdiebstahl) とが大仕掛に行はれるやうになつた。警察の報ずるところでは、列車泥棒は一九一四年以降一七年まで夫々六〇、六三四、一、一八二、二、三三四となつてゐる。残念乍らそれ以後の數字が缺けてゐるが、とにかく典線は後になるほど急峻になつてゐる。一つ一つの品物を盗んだり、切り破つたりする他に、貨車や列車まで計企的に掠奪せられるこ

ともあつた。また貨車全部が荷物を積んだまゝ、跡形もなく奮ひ去られたことも珍らしくはなかつた。總て斯うしたことも、鐵道官吏が一役買つてゐるとすれば、當然易々たるものである。例へば、全列車を夜になつて掠奪出来るやうに待避線に入れておけばどうであるか。一九一八年實業家代表が鐵道省に於て、殆ど一つだつて掠奪されない輸送貨物はないではないかと詰め寄つた時、鐵道省側の代表者はその事實の正しいことを承服せざるを得なかつたことである。獨逸でも變りはなかつた。ブロシャ・ヘッセン間國有鐵道にあつては、戰前獨逸の全國に於ける窃盜有罪人員を合計したものより、凡そ二倍程の窃盜が行はれてゐるが、この場合にも窃盜幫助者の殆ど半ばまでは鐵道雇員であつた。(文献三七)

二・三の報告。始めには主として驛に停つてゐる貨車や列車が襲はれたが、後には進行中の列車まで襲はれるに至つた。後の場合には、列車が除行せざるを得ない場所が特に危険であつた。

複雑な組織を有する多數の竊盜團が一齋檢舉せられたが、彼等はウィンナー・クレムス・セント・ベルテン間の線路上で列車を襲ひ、葡萄酒樽や豚肉や砂糖箱等を進行中の列車から外に投げ出し、これを仲間に運び去らせたのである。他の線路では信號機を破壊して、止むなく列車を除行せしめたり、立往生せしめておいて盗んで行つた。これらの犯人は十六歳の少年たちで、大部分は小學校公民學校の生徒であつたが、このやうな方法で計的に石炭や輸送貨物を盗んでゐた。

更に厚顔無恥なる點に至つては、崩壊後各種類の國有財産、たとひそれが軍需資材であらうと、物資動員解除による武器、被服または食料品倉庫であらうと、或は國有煙草工場の貯藏品であらうと、何でも構はず窃盜の犠牲に供せられたことによつて窺ひ知られるところである。國有財産はまるで法

律の保護から見離されたかの觀を呈し、而も監視附の物まで往々そうした状態にあつたのである。同じやうな状態は、傷夷軍人中央聯盟や、廢兵院その他の慈善事業團體の財産に就ても見られた。かゝる場所での多くの横領は長い期間に亙つて行はれたものである。更に崩壊後一層頻繁になつた武器の窃盜は特に危険であつたが、それを入手することは同時に暴力的政治的革命的革命の危険を極めて尖鋭化せしむるわけであつた。

空巢泥棒 (die Wohnungseinbrüche) は戰後に於ては殆ど日常茶飯事の如く行はれ、何處の家庭でも一寸した避暑旅行のためにさへ街を出るわけにもゆかなくなつて了つた。と云つても田舎の状態が特別良好とは見られなかつた。避暑宿や近郊の賃貸公園 (Schreibergärten) の窃盜も増加した。ザルツ地方自治體所有地にある別荘は、この數年來殆ど歸省する者も無かつたやうであるが、其處でさへ免れることは出求なかつたのである。馬鈴薯苗も野菜畑も不埒者のために根こぎにされ、貯藏室や納屋まで空っぽにされた。密獵の増加も想像の外であつた。崩壊期には狩獵會は密獵者が催してゐるやうなものであつた。そして獲物は白晝公々然と車に載せて運び去られ、アルペン地方の獵場は數年間乃至十數年間はずつかり駄目になつたと云つても過言ではない。石炭缺乏時代には森と云ふ森は手當り次第に盜伐されたが、最も無慘な目に遭つたのは恐らくウィンナーの森 (der Wienerwald) であつたであらう。

宛も隊商の如き森林竊盜の群が、曠野と化したウィンナーの森を横切る街路にざわめいてゐた。かゝる不埒な行爲も民衆の窮

迫を思へば黙忍するの外なかつたが、餘りにも遣り方が大膽無暴となつたので、燃料材を蒐めることは特に許可證を有する者のみに公然と許され、その他の者には禁止された。然しそれでも思はしくなかつたから、再び木切れを拾ふことも一切禁止されることになつた。が官憲が斯くの如く處置を左右してみても、結局は同じことであつた。夜となく晝となく大小の隊伍を爲した盗人の群が彌益々ウインナの森を荒して廻はり、彼等は木切れを拾ひ集めるばかりでなく、樹木を次から次へと倒してゆき、自分の使用に供するの、それとも巧妙に闇取引するつもりなのかそれは判らないが、獲物を背に負ふもあり手車や荷車に載せるもあり。皆悠々と我家へと運び込んだものである。

(三) 財産犯罪の手段も戦争のために特殊の型に作られた。正に戦争状態のためにこそ有效な犯罪手段となつた奸策や欺瞞手段は寔に多種多様であつた。それらは後方戦略(Kriegslisten des Hinterlandes)と名付けてもよからう。中でも犯罪を容易ならしめるために軍服を不正に着用することが詐術の寵兒となつた。民衆が兵士を祖國の防衛者として敬愛してゐる際にあつては、斯うした思ひ付を犯罪に利用すればボロイ話になることは判り切つたことである。

軍服を着た泥棒や騙りは決して珍らしくはない。前科七犯もある別荘荒しが中尉の制服を着てゐたこともある。又豫備將校と云ふ觸れ込みで娘に近づき持物を搔さらつたものもある。或は掏摸や萬引を制服を着て氣楽にやつてゐた者もあり、騎兵將校のカロリー伯爵だと稱する奴は籠抜けや結婚詐欺をやつてゐたし、またある者は部隊本部附曹長の制服の上に殊勳章まで飾つて、驚く勿れ軍司令官の持物までさらつて行つた。

一九一五年グラーツの町に一人の物優しい妙齡の貴婦人が現れて、非常に叔やかな態度で、彼女がドベルドで數々の英雄的な行爲をしたと云ふ風に物語つてゐた。雨と降り来る彈丸を肩して、彼女が繃帯を巻いてやつたために、軍司令官から最高勳章を與へられたと云ふのである。彼女の名刺には「シュナイダー・マイエルホッフエン伯爵夫人ドーラ」と書かれてあつた。ところが日が経つに従つて、この伯爵夫人なか／＼金拂ひが悪いとて、寶石商や料理屋主人連中の中で評判になつた。そ

して彼女の支拂ひは、軍司令官即ち彼女の英雄的行爲を一層有名にしたと思はれる軍司令官がやつて来て濟してくれる筈であつたが、待てど暮らせど軍司令官は來ないと云ふので結局警察に持込まれた。このドベルドの英雄的少女の正體こそ、實はしがない裁縫師パウラと云ふ少女で、年にも似合はず財産犯罪のため既に前科十犯を有する強たか者であることが判明したのである。

ある者は戦死した軍醫の遺族であると偽造證明書を持ち廻つて、醫者仲間から喜捨を集めた。——ある者は、一度だつて召集を受けたことなく、決してや捕虜などになつたことは全然無かつたのに拘らず、自分はシベリヤの捕虜收容所から歸つて來た者で、捕虜になつてゐる家族に挨拶に行きたいが、このところひどく難儀をしてゐるからと云ふやうな、誠しやかな話を持ち込んで、いろ／＼な人からマンマと金をせしめてゐた。——ある者は赤十字の代表者に紛して金を蒐めてゐた。——似而非赤十字看護婦や、自稱兵隊後家が近隣の同情を搾り取つてゐた。——ある偽せの保母はスイスの子供列車のためにとて親たちから一萬クローネをせしめた。——食料品を積載した車が抑留されたが、これは戦線の炊事場を預る女班長が、避暑地へ向けて後送せんとしてゐたものである。——ある特別狡猾な奴は、似而非援護事業のために陸軍省から補助金を出させることにさへ成功した。

極めて不埒なのは自稱傷痍軍人であるが、これら松葉杖をつき、或は殊勳章を胸につけて一般人の同情心に訴へたものである。この道にかけて云はゞ人氣のある専門家は所謂「慄ふ人」(die böse Mitfänger)で、彼等は——始めは大成巧であつたが——諸々方々の街角で物乞ひをしたものである。

およそ如何なる日常必需品でも、之を手に入れることは、一枚の切符なり證明書なりを持つてゐるかわらないかによつて左右されるのであるから、統制經濟の強化せられるに従つて、利益のある文書偽造並に文書窃盜にとつて、一層活動舞臺が廣くなつてきたわけである。同様のことは、殊に人や物が

外國と交通するに必要な旅券や證明書類に就ても云へることであつた。

九〇

ウインナのあるカフェーに、偽造原籍證明書や旅券の類を賣る一味の本據があつた。書類は大抵贗造したものであるが、中には正銘のものもあつて、中々手廣く賣れた。この一味の者は、偽造旅券を交付してやつた關係者を何度も恐喝したが、勿論被害者が告發する筈はなかつた。この一味は國境を突破して旅券を密輸する手下の飛脚まで持つてゐたのである。——ある市役所吏員は、裕福な外國人避難民のために國外追放を免れしむる目的から、公民權證明書や原籍證明書を偽造した。——ある檢事は滞在許可書を賣つた。

數多の陸軍病院では、給養状態は偽造書類によつて良くなつたが、餘分に手に入れた食料品は闇取引で賣つてゐた。——ある砂糖供給所は偽造切符を交付して一ヶ月の間に千疋以上の砂糖を手に入れて、之を以つて鎖取引をやつた。——偽造せる牛乳購買券、パン券、材木輸出許可書の大掛りな詐欺團が発見された。——ウインナの人口調査によれば、一九二〇年には三十萬枚のパン券が餘計に發給されたと云ふ事實を以つてしても、全く這般の消息を窺ふに足るものである。

食料品其他日用品の缺乏が多數の詐欺を行はしめたことは容易に想像せられるところである。殊に各種食料品並に日用品の贗造は、奇想天外な程多く行はれた。それらの實例は枚擧に遑がない。而も消費者が、それが國家たると私人たるとを問はず、何れも損害を蒙つたばかりでなく、特に鎖取引者や貪慾漢まで損害を受けた。と云ふのは彼等はどうな商品でもそれを見ないで買ひ込むのだし、またよし贗造と判つても彼等に告訴される心配はないからである。この告訴される心配がないと云ふ點では各種の徴兵免除詐欺や徴兵忌避も亦屢々詐欺や恐喝の犠牲となつた。かくして、自己の需用のためにもせよ、又は鎖取引のためにもせよ、商品調達してやるとか、或は商品供給や兵役義務の免除や、後方勤務に移すことに力を添へてやるとかと云ふやうな口實の下に、他人から金を引き出すことは、

依然として成功するのであつた。これらと關聯して、さうした目的ならば袖の下が必要だと云ふやうな口實を設けて詐欺が行はれたことは、寔に見易い道理で、何と云つてもそのやうな口實はとかく信ぜられ易いのである。

斯うした場合には大抵奸策は早くも脅迫に移つてゆくものである。恐喝する者にとつても風向き次第でいろ／＼な手が次から次へと生れたし、殊に統制の不充分や、空室の非常な排底等に直面しては、實際のところどんな人物でも「正直に」暮すことは到底出来なかつたからである。かくして殆ど總べての人間が何かを隠匿してあり、從來は何等の非の打ちどころのなかつた人間でも、金を強請られる弱味を持たざるを得ないと云ふことになるのである。闇取引、禁制品の貯藏、非合法な居室の所有、徴兵忌避等々を理由として脅迫することは、實際多かつたと思はれるが、殊に官廳勤めの者や會社員の側では多かつたであらう。然し勿論こんな事柄は刑事上の問題になることが稀なことは理の當然である。

『二人の男が夜の十一時頃アパートにやつて来て、自分達は兵士委員並に勞働者委員だと名乗り、家宅捜査を行つた。住ひの中で賭博が行はれたに違ひないと云ふのである。何もそれらしい物は見付からなかつたが、家婦に警察まで同行を求め、もし應じなければ住居の撤廢を命じ、家婦の名を新聞に公示すると云つた。然し一人は、もしいくらか金を包めば悪くしないことをほのめかした。そこで家婦は五百クローネか千クローネの金を（家婦は逆上してゐたので精確な金額は判らない）渡した、とその「委員」(Kommission)即ち手數料の洒落か——譯者註)は家を出て行つた。直ぐに放免されて、翌日はもう二人同じやうなことをやつた。ある藥局にその主人が賣らうとしてゐた砂糖六百疋があることを聞き込んで、彼等はその砂糖を押收した

が、運び出すや否や七箱分をすぐ賣つて了つた。

二人の恐喝者が將校服を着て現れ、その中の一人が或る商人に對し、自分等はお前に對して提起されてゐる告訴のために、戦時暴利取締局から調査を命ぜられて來たものであると云ふ風なことを述べた。然しすぐ五萬クローネを提供すれば告訴を揉み消してやるとほのめかした。

四人組から成る警察委員が、ウインナのある商人の許で多量の商品や財産の検査押収並に家宅捜査を行つたが、贖者と判つて逮捕された。一人は民衛隊員、一人は前警察醫助手、一人は辯護士事務員、一人は光學機械製作助手であつた。

ある工事監督助手は(一九一六年)官命により徴發すると云ふ口實の下に多數の家庭から眞鍮製パケツをさらつて行つた。

財産犯罪の手段としての暴力を注意してみるに、これも亦問題の期間には特殊の形式を具へてゐるのである。通常の辻強盜(Straßenraub)は殊に崩壊時代には、苟くも二十世紀の文化國に於てそんなことが有り得るかと思はれる位盛に行はれたものである。とは云つても一九一九年及び一九二〇年の統計數字は元來が大きいのであるから、真相に就ては寔に貧しい觀念しか得られない。然し、ウインナの市内公園の中で、一人の男は着衣から持物まで全部奪はれ、文字通り丸裸にされたと云ふやうなことさへあつたのである。列車の襲撃、食料品店や倉庫の掠奪、ウインナ一流旅館の劫掠等が下層民によつて行はれたことも早くから話題になつてゐた位である。この點は重大であるが、かやうな場合には殆ど常に、使用せられた暴力手段の裡に、かの戦争の影響が認められると思ふ。平和條約の武器引渡規定が未だ完全に實行せられるに至らない間は、戰場から持ち歸つたものと倉庫から盗んで來たものとを問はず、銃やピストルや、果ては手榴彈、機關銃の類まで大いに用ひられ、武器に馴れた

連中のために生命や財産に對する一般的な不安状態が生じたのである。それと共に注意すべきは、もし農村青年たちが各自に武器を藏つてゐなければ、密獵もあのやうな大仕掛に行はれることは決してなかつたであらうと云ふことである。然し實際は、あのイシユル附近の有名な王室獵場で、機關銃さへ持出して大々的な獵が行はれたとて、決して驚くに當らないわけである。

最後に、強盜ばかりでなく總てこれ等の財産犯罪の犯行様式を典型的な仕方の特徴付けるものは、實に、かの戦時後期並に戦後に特に著しく現れた集團犯罪(Bandenklitt)なのである。かの列車盜の如きは、小くとも重大事件にあつては必ず巧妙な組織を有する一味の仕業である。議會に於ては、彼等の仕事はかの大草原横斷列車に對するインヂアンの襲撃にも比せられたことであつた。

然しウインナの森の掠奪などが集團的に(Bandenweise)行はれたのは、かの文書偽造が從來曾つて見なかつた程大仕掛に、獨特な組織を有する一味徒黨によつて實行せられたのとその軌を一にするのである。されば、當時三〇名乃至四〇名の被告人並に數百件の事實に關する大訴訟が行はれたことも、決して珍らしくはなかつたわけである。

(四) 斯くの如く犯罪の危険性が高められ、犯罪の量が増大すれば、犯罪心理學者にとつては、總てこれ等の犯罪者の人格に對する疑問が殺到するのである。偕て先づ此處では、戦時及び戦前を截別する二つの事實を確證せねばならぬ。極めて著しい婦人犯罪並に極めて著しい少年犯罪がそれである。これに關しては猶第四章に於ても言及する積りである。有罪窃盜犯人の年齢に關するより詳

細な點は、一研究者の作製せる統計表によつて一九二二年の分だけは知ることが出来る。(文献第十
六)

それによれば十五歳乃至二十歳の年齢階級が強力な負擔者であることは、特に著しい事實である。
この集團は違警罪にあつては、實に有罪者の極量をさへ示してゐるのである。

この點は暫く措くとするも、特に興味を覚えるのは、有罪者の中のどれだけの部分が前科者であ
り、どれだけが犯罪の新參者であるかを知ることであらう。然し残念ながら吾々に對してオーストリ
ヤの貧弱な統計は、この問題に就ても何等有力な結論を與へてはくれないのである。

『若干の統計數字、少くとも一九二二年に於けるウイennaの有罪人員に關する數字は、研究家の報ずるところである。(文
獻第十五及十六)曰く「一九二二年ウイennaに於て窃盜罪に依る、二〇歳乃至二十五歳の男子有罪者を摘出すれば、それは
二、七四二名である。この中二、〇一七名即ち七三・六%は前科を有し、而も九四〇名は侵入盜の前科、四九名は常習窃盜の
前科、四五一名は窃盜前科二犯、殘餘の五七七名は重窃盜の前科を有するものである。更にかの九四〇名の侵入盜の中で、八
七四名は同種犯罪の累犯者である。これを以つてしても、前述の年齢階級にある窃盜犯全體の六八%以上は少くとも既に一度
は窃盜の前科を有することが判る。』

ヘプラー氏(文献第三四)は以上の數字から、戦後に於ける窃盜數の増加はその大部分は職業犯罪に歸せられるとの結論を
下さんとしてゐる。然し私はそれに對しては賛同できない。先づ第一に上述の主張に従へば、窃盜二犯を有する者は明らかに
比較的少部分である、即ち四九名プラス四五一名がそれであつて、約一八%に當る。然しこの場合吾々にとつて決定的なもの
は何か。戦後は犯罪者の中に、既に戦争前から職業的に竊盜を犯してゐた所謂「刑事裁判の常連」(alte Kunden des Strafg-
richters)が多數存するか否かを知らんとすれば、この研究者の數字からは要するに何物をも掴み出すことが出来ないのである。
竊盜し、彼の觀察した集團は、戦前には漸くまだ十二歳から十七歳であり、従つてその當時既に職業的と見られるものは恐らく

ほんの僅かな部分に過ぎないであらう。一九二一年に於ける「前科者」の大部分は、恐らく戦時中及び戦後にその前刑を執
行されたことであらうし、彼等の中の多くは既に戦争の犠牲者であるから、これはかの職業窃盜と云ふ觀念とは異つた尺度で
評價すべきである。かりにこの點は論外とするも、この研究者の提供する數字は、此處から更に進んで全體の犯罪に對する結
論をまで求めるには、餘りに小さ過ぎるのである。』

これに比すれば、獨逸統計の教ふるところは遙かに貴重である。一九二一年の獨逸統計は、二十
五萬二千、即ち上述の如きオーストリア統計の計算の基礎となつたもの、百倍にも近い件數に基礎を
置いてゐる。これによつて次の如く要約することが出来る。一、一九一三年の窃盜有罪人員約十一萬
五千人の中で、五萬六千即ち半数は前科を有する。一九二一年の窃盜有罪人員二十五萬二千人の中
は、六萬三千人即ち僅かに四分の一が前科を有する。二、窃盜前科を有する者に關しては次の如く云
ふことが出来る。一九一三年に於ける窃盜犯十一萬五千人の中には累犯者一萬九千三百名があり、之
に反し一九二一年に於ける窃盜犯二十五萬二千名の中の累犯者は二萬三千五百名である。由之觀是、
累犯者數は絶對數から云へば爾く増加してゐないに拘らず、全體の數は二倍以上にも達してゐること
が明らかとなる。累犯者の百分比は、戦後に於ては一六・七%から九・三%に低下してゐる。因み
にこの趨勢は獨逸では早くも戦時中から現れてゐたのである。その例證として五十歳以上の男子に關
する報告を引用しておかう。即ち、この年齢階級の窃盜は一九一七年には既に二倍となつてゐるに拘
らず、累犯窃盜のために有罪判決を受けたものは、僅かではあるが却つて減少をさへ示してゐるので
ある。

以上によつて犯罪心理學的に極めて重要な事實を推定することが出来るのであるが、現在あるが儘の統計材料では確證するを得ないとしても、この事實はオーストリアに就ても恐らく妥當するであらう。即ち、戦時並に戦後に於て窃盜のために服罪した者の中で、從來處罰されたことのない者、又は少くとも窃盜のためには處罰されたことの無い者の占むる割合は比較的に大きい。従て、この窃盜者部隊の極めて有力な援軍は、從來窃盜などは縁の薄かつた社會層から派遣されたものなのである。更に人物に就て云へば、戦後に於てはこれ等の財産犯罪に就ては、闇取引の場合に確認せられた如く、著く多數の外國人が關與してゐたことに注意すべきである。捕虜收容所から逃走した者、これは殆ど窃盜によつて糊口を凌ぐの他はなかつた者であるが、その外にも崩壞期に於て犯罪の目的でわざわざ入國した者、例へば國際的侵入盜、小切手偽造者、結婚詐欺者、旅館盜などがある。例へば一九二二年ウイenna警察に拘留されてゐる窃盜犯の中で、三四%は外國人であり、詐欺犯の中では五五%が外國人であつたのである。(文献第六六)

最後にこれと關聯して、都市及地方に於ける犯罪ほどの程度に有罪宣告を受けてゐるか、既述の如き増加は根本的には大都市の現象たることを表はしてゐるのか、或は地方住民も亦同じ程度に増加したかを決定せねばならぬ。簡單に一九二一年及び一九二〇年の窃盜(重罪及違警罪を包含す)の相對數を比較してみると、ウイennaに於ては三〇七%の増加を示してゐるが、地方(上部オーストリア、ザルツブルグ、フォアルベルグ)では二二%の増加を示してゐるのである。のみならずウイennaに於ける檢察力は確かに一九二〇年には、極めて微力となつてゐたのであるから、大都市に於ける窃盜は地方よりも著しく増加したものと考へて差支へないであらう。このことは、さなきだに増加しつゝあつた大都市の窃盜犯罪に就て常に注目に

値する事實である。

(五) 抑々、總べてこれ等の重大事實を心理學的に又社會學的に説明せんとする如何なる試みと雖も、その當時の經濟狀態を起點と爲す外はない。このことを吾々の觀察する時期に就ても主張し得るは、其の他の如何なる時代に就ても主張し得ると同斷である。心理學者が財産犯罪殊に窃盜の激增を確認した場合には、必ずやこの現象を説明するにその時代の經濟狀態を以てするのが常套である。而してその多くは、價格狀態殊にその中でも最も重要な指數、即ち穀物價格を出發點とするのが通例となつてゐるのである。而も十九世紀の犯罪と穀物價格との間に極めて顯著な平行關係を認めることが出来たことは、周知の如くである。およそ穀物價格の昂騰時代は、殆ど全く窃盜數の増大時代であると云ひ得るが、物價の低落は場合によつて窃盜數の低落を伴ふことがある。戦前二十年間に於ては、勿論獨逸に於てもこの兩曲線の平行關係を確認することが出来る。獨逸の繁榮時代には確かに國民の收入は増加して、少し位價格が騰貴しても、直ぐ様犯罪の増加を伴ふまでのことはなかつたのである。然し猶且、困窮時代は窃盜増加の時代である、と云ふ考へ方は依然として存續してきたのである。

ところが今次大戰はこの古い眞理を、も一度立證したわけである。勿論この種の陳腐な指摘を以てしては、犯罪の領域に於ける變化、換言すれば、如何にしてあの周知の如き程度に暗影時代を招來したかの説明には不充分である。

困窮を犯罪増加の原因と観る場合でも、これを以て個人の飢餓感情又は寒氣に基く行爲が當然増加せざるを得ないであらうと云ふ風に考へる必要はない。より重要なことは、困窮状態の直接的影響よりも寧ろ間接的影響である。即ち此處に問題となるのは個人々々の困窮ではなく、必ずや國民全體の經濟的窮迫が問題となるのである。換言すれば、國民全體の窮迫が宛も蛛蜘蛛の巢の如き複雑な原因によつて犯罪を生ぜしめ、而もその個性から云へば、尙充分耐へ得られる經濟状態の中で生活しつゝ、ある人間の犯罪をも生ぜしめるのである。戦時並に戦後にとつては、この考へ方は極めて重要であると思はれる。又困窮が直接には犯罪原因でない場合にも、犯罪なるものが一般的困窮状態と相關聯し、戦争のために惹起された犯罪は要するに如何なる程度まで問題となるかは、困窮状態によつて制約せられてゐることを、常に確認し得るのである。

然らば此處に謂ふところの困窮の本質は何であるか。約言すれば二つに歸する。一は一切の食料並に必需品の缺乏であり、これが動もして極めて深刻となれば絶対に耐へ得られなないと云ふ結果を生じた。他は、これら物資の價格騰貴であり、これはその物資の通常の供給ある場合でも、廣範圍の國民層をしてこれら物資を享受するを得ざらしめたのである。

1. 物資缺乏、即ち戦争並に封鎖の齎した物資缺乏に就ては既に述べたところである。凡そ國民の榮養上重要な物資の唯の一つでさへ、國內に有り餘つてゐるものとしては無かつた。被服材料並皮革、燃料木材並に石炭、光熱用瓦斯並に電氣みな然りであつた。かくの如き國家にとつて最も恐るべ

き敵たる物資缺乏を克服せんとして、國家の採用した極めて廣範圍に互る法律的並に官僚的施設に就ては、これ亦既述の通りである。かくして遂に戦争後半期及び戦争直後にあつては、謂はゞ國家によつて規整せらるゝ飢餓状態 (eine staatlich geregelte Hungersnot) が彌漫するに至つたのである。勿論それは規整不十分なるがために齎された飢餓状態 (eine mangelhaft geregelte Hungersnot) の意味であることを附言しておかねばならぬ。かゝる飢餓状態に就て責任を負ふべきものは、果して行政上の缺陷であるか、暴利者並に關取引者の利己主義であるか、將又軟弱なるハンガリー政府であるか、その何れであるかを研究することは當面の問題ではない。が兎に角、國家の承認した食料配給統制は次第々々に弱体化し、民衆の生活状態は愈々怪しくなつてきたことは争へない事實である。

一九一五年には穀粉及びパン、一九一六年には砂糖及び脂肪、一九一七年には馬鈴薯、一九一八年には肉類が統制されたが、果してこの統制は幾許の大きさであつたか。たゞ若干の數字を掲げておかう。一週間一人當り供給量は次の如し、(單位グラム)

| | 穀粉 | パン | 砂糖 | 脂肪 | 馬鈴薯 | 肉類 |
|---------|-----|-------|-----|----|-----|-----|
| 一九一七年七月 | 五〇〇 | 一、二六〇 | 二五〇 | 七五 | — | — |
| 一九一八年七月 | 二五〇 | 六三〇 | 一八八 | 四〇 | 五〇〇 | 二〇〇 |

第二行目に注意して頂きたい。その意味するところは、一週間に六日間の肉無シデー、(この一週間の配給量は丁度一回の攝取量に相當するから) 最少限の料理用にしても餘りに少い穀粉と脂肪、

一日一箇の丸パンと云ふことになる。而もそればかりではない。總てこれ等の食料品は量が不充分なばかりでなく、多くはその質まで粗悪であつた、喰へないことも一再ではなかつたのである。そればかりならまだいゝ。斯くの如き飢餓に頻せる配給量でさへ供給されないことすら當り前のことであり、明日の配給量を果して貰へるかどうか、どれだけ貰へるか又はどう云ふ風にして貰へるかと云ふことさへ、決して確實に豫想出来なかつたのである。従てこの事情に精通せる食糧大臣レーヴェン・ス・ルッスの如きは、(文献第四八)「現在の配給組織に基く民衆の僅かに半分の供給量でさへ、も早問題にならない」と告白したこともある。ウインナにあつては、よしんばそれまで凍え死ななかつたにもせよ、馬鹿正直に切符制度を金科玉條としてゐようものなら、文字通の餓え死にする外はなかつたであらう。斯う云ふやうな状態では、人々は關取引が行はれることをせめてもの伴せと思ひ、また眞ともな方法は既に斷たれてゐるのだから、假目玉の飛び出るやうな値段であつても、絶対必要なものは、争つて無理無體に手に入れようとしたのである。それと同時に、統制されてゐない總ての食料品に對する需要が捲き起つたが、但しそれとても個人の財力によつて許されることであつた。而も亦自由市場は廢れ、統制外の必需品も大部分は疾つくに關取引に押へられて了つて、自由に取引せられるものは全然無かつたのである。

『市場報告から抜粋して、一九一八年十一月初旬の状況を明かにしておかう。大市場のホール(二百萬市民にとつて最も重要な購買所)には菜葉と蕪菁があるばかりで、馬鈴薯も卵もなく、殆ど野菜らしいものはなかつた。肉類は、或日は僅かに鹽

漬の牛の臓物、次の日は數百疋のドロ／＼の腸詰、またその次の日には馬肉がいくらかあると云ふ状態であつた。十一月十日には脂つ氣のない羊肉とポーランド産の鶯鳥が、品質に較べて餘り高いので店曝しになつてゐたが、五日も経つと菜葉の外にはそれだけとなつたので飛ぶやうに賣れた。九月頃にはまだ規則的に十三萬四千四百本の牛乳が出てゐたが、十一月にはもう僅かに七萬五千本となつて、子供や病人に必要な最少限にも間に合はなくなつた。石鹼は完全になくなり、暖房用石炭は配給されず、炊事用としては毎月石塊交りの石炭が僅かに二〇疋、若くは褐炭が二五疋供給されるに過ぎない有様であつた。

(文献第九)

かう云ふ状態では、およそ物を購ふと云ふことは家庭の主婦にとつて惱みの種となつて了つた。實際のところ、食料品店が戸を開けるや否や、僅かばかり残つてゐる手持品を争つて手に入れるために、夜も暗い裡から「立ん坊」をせねばならず、斯うしたことはその當時の特徴的な街頭風景となつたのである。女や子供たちの長い行列が、何時間と云はず夜通しでも、パン屋や乾物屋の前に列んで、憧れ通してゐるパン塊や僅かに小箱一杯の穀粉や砂糖などを次の週間のために持ち歸へらうとしてゐるかと思へば、家では家族全部が首を長くして寒さに打ちふるへてゐた、供給された燃料は炊事用にさへ充分ではなかつたのである。

2. 斯くの如き物資の缺乏の外に、物價騰貴の影響がある。もとより戦時及び戦後の物價騰貴に就て正しい觀念を得ることは容易でない。價格曲線を描き、そして戦前行はれてゐた如く、之を窃盜の曲線と對比するのが一番手取り早いであらう。然しこの方法とても吾々の觀察しようとする期間に就ては、早くも一つの技術的な困難に當面する。例へば戦前の穀物價格をとり上げてみるに、之を一ミリメートルとすれば、一九二三年の曲線は約十四メートルにもなる。それは暫く措くとしても、この

やうな現し方は極めて錯覺を起し易いであらう。つまり個人々々の經濟状態を知るには、價格の變動と共に、極めて重要な收入の變動をも觀察しなければならぬのである。

先づ價格に就て觀察しよう。一九一四年乃至一九二三年の十年間を通じて、一切の商品價格は極めて大幅に上昇した。戦時中の動き方は比較的緩かであるが、戦後のクローネの安定するまでは急激である。この場合には國家の規整する生産物に就ては、その公定價格と自由價格、換言すれば關相場とを區別せねばなるまい。

二、三例を挙げると、一、九一四年七月乃至一、九一八年七月の一疋當り小賣價格は次の如く騰貴してゐる(文献第四五、四〇)……單位クローネ。(第四表)

| 品名 | 一、九一八年 | |
|-------|--------|---------|
| | (統制價格) | (關取引價格) |
| 穀粉 | 〇・四四 | 二・七六 |
| 砂糖 | 〇・八四 | 一・四八 |
| 馬鈴薯 | 〇・二四 | 一・三二 |
| 牛肉 | 一・九五 | 七・二〇 |
| 脂肪 | 一・九〇 | 一三・二〇 |
| 卵一ヶ | 〇・〇七 | 二 |
| ビール一杯 | 〇・一〇 | 一 |
| 石油 | 〇・四七 | 一〇 |
| 燃絲一卷 | 〇・二四 | 三二 |

| | | |
|------|------|------|
| 靴一足 | 二〇・〇 | 四〇〇 |
| 肌衣一枚 | 六・〇 | 一一〇 |
| 服一着 | 六〇・〇 | 一八〇〇 |
| 靴下一足 | 〇・五〇 | 二〇 |

こゝに掲げた關取引價格は、勿論大體を示したに過ぎない、非常に變動し易いからである。

この表によれば、個々の商品價格の騰貴の程度は種々様々であるから、一定商品を引き出して之を騰貴の代表と看做すことも、各人随意に出来やうと云ふものである。従て價格騰貴の總指數(General-index)を計算することに、懸命の努力が拂はれて來たのは周知の通りである。

さうした目的で、戦前ウイナ労働者一家族が四週間に消費する食料平均額を決定し、其の後の數年間に於ける同種同量の食料品價格が、一定時點に就て如何に變動してゐるか調査せられた。この場合には、前記食料品の一定量も戦時下に於ては、或は低廉な統制價格で買へるかと思へば、また一方では高價な關取引價格で買はざるを得ない場合もあつたことを記憶せねばならぬ。この計算(文献第八及四〇)によれば、労働者一家族の四週間に要する食費は次の如くである。

| 年月 | 八四・四六クローネ |
|---------|--------------|
| 一九一四年七月 | 三三二・六五 |
| 一九一六年 | 一、三一七・五六 |
| 一九一八年 | 四、六八九・四六 |
| 一九二〇年 | 二九六、七三四・〇〇 |
| 一九二二年 | 一、四二五、九四三・〇〇 |
| 一九二四年 | 一、四二五、九四三・〇〇 |

この計算によつて生じた數字は、成程生計費騰貴の消息を窺ひ知るに充分ではあらうが、それでも猶且正しい處理方法とは云へない。蓋し、平和時代に消費されてゐた食料は、通常の量では決して手に入れることは出来なくなつてをり、従つて同一

家族の消費は例の手に入れることの出来る品物に置換へざるを得なくなつたからである。故に「可動的消費圖式」(in bewegliches Verbrauchsschema) を作製するために、一つの費用計算方法が試みられたのであるが、これとても決して獨斷の譏りを免れないものである。然しその詳細を此處に述べることは煩しい、重要なのは唯次の點である。

一九二一年一つの法定委員會が設けられ、典型的な消費圖式を基礎として生計費指數を計算することになつた。この委員會は平等に各方面の人物から構成せられてゐたから、その報告に係る指數は相當信頼するに足るものである。然しその調査は漸く一九二一年以降に就て行はれてゐるから、聯邦中央統計局は同一圖式並に物價に關する官廳材料に基いて、遅れ馳せ乍ら戰時に就ても同様の調査を行つたのである。(文献第五七) この調査では家賃も考慮されたが、それは借家人保護法によつて物價騰貴には同じ程度の比重を認めることは出来ないものである。偕て戰前に於けるこの一人總生計費を一とすれば、其後の數字は次の如くなつてゐる。

- 一九一四年七月 一・五八
- 一九一五年 一・五八
- 一九一六年 三・三六
- 一九一七年 六・七一
- 一九一八年 一一・六二
- 一九一九年 二四・九〇

- 一九二〇年 五一・一〇
- 一九二一年 九九・七二
- 一九二二年 二、六三七・〇〇
- 一九二三年 一〇、九〇三・〇〇

即ち、ともかく信ずべきこの數字によつて約言すれば、生計費は戰爭末期には十二倍、その二年後には早くも五十倍、そして遂にインフレーションに對應する時代になると、實に驚くべき上昇を示してゐるのである。

民衆の眞の窮境を知るには、前記の數字の外に收入の變遷をも考慮せねばならぬ。蓋し收入が同じ割合で増加したとすれば、全支拂額の増加は單に貨幣價値の低落を意味し、吾々の問題とする個人經濟の苦境を意味するものではないからである。これがためにより一層の困難を加へることは云ふまでもない。即ちこの收入状態は民衆の階層が異なる毎に極めて多種多様な消長を示してゐるのである。或種の階級、殊に食料品商や軍御用商人等の收入は物價騰貴の進行程度を遙かに突破して増大したことが知られてゐる。之に反して給與の固定せる官吏は、その實質收入に於ては (in relativen Bezügen) 全く甚しい減少を示し、利子生活者は殆ど何等の收入増加もなく最も悲惨な目に遭遇した。農民は自給自足によつて市場價格の變動から比較的影響されることは少なく、寧ろ彼等が農産物の賣手として現れた場合には、價格騰貴によつて大儲けをすることが出来て、從來の自分

の借金をも完済することが出来たのである。各種労働者の状態は決して一様ではなかつた。即ち賃銀は個々の事業に於て極めて相違があつたし、そればかりでなく熟練労働者と不熟練労働者の俸給も互ひに相異なる消長を示したのである。固定俸給者竝に労働者に就ては、兩者に共通な一つの特徴的事實を擧げることが出来る。即ち或程度の平均化が行はれた、めに、高級官吏は下級官吏に、また熟練労働者は補助労働者に、夫々その収入の點では相接近するに至つたのである。

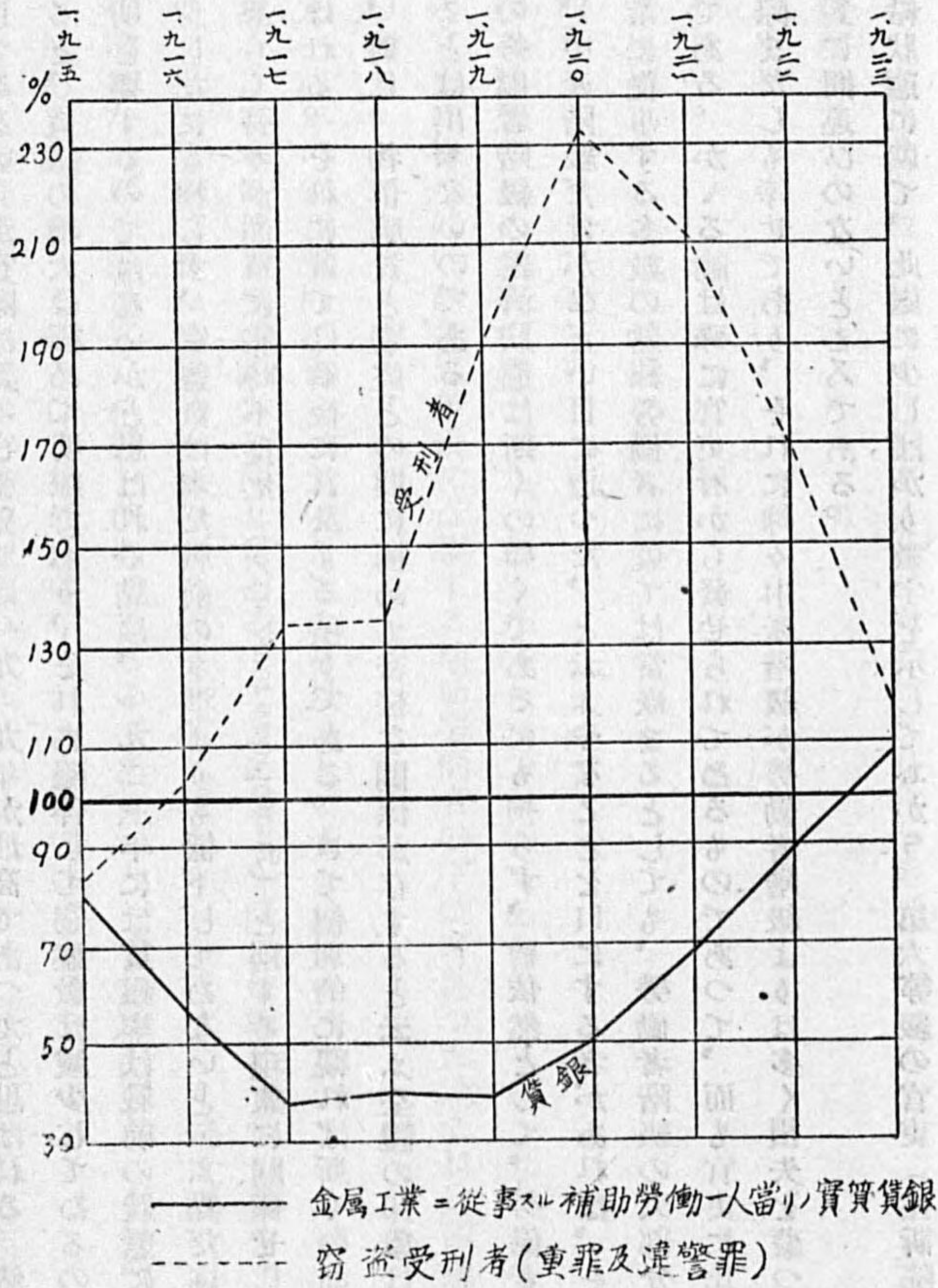
それ等の中でこの場合最も吾々の興味を惹くのは勞賃 (the Arbeitslöhne) であらう。蓋し勞賃は正に最も犯罪的傾向ある國民層の収入状態にとつて、云はゞその徴候を示すものだからである。然しその時代に支拂はれた賃銀に就て正しい觀念を興へることは、あるが儘の記録では残念ながら不可能である。夫々の部門に於てのみならず、同一部門内の個々の事業に於ても、極めて大きな差異があるのが普通であつたのである。ところが、兎に角にも一つの手懸りを求めようとするならば、一定産業に従事する労働者の最低賃銀を探り上げるより他には、何等の方法がない。そこで吾々はウイennaで金屬工業に従事する未婚の補助労働者の最低賃銀を選ぶのであるが、それはこの工業はオーストリアで最も大きい工業の一つであり、補助労働者と云ふものは經濟的には、かの自己の集團の中に犯罪者部隊を形式してゐる集團に最も近似してゐるものだからである。而してこの記録は労働會議所竝に主要産業組合の好意によつて得られたものである。これらの最低賃銀は一九一四年の初頭には一週間當り約二・二〇クローネであつたが、戦時中には緩やかに増加し、後に至つて急激に頂上に達した。然

しそれでも物價騰貴の速度には及ばなかつた。例へば一九一八年八月にはこの賃銀は九四クローネであつたが、一方物價は既に十倍に騰貴するに至つてゐたのである。「その當時の賃銀の増加の仕方が生計費の増加より緩やかであつたことに就ては、各國共に確實な例證がある」と、獨逸國統計の註釋にも述べてある。若し賃銀率をその購買力に對比して調べようと思へば、賃銀をその當時の生計費指數で割らねばならない。この方法に基いて、各年の賃銀が判明してゐる限り、既述の委員會の報告せる指數をも考慮に入れて、賃銀をその實際價值に還元してみると、次の如くなる。最低賃銀の實際價值は、一九一七年及び一九一八年には戦前最高の場合の約四〇%に低下してゐるが、一九一九年初頭にはかの急激な價格騰貴の結果、實に三一%にまで下落し、其後次第に漸増したが、その間數次の變動を経て一九二二年に至つて始めて戦前の實際價值の百%に到達し、次で間もなく遙かにそれを凌駕するに至つたのである。特に吾々の興味を惹くのは、實質賃銀の急激な低落が——名目賃銀は増加したに拘らず——戦争の後半期及び戦争直後に於て見られることである。この調査が正しいとすれば、それは大衆貧困化の最も明瞭な徴表であり、隨伴する窃盜の増加と云ふことも恐らく説明せられるところであらう。

もとよりこれ等の數字は無條件に受け容れらるべきではない。先づ第一に最低賃銀であるが、それは實際上に於ては遙かに超へてゐる場合が極めて多く、戦争初期の労働不足の場合や、崩壊直後に於て、實際上支拂はれた賃銀が最低賃銀に先づ違反しないと云ふに過ぎなかつた。その上今日に於ては、實際上支拂はれた賃銀に就て一つの觀念を得ようとしても、それはも早

第一圖 ウィンナに於ける賃銀の消長と竊盜犯（一九一五年乃至一九二三年）

——一九一一年乃至一九一三年平均を百とす——



以上の如くして調査せられた賃銀曲線——統計上平均値を基礎として——と窃盜曲線とを對比しようとするのであるが、それは而もウィンナに於ける賃銀とウィンナに於ける窃盜有罪人員とを對比するのであつて、更に重罪と違警罪とを相合し、以て兩者の金額の制限に基く缺陷を除去せんとするのである。（次圖表参照）

この圖を一見すれば、窃盜曲線は賃銀曲線の逆の映像であることが判る。これは明かに、窃盜と貧困との併行關係の存することを物語るものである。個別的には偏差の存すること勿論である。先づ第一に、一九一五年には賃銀が低落してゐるにも拘らず窃盜も減少してゐるが、これは挿入文によつて充分明らかになされてゐる。次に、一九一七年及一八年には賃銀が急落するに伴ひ、窃盜も同程度

不能である。理由はいろいろあるが、労働會議所や産業組合は夫々の利害關係に従つて各々異なる見解を述べてゐる點を、特に指摘せねばならぬ。然し、一體最低賃銀違反と云ふものは、戦前でも至極有りふれた事柄であり、而も此處では根本的に云つて戦前に對する概括的な關係を問題としてゐるのであるから、前述の如き缺陷はさして重要視するまでもあるまいと思ふ。第二に注意すべきは、與へられた數字は單に補助労働者にのみ關するものであり、従つて金屬労働者全般乃至更に進んで全労働者階級の賃銀状態を、決して代表するものではないと云ふ點である。にも拘らず他の産業部門に於ける百分比の變動は、寧ろ一層不良な状態にあつたと思はれる。と云ふのは、この金屬工業は顯著な軍需工業として特に有利な賃銀を支拂ふことが出来たし、而もそれと同時にこの部門の内部に於ても、熟練労働者は不熟練労働者に比し、その賃銀率の點では既述の如き平均化の傾向によつて修正されることが少なかつたからである。そしてまたこの工業の代表者も、熟練金屬労働者の賃銀は戦後に至つても猶大部分は戦前の賃銀に到達しないに拘らず、補助労働者のそれは既に戦前の賃銀を凌駕してゐることを認めてゐるのである。最後に労働者の實質的收入状態は、戦後まるで當然のやうに行はれた失業やストライキのために、契約上の賃銀率に較べて——而も不利な状態に——喰ひ違つてゐたのである。

の急増を示してゐる。一九一九年には遂に賃銀はその底を衝いてゐるが、この年の受刑者数は未だ頂點には達してゐない、が實際は眞の窃盜犯罪は一九一九年が最高であつたと思はれる。然し更に其後の年を見ると、賃銀の増大は極めて明瞭であり、それに隨伴して窃盜数は減少してゐるのである。而して猶説明を要するのではないかと思はれる點は、一九二三年には賃銀率は戦前の状態に達し、而もそれを凌駕したにも拘らず、窃盜数は未だ戦前の水準よりも低下してゐないと云ふ點だけであらう。これは恐らく吾々が簡単に戦時不良化 (Kriegsverwahrlosung) と稱する現象に關係せしめねばならぬと思はれる。それに就ては猶後に言及する積りである。さて個別的に觀れば斯くの如き偏差はあるにせよ、猶且、物價騰貴と窃盜との間に極めて密接な關係が存すると云ふ全體的印象は、之を到底拭ひ去ることは出来ないのである。

其の當時の勞働者階級の經濟状態は斯くの如くであるにも拘らず、猶依然として、勞働者階級は景氣がよくて、中産階級だけがひどい目に遭つた、と云ふやなことを口にする者があれば、それは、なる程股賑産業に従事する多數の熟練勞働者に就ては當嵌まるとしても、勞働者階級の大部分に就ては絶対に謬論である。かゝる論は殊に官吏層から發せられてゐるものであつて、而も官吏に比較すれば勞働者は實際までも併せであり、それに抑々中産階級が勞働者階級よりは多く損失を蒙つた、と云ふことは絶対に間違ひのないところである。

官吏の俸給状態に就て、此處に少しばかり數字を示して置かう。第六等級の官吏(控訴院判事、大

學教授等)は、生計費指數に基いて計算すると、次の如き月收を得てゐたのである。(文献第七)

| | |
|---------|---------|
| 一九一四年一月 | 六八七クローネ |
| 一九一八年 | 一一〇〇 |
| 一九二〇年 | 八二〇 |
| 一九二二年 | 二〇〇 |
| 一九二四年 | 三一五 |

官吏の收入状態の最も悪いのは、一九一九年及び一九二〇年であつた。この一九二〇年に於ける第六等級の官吏の收入は戦前金屬勞働に従事する補助勞働者の下位にあつた。(これは四週間の賃銀八四・八〇クローネ)

それは一九一八年の官吏新聞に書いてあるところを見ると、満更誇張ではない。曰く、「官吏は來る日も來る日も生活闘争を演じてゐる。こゝに云ふ生活とは極めて狭い概念である。彼等は決して文化生活や、また物質的幸福のため闘争を演じてゐるものではなく、自己の肉體の全く生理的な機能のために、餘儀なく格闘を演じてゐるのである」と。(文献第四五)これは一九一八年のことではあるが、而もこの年は未だ最悪の年と云ふわけではなかつたのである。

かくして遂に官吏階級の完全な没落を見るに至つた。世には「腰辨」(Stehkrug-Proletarier)と云ふ言葉があるが、この言葉は、官吏の俸給が下るところまで下つたに拘らず、猶且國家の代表者で

あると云ふ謂はゞ最少限の傳統的な義務觀念に惱まされてゐた状況を、巧みに諷刺してゐるものである。然し官吏ばかりでなく、其他の大部分の國民層も最も困難な苦境に沈淪してゐたのである。小商業に従事する者も、甘んじて開取引に身を委ねない限り、極めて悲惨な運命を擔つてゐた。既に一九一四年乃至一九一七年の間に於て、ウイennaでは九、二二一軒の商會が廢業した。(文献第四五)金利生活者に就ては既述の通りであるが、家主も亦過酷な借家人保護法のために、まるで財産沒收と同じ遣り口で奪ひ去られて了つたのである。

なほ多言を費すまでもあるまい。あの戦慄すべき時代を實際に經驗しなかつた者には、いくらこの種の報告を列べても、想像するだに困難な當時の實相を彷彿せしめることは、到底不可能事であらう。遮莫、あの當時の總ゆることを吾と我身を以て感得したこの吾々自身でさへも、事態がいくらか好轉してくると、あの窮迫時代の詳しい記憶が忽ち雲散霧消して了つてゐると云ふのは、心理學上寔に奇怪な現象ではあるまいか。かゝるが故に尙二、三の事實を擧げて説明を加へたいと思ふのであるが、これ等の事實は單にあの當時の榮養状態に就ての徵候的な意味で問題となるに過ぎない。それ等は國民の健康状態に及ぼす饑饉の影響に關するものであり、この影響たるや、かゝる原因の方が如何に強いかを明確に結論せしむるものがある。

戦時中に於ける國民の健康状態に就ては、目下發行されつゝあるピルクエー氏 (Pinquet 文献五一) の上下二卷より成る大作に述べてある。それによれば先づ第一に、國民の死亡率が經濟状態の悪化の

故に著しく増大したことが判る。勿論文字通り餓死すると云ふが如きことは、近代文化國に於ては稀有なことではある。何となれば、國民の榮養に對する組織にいくらか缺陷があると云つても、餓死と云ふやうな極端な場合は避け得られるからである。之に反しかの「浮腫病」(Hungerkrankheiten) 竝に小兒壞血病 (der kindliche Skorbut) には悲しむべき意味がある。これ等の疾病は非常に増加した結果、從來殆どなかつたために多くは全然何にも知らない醫者までが、俄かに豊富な研究材料を得たわけである。然るに成人にあつては、近代的な意味で云ふ餓死とは、實は肺結核による死亡のことである。而もこの結核患者死亡率は、オーストリアの中でも殊にウイennaに於て、戦争のために情けないまでに増大したのである。(數字は文献五一及五六參照) また別の統計によると、少年の榮養不足と云ふ事實が明かにされてゐるが、それには相當精確な調査が行はれてゐたのである。こゝに提供されてゐる事實は吾々の觀察にとつて極めて注目すべきものがある。如何となれば、およそ少年の榮養不足と云ふことは、單に一定年齢階級にある者の生活標準の徵候たるに留まらず、一般の狀態が悪化する證據なのである。蓋し、たとひ我身は餓えようとも我が子には餓しい思ひをさせたくないのが、世の常の親心と云ふものであるから。

アメリカの兒童救護團體がウイennaの學齡兒童に就て調査したところでは、全兒童の五三・一%は著しく榮養が不足してあり、三三・四%は榮養不足、一〇・八%は稍不足、良好なる者は僅かに三%に過ぎないことが判明してゐる。一九一八年ウイenna學齡兒童の四分の一に就て學校醫の調査したところでは、實に兒童の九一%が榮養不足の狀態にあつた。——更に一九一八年ウイennaの健康兒童のために、夏季宿泊所を設けんとする運動の行はれた際、五六、八四九名に就て綿密な健康診

斷が行はれたが、その結果によれば、兒童の九三%は不十分なる健康状態に在り、而も、病弱兒童は採用せられないのであるから、この健康不十分なる者が實は「健康兒童」であつたのである。これ等の兒童はハンガリーに滞在中平均三・二疋の體重増加を示したが、オーストリアへ還つて六週間後には〇・七五疋の減退を示した。一九一八年の秋收穫期の後でも、ウィennaに於ける食料不足は實に斯くの如く深刻であつたのである。(Piquet) 最後は一九二〇年の夏、アメリカ兒童救護團體によつてウィennaに於ける七二〇〇名の男女生徒に付、醫者をして人體測定學上の調査を行はしめた。それによると、戦前の常態に比して身長に於て凡そ十、體重に於て凡そ十疋の低下を示してゐることが判つた。是によつて觀るも、全身の毀損が極めて劇しいことが判るが、これはビルクエー氏の報告によれば、明かに春季發動期にある少年の榮養不良状態を物語るものである。(文献第五一)

之を要するに、國民全體を襲つた一般的困窮状態の存在したことは明かであらう。この困窮状態を例外的に免れ得た者は、窃盜の強度並に大量現象に徴すれば、數字的には微々たる役割を演じてゐるに過ぎない。アシアツフエンブルグが次の如く述べてゐるのは、正に肯綮に當つてゐる。曰く「貧窮は一つの犯罪的源泉にして、經濟的没落に直面せる階層の愈々廣汎となるに伴ひ、この泉は彌々益々湧き出づるなり」と。(文献第三) かゝる認識は、正に吾々の觀察してゐる時期に於てこそ立證されたものと云へよう。蓋しこの戦禍たるや實に國民的災厄であつたからである。

ヘプラー氏(文献第三四)は、あの當時財産犯の被告人で全然經濟的悲境に遭遇してゐない者が屢々あつたことを、自ら見聞したと思つてゐるが、これは、經濟的困窮が財産犯罪増加の根本原因であつたと云ふ主張に對し、何等反證となるものではない。もとより、あの當時窃盜、詐欺、横領を犯した者が、盡くある種の所謂不可抗力に支配せられて犯したものである、と云ふ如き信仰ほどのを外れ

たものはあるまひ。これは既に、中産階級は概して自己を堅持することが出来たと云ふ事實によつて證明されてゐるところである。然し乍ら猶且多くの者は、情勢の急激な變化に適應する力がなかつたのである。これに就てもアシアツフエンブルグは次の如く指摘してゐる。およそ收入の増加するに伴ひ、衣服、食料、享樂に對する欲望は増大するものなり、然るに貨銀の購買力が俄かに減退したりとするも、從來慣行となれる支出を制するは困難なるべしと。更に論を進めねばならぬ。即ち、とも角經濟的苦境に直面してはゐない人間の犯した犯罪でも、「經濟的困難のために惹起された犯罪」たることがあるのである。より仔細に研究しよう。

先づ個人の困窮と全體の困窮と云ふものは區別して考へねばならぬ。もとより凡百の事件の中には、既に犯人自身の直面せる困窮を以てその行爲を説明して餘りあるものもあるであらう。然し、若しも國民全體の窮迫と云ふことによつて財産犯罪の源泉が開鑿せられたのではないとすれば、戦時と云ふものは決してあれ程大きな、宛も怒濤の如き財産犯罪を生ぜしむることは決してなかつたのであるまひか。就中戦時は、人々をして自己の生活需要を犯罪手段によつて満たさしめんとする、極めて困難な誘惑と絶好の機會を提供する結果となつた。先づ第一には、軍需工業及び戦時經濟の需要と云ふ不意の闖入者によつて、勞働市場に一般的な變化が現れたのである。其處に集つて來た大勢の人間は、平常ならば決してそれ程の信頼を受けなかつたかも知れない人間、又そうした信頼の裡に成育したのでもなく、信頼するだけの價値もないやうな人間だつたのである。このことは、生れて初めて

の大金を持たされる銀行の少年小使や、慰問袋の中の御馳走に涎を流す婦人や少年の郵便集配人や、新しく雇はれた無数の鐵道従業員などに就ても云へることであつた。のみならず平常ならば嚴重に監視されてゐたかも知れない多くの仕事者が、今は何處へ行つても絶対必要な監視人さへ得られないとあつては、云はゞ機密事項としてその儘委ねられることになつた。斯うした事情が吾々に説明するところは多大である。然し勿論これを過大視してはならぬことは、フォン・コッペンフェルス氏（文獻第四二）が次の如き事實を以て證明してゐるところである。即ち、獨逸に於ける財産犯罪の指數は老婦人の間に於ても著しく増加を示してゐるが、それにも拘らずこれ等の人は就職することも、従つて又窃盜の機會の増大と云ふことも極めて例外的にしか考へられないと云ふのである。然しながら、この時代の無数の典型的財産犯罪を觀察してみると、斯うした犯罪の如何に多くが、特別の信賴を無視して保管を委ねられた物品を窃取したり又は横領したものであるかと云ふことが判るのである。殊に這般の消息を明らかにするものは列車窃盜であるが、これは鐵道従業員が積極的に參加してゐなければ、決してあのやうに大仕掛には行はれなかつたであらう。而もこの事例こそ戰爭状態との關聯を明らかに證明するものである。何となれば、鐵道管理は人員不足のために、平素ならば決してそれ程責任ある地位にはつけないやうな人物まで採用せざるを得なかつたからである。これに關して鐵道大臣は、あの當時の不正事件の根本原因であると明言してゐる。それは假令信ずるには足りないとしても、大窃盜の訴訟が終結するに當つて、鐵道省自身がこれ等の人々——はつきり窃盜を自白してゐる

のに——は經營上手離すことは出來ないとして、有罪判決を受けた鐵道従業員のために刑の執行猶豫を願ひ出たと云ふ事件が實際上あつたのである。この事件ほど明白に這般の事情を物語るものは他にはあるまひ。

この他になほ犯罪の機會と誘惑に拍車をかけた一つの事情がある。即ち、平素ならば餘りにその價値が低く過ぎるので、假令それを不法に手に入れたところで、特に處罰するまでもないと云ふやうな有りふれたつまらぬ物が、貨幣價値の崩落に際しては途方もない値打ちを生じ、易々樂々と賣り買ひ出来るやうになつたことである。今日も習慣になつてゐるやうに、戸の鑿、垣根、金銀製の電線、或は重い錦繡製の汽車の窓掛などを賣買するのである。斯うしたことが強く窃盜を煽ふり立てるだらうとは、容易に想像せられるところであるが、從來は誰も盜まれようなど、は思はず、また賣つて儲かる筈もなく、それだけにまた要領する必要もなかつたやうな物が、闇取引の對象としては最も持てはやされるものになつて了ふと云ふのが、その當時の實狀だつたのである。

總て之等のことはその當時、個々の犯人が遭遇してゐる直接的な窮迫とは別箇の問題である。然し乍ら——この點特に注意を要するが——それだけに猶且、共通の戰禍換言すれば國民經濟全體の窮迫と云ふこと、不可離の關係に在るのである。即ち、今や男子の不足を告げてゐる、故に信賴すべき熟練労働者は缺乏し、監視も官憲の監察にも缺くるところがある。今や商品の不足を告げてゐる、故に消費も生活方法も一變する、而も價格は騰貴する、それはまた、憧れの品がある場所なら何處でも構

はず次から次へ犯罪を驅り立てることゝなるのである。

犯人自身の困窮のみならず、犯人以外のもの即ち國家や國民全體の困窮も亦犯罪増加の原因となることは、以上により明らかであり、また其の他の點からも立證せられるところである。

戦争直後に於ける財産犯罪の飛躍的增加に就ては、なほ鋭い觀察を必要とする。軍隊の歸還と云ふことは充分な説明とはならない。何となれば、財産犯罪全體から云へば一九一九年及び一九二〇年には戦前の二倍を遙かに突破してゐる、即ち刑事有責人口が減少してゐたに拘らず、犯罪は却つて遙かに増加してゐるからである。とは云ふものゝ、歸還兵も亦斯くの如き指數の増大に、輕視すべからざる役割を演じてゐることは疑ひない。戦線の兵士にとつては、權利や所有權の侵害と云ふことは往々にして著しく縁遠いものとなつて了つた。加ふるに墮落生活の常として無聊ではあつても食物に事缺かず、兵士は數年間で云ふもの、自分はもちろんその家族の生計にも胸を痛める必要はなかつた。つまり明日の朝の米の心配は消し飛んで了つたのである。然るに今や彼等は、國家竝に經濟的崩壞の渦卷の眞唯中へ歸つて來た。其處で彼等が従前の生眞面目な考へ方から次第に轉向することがあつても、何等怪しむに足りないではないか。右を向いても左を向いても自分のすぐ側に、この生眞面目な考へ方を塵か芥のやうにサラリと捨て、了つたその人が、却つて景氣の好い有様を見せつけられるのだから仕方がない。懶惰から關取引へ、關取引から文書偽造なり故買なりへ、道はもう一筋であつた。およそ墮性と模倣 (Gewöhnung und Nachahmung) とは、畢竟するに、之を犯罪心理學者が如

何に強調力説するも猶惟れ足りぬ動機なりと云はねばならぬ。馴れ來りのことに附隨する墮性も、銃後國民にとつては思ひもよらぬことではあつたが、今や兵士の歸還後は、思ひがけなく見すばらしい暮し方に順應せざるを得なかつた。而もそれは今となつては、歸還兵をして就職口を探し、不馴れな銃後の勤勞に献身せしむることを臆劫にさせたのである。而して模倣と云ふことは、却つて崩壞時代に於て重要な役割を演じた。中でもあの厚顔無恥な戦時利得者や暴利追求者が、自らの利己主義によつて大儲けしたものを派手な遊びに蕩盡してゐた彼等の模倣が主役であつたのである。

而もこの墮性は更になほ悪影響を及した。そしてこのことは恐らく最も悲しむべき光景であらう。即ち、國家竝に國民經濟が支離滅裂となつた時、邪道に踏み迷つて行つた人々は、事態が好轉した後にも直ちに正道に復歸するやうなことはなかつたのである。一九二二年及び一九二三年に至れば、賃銀は——勿論勞働者全部に就ては——はなないが——戦前の状態に立歸へり、中にはそれを凌駕するものさへあつた。それにも拘らず依然として財産犯罪の激増を見るのである。此處にこそ確かに、かの道徳的没落、換言すれば戦時竝に戦後に於ける倫理的腐敗の後續作用があるのである。こゝで斷つておかねばならぬことであるが、經濟状態の恢復と云つても實は未だなか／＼、道徳上の好轉を促進すると云ふそれ程までに至つてゐなかつたことは勿論であり、却つて貨幣安定後は、産業界の危機竝に失業の増大を招來したのである。然り而して、あるかなさかの如く小さく寸斷されたオーストリアに於ける絶望的な經濟状態の剩すところなき真相に至つては、最近漸く白日下に曝されるに至つた位であ

るから、オーストリアに於ける財産犯罪が、近き將來に於て昔の状態に立歸へるだらうなどは、殆ど期待し難いものではあるまひか。

「四」暴力犯罪

暴力犯罪は財産犯罪に對し、鮮やかに對蹠的な消長を示すものである。窃盜指數の増大するときは、往々これと相呼應して傷害數の減少することは、既に平和時代に於ても認められてゐるところであるが、寧ろこの點こそ犯罪社會學的法則の存することを示すに足るものと信ぜられる。その謂ふところは、物價騰貴の時代に於ては財産犯罪を増加せしめるが、暴力犯罪は却つて之を抑制せしめ、順調な時代に就てはその反對のことが云へるだらう云ふにある。だがこれ程精確に成立し得る合則性と云ふものは、統計によつては證明することが出來ない。然し、種々の有利な條件若くは不利な條件があつて、完全な數字的形成を妨げることがあらうとも、實際上斯うした傾向の存在することは、これを戰爭時代が新に證明してゐるところである。

暴力を用ひて行はれる犯罪に就ては、本書に於ても既に屢々述べて來た。然し政治犯、就中戰爭直後の特徴たる内亂罪との關係に於て、更に財産犯罪例へば強盜などとの關係に於て、最後には風俗犯罪に就て述べる際に再びこの犯罪形式に就て再説したいと思ふ。本節で先づ第一に、狹義の典型的暴力犯罪を問題とするのは暴力犯罪一般が戰時に於て示した消長に就て一つの判斷を得んがためである。

一、オーストリア國の法律では、典型的暴力犯罪には故殺 (Totschlag) 故意の傷害 (vorsätzliche Körperverletzung)、危険なる脅迫 (gefährliche Drohung) 故意の器物毀棄 (vorsätzliche Sachbeschädigung) として官吏に對する暴力的抗拒 (gewaltsamer Widerstand gegen Beamte) があるが、最後のものに就ては既に詳説したところである。總てこれ等の犯罪は、著しい特徴を共通に持つてゐる。財産犯罪は戰時中急激に増加し、戰後に至つては遙かに戰前の水準を突破し、やうやく一、九二一年頃に至つて食料配給状態の好轉に伴ひ減少し始めてゐるが、この暴力犯罪は正反對の狀況を示してゐる。即ち、戰時中著しく減少し、戰爭直後に於ても水準以下に在り、一九二一年頃に至つて漸く増加し始めたが、ともかく戰前の状態までには到らないのである。

次の平均數を比較して頂きたい。

| | (年平均有罪人員) | 自一九一一年 至一九一三年 | 自一九一五年 至一九一八年 | 自一九一九年 至一九二一年 | 自一九二二年 至一九二三年 |
|----------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 故 殺 | | 五六 | 二〇 | 二八 | 三九 |
| 重キ傷害 | | 一、三五一 | 二〇六 | 四一六 | 一、〇二六 |
| 危険ナル脅迫 | | 四一七 | 七七 | 一五〇 | 四六二 |
| 器物毀棄ノ重罪 | | 一八二 | 三〇 | 八〇 | 一二六 |
| 單純故意傷害 | | 二〇、八五二 | 五、三八八 | 七、六七五 | 一三、一六四 |
| 單純故意器物毀棄 | | 三、〇四三 | 八五〇 | 一、二〇四 | 一、八八六 |

戦争最後の年だけを注意してみると、この減少は一層明瞭になるであらう。(第二表参照) 即ち重き傷害は十分の一に、危険なる脅迫はなほ一層減少を示してゐるのである。戦時に於ける斯くの如き有罪人員の減少は、確かに大部分は軍事召集に歸せられなければならない。つまり丁度暴力犯罪に一番相應しい血の氣の多い年配の者を包含してゐるからである。然し、およそ犯罪がその外観ばかりでなく、實際上に於ても減少したと云ふことは、少くとも争へないところである。蓋し婦人犯罪は如何なる種類であるを問はず、勿論百分率の上では男子有罪人員ほどに劇しくはないとしても、戦時中はみな一様に減退してゐるからである。然し一層注目すべき點は、兵役義務なき男子の暴力犯罪も亦衰へたことである。この點オーストリアに就て説明出来ないことは云ふまでもないが、獨逸の統計によればこの間の消息は明かである。即ち五十歳以上の男子で、輕傷害及び危険なる傷害のために有罪宣告を受けた者は、一九一三年乃至一七年には次の如き動きを示してゐるのである。

一九一三年……五、六八四、 一九一四年……四、七三三、 一九一五年……四、四一八、
一九一六年……四、三三七、 一九一七年……三、九九五、

斯くの如く召集によつて左程の歪みを生じてゐない數字によつて觀ても、前掲オーストリアの統計にも何等錯覺が存するのではなく、この犯罪の事實上の減少の徴表を窺知すべきものなることを、容認しなければなるまひ。總てこれ等の犯罪は平常時に於ては、酒の上で行はれることが特に多いのである。然しこの犯罪因子は戦時には非常に抑壓されてゐた。葡萄酒及び麥酒の値段は急騰して了つ

て、多くの者にはも早手に入れることが出来なかつた。少くとも酒類だけに限らずその他のものが騰貴しては、多くの飲酒家にとつてはも早平素飲む分量を消費することは出来なかつたのである。それと同時に、殊に麥酒のやうに品質がドン／＼落ちて來ると、飲む氣にもなれない筈であつた。麥酒の酒精含有量は戦時末期になると、實際も非常に僅かになつて了つて、いゝ御氣嫌になるには高い酒を普段の何層倍も飲まねばならなかつたであらう。斯うなるとさしもの上戸黨でも、もう酔つばらひの「まね」さへ出来なかつたのである。戦時に於けるアルコール消費量の減少を特に重視せねばならぬことは、他の統計數字によつても判るところである。第一に、正式裁判によつて飲酒のために違警罪に問はれた者の數があるが、こゝでは泥酔状態に於てある犯罪の客觀的事實を構成する場合が問題となつてゐる。この數字は戦時には急減し、戦後再び漸増した。更に次の表は一九一〇年乃至二一年の間にウイennaに於て、酔余暴行のために警察で略式裁判を受けた者をも數へてある。特に注目すべきは、焼酎店に於ける暴行は一九一三年より一七年の間に、一五〇〇件以上から一〇〇〇件以下に減少し、その他の酒店に於ける暴行も戦前の四分の一になつてゐることであるが、何れの場合にも、戦後に至つてもなほ昔の状態までには届かなかつたのである。

更に酒癖矯正所の收容者が激減したことは周知の通りである。數字を示すと、男子にあつては五百人以上から六九人に、婦人にあつては百人以上から二六人に減少した。(文献第五一)

然し乍らアルコール中毒が殆ど消滅したことを指摘するだけでは、未だ委曲を盡したものは云へ

ない。それは婦人の犯罪を見れば容易に判る。即ち、婦人にあつては犯罪因子としてのアルコールは

警察令違反ニヨリ即決裁判ヲ受ケタル者
 (自1910年至1921年於ウイナ)
 —警視廳ノ報告ニヨル—
 (a) 被疑者並拘留人員

| 年次 | 安眠妨害及 泥酔暴行 | 燒酎店ニ於 ケル暴行 | ソノ他ノ酒店 ニ於ケル暴行 | ソノ他ノ方法ニ ヨル暴行並喧嘩 | 合計 |
|------|---------------|---------------|------------------|--------------------|--------|
| 1910 | 5,643 | 1,330 | 3,614 | 24,162 | 34,749 |
| 1911 | 4,784 | 1,181 | 3,487 | 24,643 | 34,095 |
| 1912 | 4,887 | 1,707 | 4,456 | 25,888 | 36,938 |
| 1913 | 5,043 | 1,512 | 3,607 | 25,920 | 36,082 |
| 1914 | 4,526 | 1,068 | 3,811 | 24,671 | 31,076 |
| 1915 | 3,792 | 417 | 2,489 | 17,760 | 24,458 |
| 1916 | 2,579 | 260 | 1,656 | 11,540 | 16,035 |
| 1917 | 1,160 | 96 | 823 | 6,684 | 8,763 |
| 1918 | 1,175 | 159 | 967 | 5,470 | 7,771 |
| 1919 | 3,080 | 510 | 2,665 | 8,538 | 14,793 |
| 1920 | 3,123 | 409 | 1,777 | 9,387 | 14,696 |
| 1921 | 5,782 | 3,140 | | 12,467 | 21,389 |

重要なものではない、それにも拘らず戦争は婦人の暴力犯罪を著しく減少せしめたのである。斯くの如く一般的にアルコールとは無關係に激情犯罪へ赴き易い人間にとつては、營養不足と云ふことが犯罪を減少せしめると云ふ意味で、決定的な影響を及ぼすに至つたことを認めねばならぬ。著しく營養が不足すれば肉體は衰弱し、典型的な暴力犯罪の前提たる情熱と體力とを引立せない。ところがあの困窮時代には人々はヘトヘトに疲勞して了つて、倒底命を賭けて腕力沙汰に及ぶどころではなかつたのである。それだけではなく尙次のやうな事情がある。即ち、およそ他人に對する攻撃は、多くは喧嘩癖や粗暴や倦怠に由来するものであるが、それだけに食物や仕事の心配が胸一杯になつてゐる場合には、そうしたことは影をひそめて了ふわけである。これはまた恐らく、暴力犯罪が戦後に於てもその種類を問はず昔の儘に増加しない理由であらう。戦後には、アルコールの生産は多くなつてゐたことは勿論であるが、その消費は一つには經濟的理由のために依然として制限せられており、一方ではまた營養状態が戦前の状態に恢復せず、およそありと凡ゆる人間は經濟不安のためにすつかり意氣銷沈して了つてゐたのである。

獨逸に就ても全く類似點を認めることが出来る。即ち一九一七年當時既に兵役義務の滿了せる年配者の、傷害及とりわけ國家權力に對する反抗に付いて示されてゐる暴力犯罪の激減は確かにアルコール中毒の減退ばかりでなく、一、九一六年乃至は一七年の飢饉時代とも關係付けることが出来るであらう。

獨逸の酒癖矯正所に於てもオーストリアと同じことが認められてゐる。

例へばプロシヤでは、戦時中酒癖のために拘禁せられた人員は、一一、二五〇人から一、八八五人に減少し、また酒癖のた

めに禁治産の宣告を受けた者は、一、一四一人から七一人に減少した。それに伴つてアルコホル犯罪の減少したばかりでなく、キツチンゲル氏の報告によると、戦後バイエルンに於けるアルコホル犯罪は戦争ビール(粗悪なビールのこと……譯者註)の影響を受けて、殆ど完全に消滅して了つたと云はれてゐる。北部バイエルン地方では戦前には傷害竝に故殺の全國平均を略三倍も凌駕してゐたのであるが、この地方に於てもこの種犯罪は三分の一に減じた。(文献第三八及び一九二一年刑法新聞百五號)

かくして吾々は、經濟的窮乏が一面では未層有の窃盜、贓物故買、鎖取引、價格吊上げ等を随伴したと同時に、暴力犯罪の領域に於ては好ましい影響を及ぼしたことを知るのである。勿論此の場合にも逆の一面はある。即ち營養の低下や窮乏は感能的な刺戟を昂め、かゝる窮乏に陥らしめた責任者と目せられる者に對する憎悪や復讐の念を懐かしめるのである。そして革命後情熱が湧き立つてゐた時代に於ては、あのやうにも無茶な國家權力に對する反抗となり、豪華なホテルや關取引者の寄るカフエの亂暴な劫掠となつたわけであるが、それは既に述べたところである。此處に經濟狀態が政治情勢と相竝んで、アルコホルの缺乏や營養低下と云ふ事實があるに拘らず、暴力行爲を促進せしめた理由があるのであつて、このことは犯罪の中でも特に器物毀棄や官吏に對する反抗に就て謂ひ得るのであるが、これ等の犯罪は實にあの當時にあつては典型的現象となつてゐたのである。

如何に慘忍粗暴な行爲のためにあのやうな事態が惹起されるに至つたかの例を擧げんに、ウイennaに於ける一つの騒擾事件の際一警官の乗馬が撃ち倒された時、群集はその屍に殺倒して、忽ちの裡にズタ／＼に引き裂き、そのホケの立つてゐる様な肉片を携へてまるで凱旋でもする如く歸路に着いたものであつた。

因みに、既に一九一六年に檢事總長が公表してゐるところでは、この年には丁度其頃始つてゐた食料不安と共に器物毀棄罪が飛躍的に増加してゐる。戦後の統計ではこの犯罪の増加は示されてゐないで、却つて戦前の水準以下に在ることを示してゐるが、それは官吏に對する暴行に就て述べた際に明らかにしたところと全く同一の理由に依るものである。即ち國家は活潑な訴追能力を持つてゐなかつたのであつて、一九二〇年乃至一九二三年に於てこの種犯罪のために有罪宣告を受けた者が増加したことを以て、公然暴行罪増加の恐るべき徵候なりと謂はんより、寧ろ司法權恢復の證左であると謂はねばなるまひ。もとより、特に一九二三年貨幣安定後、從來暴力犯罪に好ましい影響を與へてゐた經濟的困窮狀態が好轉し、従つても早この犯罪に對して同一程度の阻止的影響を及ぼさなかつた事實を忘れてはならない。とにかく、この年に於ける重大な暴力犯罪が略々戦前の狀態に還へり、時にはそれを凌駕したことさへあると云ふことは注目すべき點である。

二、特に觀察すべきは謀殺(Der Mord)である。先づ斷つて置かねばならぬが、謀殺とは總て故意ある殺人を意味し、故殺(Totschlag)はオーストリアの法律に従へば(それに適應するadliganten)死の結果を伴ふ故意の傷害を謂ふのである。偕この最も重い犯罪たる謀殺が、人に對するその他の侵害行爲とは異なる消長を示してゐるのは注目すべき點である。戦時中この謀殺事件が減退したことは間違ひのないところではあるが、然し、次の點は第一に注意すべき點であるが、その他の暴力犯罪の減少に較ぶれば遙かに僅小であつて、そのために一九一六年乃至一九二三年に於ては謀殺の有罪宣告が故

殺のそれよりも多くなつたと云ふ、奇妙な變則的事實さへ現れたのである。とにかくこの謀殺指數の減少と云ふことは、先に傷害の場合に認められた如き犯罪的傾向の實際上の減退と云ふやうなことはこの場合確かに存在しないのであると云へば、充分説明し盡される所であらうと思ふ。然し最も顯著な事實は次の點である。戦後に於ては故殺、傷害等は曾ての戦前の水準以下にあるに拘らず、謀殺はそれを遙かに超へてゐると云ふ點である。戦前三ヶ年間に於ける有罪人員平均二九名に對し、戦後の五ヶ年間に於ける平均は四六名である。獨乙に於ても類似の現象を示してあり、例へば一九二一年には謀殺の有罪宣告は、戦前の平均九七に對し二四三であつた。

猶忘れることの出来ないのは、崩壊時代の混亂のさ中に於ては確かに多くの謀殺事犯が発見されずに終るか、或は訴追されずに済んだと云ふことである。こゝには陪審員の寛大であつたことは別論としてあるが、その當時には從來よりも多く無罪が決定せられ、そのために多くの謀殺犯が處罰されずに終つたり、又は故殺事件として處理せられたものである。(故殺の數字の減少は、心理學的に相似たる傷害の減少に較べて、相對的には遙かに僅少であると云ふ事實は奇妙に感ぜられるが、明かに故殺の數字の中にまた多くの謀殺事件が隠れてゐるのである。)實際あの當時にあつては獨乙並にオーストリアに於て、新聞に謀殺事件が載つてゐない日としては殆ど一日たりともなかつた位である。これは果して如何に説明せらるべきであらうか。

謀殺は故殺や傷害とは全然別箇の根源より出發するものである。オーストリア刑法によれば謀殺は

豫謀を前提とせず、單に故意の殺害に成立するのであるが、然し典型的謀殺と云へば豫謀に基く犯罪である。激情的に行はれた犯行を謀殺として起訴することは極めて稀であるが、判決を下すことは猶一層稀である。従つてあの當時の故殺犯の好ましい消長に就て基準となつた動因、例へばアルコホルの減少と云ふが如きものは、謀殺犯の場合には何等重要な役割を演ずるものではない。だからこそ、謀殺は戦時中には故殺の數字程には減少しなかつたのであり、而も、戦後に至つて故殺とは反對に再び舊の大きさにまで達したとしても、怪しむには足りないであらう。従つて問題は、この謀殺の數字が舊の大きさを事實上遙かに凌駕したことから初めて發生するのである。これが説明を求むるには、戦争から發生した心理的動因に立ち遷へらねばならぬのであつて、そも／＼兵隊商賣なるものが野蠻な影響を興へたことに就ては毫も疑問の余地はないのである。年から年中死や殺害を見馴れ、死亡報告や傷の裂目の長さほどもある負傷目録に馴らされた者は、人間の生命に對する尊敬の念を蝕ばれるのである。即ち自分自身の死はもとより他人の死に對する考へ方から、死の重大なこと、死の恐怖すべきものたることの考へが失はれるのである。なほその他に、戦争と云ふものはなる程一面では兵士の間で無制限の自己犠牲を教へるのであるが、他面では飽くなき自己保存の衝動を高める、蓋し、兵士が余儀なく危険の前に曝らされて、「彼奴か、でなけあ俺の番だ」と思ふことはよくあるのである。兵士が不斷に經驗する如く、敵を倒してこそ始めて自己の生命を存續せしむる途が開かれると云ふ永續的な印象が、兵士の精神に植付けられない筈はない。この點にこそ、あの當時よく云はれた如

く、人間の生命の價值が下落したと云ふ正しい考へ方が成立つのである。然るに斯くの如く弱められた自制力は、未だ曾つて無き程強められた謀殺への衝動と相對立する。貧慾な動機は共同して強盜殺人を犯すに至らしめ、政治的原因は崩壞の直只中に生じたかの政治問題をピストルで解決し得るとなす妄想と結び付き、經濟的没落の場合の復讐心、自分の妻が他人の腕に抱かれ、愛兒は不良化し、自己の事業は破壞された有様を眺めた時の歸還兵士の憤怒等。かの頻發せる肉親謀殺こそ考へさせられる問題である。犯罪と戦争中の事件との關係の多くは、かう云ふ點に容易に見出せるのである。或は斯くの如き説明方法に對しては、云ふが如き戦争の野蠻な影響は何はさて惜き、出征兵士が戦後に於ける慘怛な犯罪に特に強い關係があるかどうかと云ふことのうちに現はれてゐなければならぬ筈だと云ふ異論があるかも知れない。然しこれは一顧の價值もない。恐らく前述の説明を曲解したものであらう。一體あの人間生命の下落と云ふことは、人間の生命を破壞し去ることに馴れた兵士に就て見られるばかりではなく、確かに亦それとは縁遠い人にも見られるのである。即ち死と云ふことに自ら直面したのでなく、自分の兄弟や友人や町内の人を死の祭壇に捧げた人々の間にも見られるのであるが、斯うした人々の空想は次から次へと現れる新聞記事や目撃者の血生臭い物語りによつて、遂にむごたらしい死様を憶ふに至るのである。それがために人を殺すと云ふやうな考へが、大それたことでもなくなり、遂には從來の如く、人殺しと云ふやうな考へは自己の欲望や苦惱を癒すためには以ての外的手段だとして、無雜作に斷念して了ふことが出来なくなるのである。斯く觀ずれば、小さい數字

ではあるが女の謀殺犯が戦争によつて増加せしめられた、と云ふ注目すべき事實も亦明らかになるであらう。

謀殺犯罪に類似するものは嬰兒殺、遺棄、墮胎であるが、これ等の消長を見ても他の暴力犯罪とは全然異つてゐるのである。これ等の犯人は多くは婦人であつて、犯行の動機も全く異なるものが包蔵されてゐるのであるが、これ等の犯罪に就ては後に婦人犯罪と關聯して述べる。

その外に猶注意すべきことであると思はれるが、過失による致死及び重傷害は早くから當該の故意犯と同程度には減少してゐないのである。この場合には恐らく、自動車や電車の運轉手として危険な業務に従事してゐる多數の不熟練労働者や婦人が、過失を増大せしめる原因となつたであらうと云ふ事情が考へられるであらう。残念ながらオーストリアの統計にはこれに就て何等の記録もないが、然し吾々の解釋を支持する事實として、獨乙婦人而も却つて活動力旺盛な年頃の婦人に就てみるも、それ等の過失傷害竝に致死は早くも一九一六年から戦前の水準を凌駕してゐることが擧げられるのである。

三、暴力犯罪としては尙強盜恐喝が問題となる。強盜に關しては既に第三章の三に於て言及したところである。この犯罪の消長には他の典型的な暴力犯罪とは異なるものがあるが、それは心理學的基礎の構成がまた異つてゐるからである。この犯罪の有罪人員の曲線が傷害や故殺のそれと併行せず、その頂點は戦争直後に於ける窃盜のそれと同一であること、そして常に窃盜に追隨しつゝ、戦後數年の後

までも増大していつたことは既に吾々の見た通りである。平常ならば暴力的行爲を阻止する窮乏が、却つて強盜を煽り立てたのである。また——それは經濟的窮乏とは僅かに間接的な關係に立つに過ぎないのであるが——多くの強盜行爲は、檢舉されたか否かは別としても、恐らくは掠奪行爲と關聯して現れてゐるであらう。この掠奪行爲は戦後の初期の時代を特徴付けるものである。恐喝はオーストリア刑法によれば決して財産犯罪ではない、それは利慾の意圖や財産の損害を條件としないからである。事實統計曲線を見ても、強盜の曲線に對應せず、典型的暴力犯罪に類似する、即ち、戦時中のみならず戦争直後に於ても戦前よりも一層深い谷を示してゐるのである。然しこれが真相であるかどうかは、勿論今の處確定的には答へられないであらう。却つて崩壊時代に於てこそ恐怖の裡に過してゐる市民に對して、頻々として恐喝が行はれたことは疑ひなきところであるからである。

四、なほこの最後に述べた對象と密接な關係を有する現象があるが、それはオーストリア崩壊時代の有様を如實に物語るものであるから、必しも本來の意味で云ふ暴力犯罪ではないとしても、此處に述べておく必要がある。それは即ち民衛隊に労働者・兵士委員の無数の干渉行爲を指すのであるが、かゝることはあの當時にあつては宛かも人泣かせな地頭の如くなつてゐたものである。

民衛隊と云ふのは正に革命の産物である。オーストリア國軍隊の解散後、共和國憲法保護のためと、未だ基礎薄弱な國家秩序を保護するために、一つの軍隊を再建する必要に迫られた。そこで社會民主黨政府は、先づ何は扱て措き來るべき政敵の反動運動に對して新政體を保護する必要があつたか

ら、嚴格に社會主義的に編制された軍隊を欲せざるを得なかつたのである。結局、およそ自分で黨に所屬してゐると申立てた者ならば、眞實共產主義者であらうと政治的の信念のない者であらうと一切お構ひなしに、民衛隊に加入する途が開かれ、斯うして民衛隊には雑多な人間が集合することになつたのであるが、其處では國家の治安維持の任務に適するかどうかは問題でなく、一切經歷が物を云つたのである。民衛隊と相並んで大きな役割を演じたものは、崩壊時代に於ける労働者・兵士委員であつた。特に甚しかつたのは、ハンガリーやロシアから宣傳隊がやつて來て、多くの金錢をバラ撒き狂信的な態度で委員制度の設立を煽り立てゝゐた頃である。弱體政府は斯うした状態に押されて、民衛隊ばかりでなく兵士委員をしてまで、物價騰貴、暴利、住宅難との闘争のために一定の公權を施用せしむるまでに立ち至り、これがために兵士委員は、各種の監督委員、管理委員、住宅委員などの機構に於て代表者と爲されるに至つたのである。これが未層有の干渉行爲を導いた。民衛隊や委員等は、勝手に家宅捜査を行ひ、食料を不法に貯藏してゐるかどうかを探すために飲食店に闖入し、或は私人の住宅を引つ掻き廻して、武器や貯藏品は届け出た通りであるかどうか、空室を特つてゐるのではないか等を調べたのである。そして扉は壊はされ、人々は暴行を加へられ、高價な品は勝手に沒收され、いやそればかりでなく公然掠奪され盗まれさへもしたのである。停車場管理會が設けられ、方々から祕かに品物を掻集めて歸つて來た者を掠奪した。百姓ならば貯藏の穀物を「徵發」せられ、家畜は庭から引き立てられて行つた。總て斯うした振舞ひが容易に行はれたのはなほ次のやうな事情にも

よるのである。即ち市民も百姓も革命のために脅かされ、先づ何事も諦らめて了つて、甚しいのは斯うした人々が戸口に現れると證明書を提出させもせず、荷箱も飯櫃も納屋もさらけ出したものである。斯うしたことは更に極めて著しい随伴現象を生ぜしめたが、それは窃盗團が前述のやうな輕信を利用し、住宅委員會や暴利取締局や或は労働者委員會の派遣員であると稱して、自己のために酒代を徵發し或は押込みや窃盜のチャンスを狙つたのである。このやうな惡埒な行爲は次第に増加して、官憲の注意を惹かざるを得ないまでになつた。然し今日に至つてはも早何としても、民衛隊や「委員會」が批難されたうちで、どれだけの部分が實際彼等の責任であり、どれだけが彼等の贖者の故であるかを決定することは出来ない。

かやうな場合に定つて暴力が用ひられたことは當然であるが、それは兩方の側で行はれたのである。民衆は自分たちも武器を持つて自ら守らうとし始めて、發砲騒ぎは日常茶飯事の如く、そればかりならまだしも警官や憲兵までが民衛隊に對抗して立上つた——同じ國內の一の軍隊が他の軍隊に對抗するのである——そして血生臭い闘ひが演ぜられるに至つたが、この闘ひは決して常に正規軍の勝利に終るとは限らなかつたのである。

以下若干新聞記事を再掲して、既述の如く戦後の家庭紛争によつて起された暴力犯事件と共に、一方民衛隊並に労働者兵士委員の干渉を彷彿せしめたいと思ふ。

當時二八歳の男が三年間の捕虜生活から歸つて、漸く或る日歸宅した際實父を撲殺した。裁判所に於ける陳述によれば、自分は父を殺害する目的ではなく、將来自分の妻子を虐待してくれないやうに叱責する積りであつたと。

ある百姓の息子は自分の弟の失踪届を提起した。調査を進める裡に彼は弟を殺害したことを自白した。殺害の理由は、弟が「途方もない大喰ひで、あの食料難の時代では怖しく負擔になつたからだ」。

ウイナ出身の一等軍醫S博士は、九一三年十月結婚し、戦亂勃發以來從軍してゐた。彼の妻は夫の不在中一商人Wと關係を續け、夫が賜暇で歸つて来た時離別を要求する積りであつた。それまではWもS夫人と會はない約束であつたから、暫くの間はまだ離別するには至らなかつた。ところがS博士は歸休が終つて前線に歸つた時、二人が情交關係を繼續してゐることを聞いた。そこでS博士がその次の賜暇で歸つた時、夫婦別れをすることに相談が決つたが、S博士はとあるカフエーでWと議論した。そして議論する裡にS博士は、妻の腹の中の子供は實はWの子だと判つたので、憤激の餘りピストルを二回放つてWを其場で射殺した。

甲某は一九一九年その當時まだイタリヤの捕虜收容所にゐた乙某の妻と知合ひになつた。彼女の話では、戦争の始まる頃取交した二人の婚約はもと／＼不幸せなもので、收容所に居る夫からは、他に夫を探すがよからう、自分も早故郷へは歸へれないだらうと書いて来たと言ふのである。そこで甲某は彼女と同棲するに至つた。乙某は捕虜收容所から歸つた時、自分の家で甲某と出會したのである。そこで妻は乙某に事情を話したのであるが、彼の申立によればその話ほど一生涯の中で手痛い失望はなかつたと云ふ。結局彼は自分と添ひ遂げるかそれとも甲某と一緒にするか、妻の選擇に任せることにした。妻は容易に決し兼ねたが、翌日乙某をその家から閉め出して了ふことになつた。結局二人の男同志の間に危い双傷沙汰が始つて、重傷害の告訴となつたわけである。

一九一九年八月五日の夕刻ウイナ西停車場に列車が到着した際、乗客は停車場が民衛隊に占領されてゐることを知つた。乗客は一人残らず労働者委員のために荷物を點檢され、持つて来た食料品は全部、一個の卵一片のパンに至るまで、輸送許可證を提示した場合ですらも、盡く沒收された。この徵發は警察や經濟取締などの其筋の同意を得て行はれたものでなく、荷物引替所に數百人の怪しい風體をした者が押し寄せまるで嵐のやうな形勢となり、荷物は片端から強奪されて了つた。この光景は結局普通の暴動に一變した。晝夜の如く驛前で四百名ばかりのデモが展開され、労働者委員並に民衛隊呪咀の聲が叫ばれた。群集の一人が逮捕されるや、激昂した群集は警戒所前に殺到し、松葉杖にすがり手には開いたナイフを持つてゐる一人の廢兵を先頭に、被逮捕者の即時釋放を要求した。釋放されるや漸く騒ぎは靜つた。

民衛隊と二人の將校の一團が、制限時間だから料理店を立去れと取締員が要求したにも拘らず、之に反抗した。その取締員は腕力で戸口に逐ひ出された。駆付け付けた警戒員によつて、特に亂暴な二名の民衛隊員を逮捕することが出来た。この報らせを聞くや附近停車場を警戒する民衛隊四〇名ばかりが現れて、被逮捕者を奪つて了つた。一方急を聞いた民衛隊長までが、被逮捕者を放免させるために駆付け付けたが、もう疾づくにその必要はなかつた。警戒所で喊聲をあげ、數回ピストルを放つて（負傷者數人）引上げた。

低部オーストリアのさる處で六名の民衛隊員が豚を徴發しようとした。ところが農民は徒黨を組んで、民衛隊員の武器を取上げ散々毆打した上で憲兵隊に引渡した。然し民衛隊の一人は逃れて、「増援」を求めた。そこで七十名の民衛隊は一人の隊長指揮の下に、機關銃を持つて馳せ付け數名を捕縛し、一方憲兵隊長まで捕へて了つた。忽ち千餘の農民が結集し、銃器彈藥を貯藏してある城に雪崩れ込み、民衛隊と本式の戦闘を交へるに至つた。民衛隊並に農民の間に多數の重傷者を出した。

ステイル市（上部オーストリア）からやつて來た幾組もの人々が、グラインクに在る教會の農園に集結したが、其處には幼稚園も設けられてゐた。暗くなると農園の掠奪が始つたが、農園は多數の飢餓兒童と教師のために作つたものであつた。豚十五頭、鶏八十羽が殺され忽ち分け取りにされて了つたばかりでなく、牝牛一頭跡形もなく消えて了つた。ステイルから召集された民衛隊派遣員は何等施す術を知らなかつた。夜遅く附近から憲兵八名が到着し、遭遇した掠奪者共からその獲物を奪還した。然し四十名に増加した民衛隊派遣員のために、漸やく奪還した獲物を再び奪取されて了つた。血生臭い衝突が演ぜらるゝに至り、憲兵一名工場労働者一名が死亡した。

〔五〕 風俗犯罪

戦争の頽廢的影響と云ふことに就ては議論が多い。然しこの場合専ら性的風俗だけに著眼するならば、社會現象たる性的方面に就ては犯罪統計は、このことだけは判るのであるが、戦争の頽廢的影響

と云ふことは、之を立證してゐないものと謂はねばならぬ。風俗犯罪のために有罪宣告を受けた者は、戦前三ヶ年間に於ける平均八五〇名に對し次の如き動きを示してゐる。

| | | | |
|-------|-----|-------|-------|
| 一九一五年 | 四八〇 | 一九二〇年 | 二八七 |
| 一九一六年 | 二九七 | 一九二一年 | 五五八 |
| 一九一七年 | 一六五 | 一九二二年 | 六八六 |
| 一九一八年 | 一〇一 | 一九二三年 | 一、〇六七 |
| 一九一九年 | 一六九 | | |

従つて有罪人員は——このことは亦當該の違警罪に就ても謂ひ得るが——戦時中引續き減少し、戦争の終つた年に最低を示し、其後再び間斷なく増加して遂に一九二三年に至り、少くともこの犯罪に關する限り、戦前の状態を尠からず凌駕したのである。斯くの如く戦時中有罪人員の減少してゐることは、それだけでは勿論未だ何等の意味もないであらう。蓋し、風俗犯の大部分は通常男子の犯罪であり、而もオーストリアの統計は個々の事實に就て男女を區別してゐないから、却つてこの場合には、性慾旺盛な男子の召集せられたことが、全體の數字の著しい低下を招いた理由であると斷ぜざるを得ないのである。然し勿論極めて小さい數字ではあるが、婦人犯罪も亦オーストリア竝に獨乙に於ても全く同様な減少傾向を示してゐるのである。而もより重要なのは、獨乙の統計によれば五十歳以上の男子に就ても、風俗犯罪が常に一定率の減少を示してゐることである。即ち、戦前の平均約千五

百件に比し、一九一七年には僅かに四八二件に過ぎず、平常の三一%の減少である。但しそれは勿論風俗犯罪の何れに就ても盡くさうであるとは云ひ得ない。

故に傷害に就て見たと同様に犯罪の實際上の減少を確認せねばならなくなるが、其處には恐らく傷害の場合と同様の減少理由が存するであらう。最も重大な風俗犯の一つは強姦、即ち暴力を特殊の方向に用いた強姦であると謂はねばならぬが、この強姦に就て曲線の併行関係があるとしても怪しむには足りないであらう。酒精は經驗上から見ても強姦に就ては重大な役割を演じ、またその他の風俗犯に就ても尠からず重要な意味を有するが、この酒精は犯罪因子としては漸次意味を喪つたのである。營養状態は年と共に急速に悪化した、これも影響なき能はざるところである。一體營養不足の身體では無放恣な性的慾望は起らないとされてゐる。またいつも拙く調味の乏しい食糧でもさうした現象を生ずるものだと信ぜられてゐるのである。然しそれより尙重要なことは、一體人間と云ふものは非常に煩しさが多ければ、性的な快樂は他事に拘つて考へる邊がないと云ふことである。即ち家族の生活や、わが行末や暮し向きを案ずるの余り、さうした気分は閉ざされて了ふのである。「時局の重大性」(Der Ernst der Zeit)と云ふことは、何人もこれを口にし、また多くの者はさう感じたであらうが、この言葉はおよそ正しい生活の喜びを起させないものである。それに亦國家はそれに相應しいことをやる。料理屋や娯樂場は宵の中から看板を入れ、ダンスは制限されたり時には禁止されたり、検閲は八釜しくなり、映畫や卑俗な印刷物はもう以前のやうに魅惑的な効果を及ぼし得なくなつたのである。

である。

凡そこれ等のことは、少くとも普通裁判權に關する限り、風俗犯罪の消長を理解せしむるに足るであらう。然しかゝる消長竝にその心理學的説明が、軍隊及び軍關係勞働者階級に就ても主張し得られるかどうかは、もとより一層疑問である。戦線の兵士は戦時末期頃までは大體食糧も良く、給料も比較的良好であつた。ところがそれ等の兵士は數ヶ月にも互る塹壕生活の後で、二週間の休暇を貰ひ待ち焦れた自由の善びを包んで、そしてまた「もう一度休暇を貰へるものか」と云ふやうな果敢ない氣持から來る浮薄な生活への憧れを抱いて歸還するのであるが、さうした場合、平素ならば頭に浮ひそうにもないことに有頂天になつたとしても無理からぬ話である。然し何と云つても注意を要するのは兵站部の有様である。其處では生活は暢氣でもあり、時には見たこともない贅澤品や酒まで有り余ることもあるわけで、それに怠惰や少くとも不十分な肉體的緊張とが結付く、そればかりでなく事務所や倉庫へ油を賣りに來る兵士たちは、自分たちの都合の良いやうに戦争を解釋して喋つてゐると云ふわけである。次の事實はよく這般の消息を窺ふに足るものがある。ウイennaで戦時公娼制度を撤廢した時、これに對する警察風紀係邊の意見を聴くと、この商賣に従事してゐた女連はいづれは兵站部へ流れ去つて行くだらうとのことであつた。もとより犯罪と云ふ點では、刑事統計は語る資格がない、軍人を取扱つてゐないからである。また刑事統計は姦通とか出征兵士の妻の不貞とか、所謂「捕慮の戀人」と云つたやうなあの當時とやかく評番になつた事柄に就ても口を緘む外はないのである。

る。

戦後の消長に就てはこれを正しく判断することは容易ではない。統計は有罪人員の極めて緩やかな上昇を示してゐるが、戦後数年間の帝國統計も欲如してゐるし、新聞は勿論當てにならない。一般的に風紀の状態は、召集解除者の歸還、國內秩序の紊亂、外國人のオーストリアへの流入と相俟つて著しく頽廢するに至つたことは議論の余地がない。よしんば酒の欲乏やあらゆる階級の經濟的窮乏が逆効果を及ぼしたとしても猶且然りである。然るに風俗犯罪が爾く急速には激増しなかつたと云ふならば、忘れてはならない一事がある、即ち、風儀の頽廢と風俗犯 (Sittenlosigkeit und Sittlichkeitsdelikt) とは全然別箇のものであると云ふことである。即ち、風俗犯罪が谷底を衝いてゐると云ふことは、却つてこの時代の風紀が地に墜ちたと云ふことの、正に一つの證左であらう。何となれば、人妻や處女が辨へもなく春を賣ると云ふならば、斯うした女を手に入れるために、一體何處に暴力を必要とし、何處に手練手管を必要とし、何處に權利濫用の必要があるか。ボン引の手を藉るまでもないではないか。要するに風俗地に墮つれば風俗犯は生じ得ないと云ふことになるのである。この考へ方即ち、吾統計は風俗犯の減少を示してあり、それだけにまた風紀の頽廢が愈々一般化し深刻となつたのである、と爲す考へ方は崩壞時代並に革命時代にとつて確かに有力な根據を持つものと謂ふべきである。

(文献第七〇、三〇) 風俗犯の減少と云ふことに對しては、ヘンチヒ氏も指摘する如く、(文献第三〇) 其の當時流行した結婚熱も亦一段と拍車を加へたものと見ても宜からう。即ち、「風俗犯罪者が良

人になつて了ふ」のである。

然し有罪人員の減少と云ふことは、以上を以てしてもなほ殆ど説明されてはゐない。寧ろ毫も疑問の余地なしとせられることは、民衆の側ばかりでなく取締當局の側にあつても、何が猥褻であり、從つて罰すべきであるか、と云ふことに對する見解が戦後に至つて變化したことである。それは國家に於ける權力轉位の結果であり、當時流行し且つ風俗に關する方面でも勢力を得てゐた、かの自由思想の結果である。さうだとあれば、第五一六條の違反即ち公の風俗を害する罪も亦、戦前の水準以下に留つてゐることも了解出来るところである。但し當時流行してゐた卑猥印刷物の訴追は、若しも警察、検事局、裁判所の側に於て戦前と戦後と何等の變化なき基準及び同一の檢舉方針が採られてゐたならば、夙くの昔戦前の水準を凌駕してゐたに相違ないのである。然し或る種の風俗犯罪は戦後にはとにかく非常に多くなつたが、これに就てもオーストリアの統計は與る力がない、即ち近親相姦の罪である。獨乙では四〇%の増加を示してゐるが、これは獨乙並にオーストリアの到る處で見られた、あの住宅難の結果だとすれば容易に理解せられる。両親が相當成長した子供たちと一室に押し込まれるとすれば、さうした結果は免れ得ないところであつて、これはあの時代の齎した最も痛しい悲劇と謂ふべきであらう。況やこの種犯罪が隱微な性質のものである以上、統計の示すところは真相の極めて微々たる一部分に過ぎないに於ておやである。要するに住宅難はそれに隨伴する寢所の紊亂と相俟つて、風儀頽廢の方面に於ける有力な責任者であるとせねばなるまい。

更に、其後の有罪人員の消長も亦全然好ましからざる光景を示してゐる。即ち依然として増加を示し、一九二三年の数字は宛かも一大飛躍を遂げてゐる。ヴェルフエン氏は前述の解釋を基礎として、この飛躍は婦人の側に於ける抵抗力強化の喜ばしい證左なりとする考へ方に傾いてゐるが、これには賛同し難い。と云ふのは、斯くの如く増加してきた不道德な侵害行爲の對象の大部分は、成熟した處女ではなく、寧ろ男女何れにもせよ少年であると思はれるからである。少くともウインナの保護機關は、この時代少年に對して行はれた風俗犯罪、竝にまた少年によつて犯された風俗犯罪の多いことを慨歎してゐるのである。この後の場合に就ては統計的にも證明し得られる。一九二三年には少年の犯した猥褻罪はその前年に比し二倍となつてあり、また相對數を比較してみると、一九二三年の性的犯罪が戦前に比し全體として増加してゐると云ふことは、専ら少年（二十歳迄）の責に歸すべきものであることが判る。

同一年齡人口十萬に對する風俗犯罪の割合は次の如くである

| | (少年) | (成年) |
|-------|------|------|
| 戦前 | 二七・六 | 一九・一 |
| 一九一九年 | 一三・四 | 七・八 |
| 一九二二年 | 三六・四 | 一九・五 |
| 一九二三年 | | |

即ち少年の性犯罪は相對的には成年の約二倍大となつてゐる。ウインナ少年審判所の保護司はま

た、この驚くべき現象の説明となる一つの證據を與へてくれてゐる。映畫の演技を指して「如何に狂氣染みた俗惡な催物が行はれてゐることか」と謂ひ、また或る種の出版物を指して「少年の不良化を圖らんとして笛吹く者は何人ぞ」と謂つてゐるのである。少年に就てはも一度論ずることになるであらうが、此處では卑猥出版物や映畫に就て若干考察する必要がある。

こゝに問題となるのは、かの崩壞時代が花咲かせた最も呪ふべき花園なのである。出版物は戦時中は壓迫されてゐた。然し革命がその返事として檢閲を全廢し、完全な言論の自由を布告した時、それは多くの人々をして目前の機會を手段を撰ばず利用せしむる動機となつた。或は政治的煽動により、或は醜き卑猥文學によつて。猥褻文學はなる程戦前にもあつたが、それがやがて増加し遂には外國貿易や海外輸出用の春畫製造業まで生ずるに至つたのであつて、これに就ては單に指摘するだけに止めやう。然し趣きを異にする點は、斯う云ふことが全く恥しげもなく公々然と發展し得たことである。例へば、ウインナの市内電車の中に、従つて明かに市廳の許可を得て、猥褻な廣告——流石に暫くして裁判所の押收するところとなつたが——が堂々と帖りつけてあつたなどは、想像も及ばぬことではあるまいか。然しこんな時たま現れる亂暴な出來事はこの場合問題ではない、遙かに憂慮すべきはその他の事情、就中定期刊行物として廣汎な層へ渡つてゆく猥褻文學である。殊に革命は從來の書籍行商禁止令を廢止するに至つたが——これは久しく待望されてゐたことではあるが、それを滿すには蓋し最も不適當な時期であつた——これがまたこの疫病を公然と蔓延せしむることになつたので

ある。勿論猥褻圖書の公開は刑法第五一六條によつて、その當時と雖も處罰されることになつてゐた。然し陪審裁判所は出版法違反に就ても管轄権を持つており、陪審員は不思議に寛大に見る傾向があつたから、既に戦前に於てもこの犯人の實質的な處罰は困難であつたのである。而も今日は考へ方が一層寛大となつて了ひ、極めて極端な場合だけ告發されることになつた。而もこれとても大概實際上處罰されることはなかつたのである。實例として二、三の週刊誌に就て述べよう。これ等の週刊誌は成程崩壊後數年して始めて現れたものではあるが、その普及によつて戦後のウインナの情勢が窺はれるまでになつた。表紙に曰く「彼と彼女——生活文化と戀愛文學の週刊誌」而も卷頭言には「戀愛革命」を論じ、本誌の使命は男女の關係を似而非道德の沼地より拉し來つて淨玻璃の鏡に照すに在りとしてゐる。實際は然し幼稚な猥褻文學に過ぎず、その程度は二つ三つ表題を見るだけで充分判る代物である。「一人の伯爵の三重結婚」、「マツヒズム教育」、「打擲と戀愛」、「サヂズム、子供と猥談」、「感なき妻」、「少年の蔭莖に就て」、「女性の感受性と性的準備」。このやうな際どい言葉の他に、殆ど各頁毎にとり／＼の廣告があつて、殆ど隠し立てのない卑猥な案内を掲げてある。かやうな刊行物の煽情的効果は適切なものがあり、模倣を生むに至つたが、斯うして暫時の裡に現れたものには、「僕と君」や「アダムとイヴ」などの手合がある。總てこれ等は同巧異曲であつて、何處も同じく編輯人たる者は、ある起訴狀によれば「凡そ文化的問題を取扱ふに非ずして、唯専ら讀者の感傷に訴へ、それによつて購讀者を誘引し、以て人間の低級なる情慾を擗取して利得を圖らんとする」が如き者であ

り、而もこのやうな不潔物が日毎に目貫の街角や電車の交叉點に現れて客を呼び、また廉い値段で誰彼の手渡つて行つたものである。これが亦成長せる少年の間に飛ぶやうな賣行を見せたことは云ふまでもない。而も白々しく、編輯人は開卷一頁に願ひと誌して曰く「本誌は少年に賣らぬやうに」と。それによつて少年の方も強く引きつけようとするのである。

前述のやうな事件で検事局が有罪宣告を獲得したるものは僅々一件に過ぎない。これに反し、「彼と彼女」の發行者であり、斯うした型の創案者であるユーゴー・ペーは陪審員によつて躊躇なく無罪を宣告された。このやうな情勢の下では、國民が吾と吾が手で救ふと云ふ觀念を抱くに至るのも不思議ではあるまい。それにまた、——このことは戦後の犯罪徵表學的評價と云ふべきであるが——事實吾と吾が手で救ふとしたものがあつたのである。一、九二五年前記のユーゴー・ペーなる者は、二十一歳の一齒科技工であるオットー・エルのために五發の彈丸を受けて倒されて了つた。この犯人の陳述によつて、「若き人々を救はんがために」行はれたのである。鑑定證人の證言によれば、この謀殺犯人は異常ではあるが精神病ではないと云ふのであつた。然し結局陪審員は無罪を宣告した。この無罪宣告こそ次の如き總括的觀念を完成してゐる。即ち、司法は最初には、公の風俗に對する犯罪的侵害を法律上處罰することを拒否し、而もその次には、この侵害行爲に對する犯罪的自救者 (die Kriminelle Selbsthilfe) に法律上の有罪宣告を與へることを拒否した——司法は吾と吾が手で破産を宣告したのである。

映畫興業の方面でも事態は良好ではない。映畫と犯罪との關係に就ては普ねく知らるゝところであつて、それがために種々の保護規定、就中少年保護規定が既に戦前から實施せられてゐる。實際檢閲は戦争の初期には嚴重だつたが、之が一九一六年以來政治的諸事件と關聯したのは云ふまでもない。而も革命以來明白に卑猥な映畫がオーストリア中洪水の如く氾濫したのである、これの有效な取締を爲すには當時の國家權力は餘りにも貧弱であつた。殊にウイennaでは新しい政治的權力關係に隨伴して、控訴審級たる聯邦政府が警察の禁止してゐた映畫を、いつでも大目に見て了つて上映を許可すると云ふ状態であつたから、遂には警察の手も漸次麻痺し、斯くて映畫劇場に於ける前古未曾有の無節制振りが始つたのである。風俗劇や犯罪劇、性的映畫や所謂啓蒙映畫の類が横行するに至つた。ウイenna警視廳の記録の中から題名を若干拾つてみると、大凡その邊の消息を窺ふに足るものがある。『凌辱されたる娘たち』『誘惑者』『乙女の樂園』『カサーノヴァの冒險』『戀の勘當者』『燕尾服の闇入者』『吸血鬼の愛撫』『戀の洞窟』『興太者酒場の殺人』『戀愛寄生虫』『女のあさましさ』『美人の贈物』『紐育の秘密』『美しの牡猫』『餘人に非ず』（啓蒙映畫）新うして雨後の筍の如く發生する題名は確かに意味深長ではあるが、百聞一見に如かずと云ふことがある。その野卑な感覺や漁色に訴へる露骨さと來たらお話しにならない。而もこゝに並べたような映畫の殆ど總ては、官憲によつて——往々にして聯邦政府によつて——公認され、日夜毎數千の觀衆の前に曝け出されたものである。

この現象には犯罪徵表學上二重の意味がある。第一は、多くの場合何等かの犯罪、換言すれば、淫

猥な演技によつて風俗を犯し、或は不法行爲を公に稱讚する犯罪等の上映と云ふ事實である、但しこれ等の犯罪がよしんば處罰されずに終らうとも變りはない。第二に、恐らく結果から見ればより重大であると思ふが、斯うした映畫の上映は特に少年審判所が崩壊後に於て再三確認した如く、他の犯罪即ち風俗犯罪、墮胎、殺人、強盜等の原因となると云ふことである。とに角この時代に風俗頹廢、犯罪や少年の不良化に就て實驗せられた事實の多くは、映畫事業の無節制振りを外にしては殆ど理解し難いのである。今一つ戦後には却つて典型的となつた犯罪で、廣義には公の風俗に對する侵害行爲と謂ひ得る賭博がある。獨逸でもオーストリアでもさうであるが、崩壊直後にはまるで疫病の如く賭博が蔓延したものである。それは大都市や湯治場もさうであるが殊にウイennaが甚しかつた。警察は平均三日目毎に賭場の手入れを行つたと報ぜられてゐるが、その時には型の如く多數の人物が逮捕された。この賭博仲間は多くは夜間而も贅譯な食事を攝つてゐる際に逮捕されたものであるから斯うした事件にあつては殆ど常に、食糧竝燈火節約令違反によつて同時に訴追されることになり、また中には徵集金の着服や禁止を冒して滞在してゐる等のために處罰されるものもあつた。獨逸に於てもオーストリアに於ても同様であるが、この賭博取締を有效ならしむるために、一九二三年から法律を改正して處罰規定を加重せざるを得なかつたと云ふ事實は、寔に這般の消息を裏書きするものではあるまいか。

第四章 個々の犯罪者群

「一」 軍人

von Prof. Dr. Georg Jelwer, Rat des Obersten Gerichtshofes
in Wien, Oberst = Auditor a. D.

軍人は戦時中に於ては軍法會議の管轄に屬した。従て此處では先づ軍法會議の管轄範圍と形式とを一瞥しておきたいと思ふ。

世界大戦へオーストリア・ハンガリーの軍法會議が参加するに至つたのは不利な状況の下に行はれた。一九一四年七月三十日迄は極めて舊式な糾問訴訟が實施されてゐたが、これは一七六八年の裁判所法を基礎とするものであつた。然し七月一日からは、近代的原则に相應しい一九一二年の軍法會議法が實施されるに至つたのである。

軍法會議には、先づ第一に現役軍人及び憲兵にして、軍に服務中法律違反行為を犯した場合全部歸屬することになつてゐた。然し極めて些細な犯行は軍法會議までには至らなかつたが、それは些細な輕罪や違警罪は懲戒手段で處理することが出来たからである。この可能性は戦時中非常に廣範圍に活用され、實際は動もすると法律上許し難い犯罪まで懲戒手段で片付けられたのであるが、これは恐らく懲戒委員が必要な法律知識に缺けてゐた爲でもあらうし、またよし法律知識があつたとしても、懲戒罰が名譽ある兵士にとつては充分なる贖罪であると考へられた爲であることも尠くはないであらう。従つて總てこれ等の犯罪は軍法會議の統計にも數へられてはゐないのである。然し數字の上から云へば相當大きくとも、極めて些細な犯行であるから、犯罪を評價するに當つてはさして重要ではない。同じく統計には、兵士が上官のために其場で斬捨てられた場合も現れてゐない。これはなる程重大な軍紀違反の場合ではあるが、その數字は——殊にドイツオーストリア人部隊では——多く

はない。また私人も（婦人も）軍法會議に服することがあつた。例へば秘密諜報や其他戰鬥力の不利となる行爲、軍事犯罪の教唆若は幫助、召集令忌避の教唆、更に大逆内亂罪、君主に對する侮辱、公安を害したる場合、暴動、軍人に對する謀殺故殺及重傷害、軍に屬する財産若は作業素品を故意に毀棄したる場合、爆發物犯罪等

斯うして竝べただけでも、戰爭勃發に當つてオーストリア軍法の重大使命を擔つてゐたことが窺はれる。職員は新手續をまだ處理するに至らず、加ふるに多數司法官の軍務召集のために減少してゐた。其處へ軍事裁判權に服すべき者は數十萬から突然數百萬に激増することゝなつたのである。のみならずやがて一つの苦境に直面するに至つた。即ち軍隊は戰爭初期に於て國境線附近の大部分を清掃する必要があり、軍法官衛は止むなく國境線附近から帝國の奥地へ移轉せざるを得ず、而も戰線附近に踏み止つた軍法官衛は普通裁判の一部まで處理しなければならなかつたのである。總て斯うした事情が當然如何に執務を阻害したかは、特筆するまでもあるまい。

第一審判決裁判所（軍人裁判）は合議裁判所として組織せられ、司法官と陪審員たる素人（通常は將校）によつて構成せられてゐた。旅團裁判所（die Brigadengerichte）は下士以下の輕罪（普通刑法の違刑罪も包含せられる）に就て判決し、師團裁判所（Divisionengerichte）は其他の刑事事件に就て判決を下した。

軍法會議法の特別の制度は「管轄權ある司令官」（der zuständige Kommandant）であつた。これは國家の刑罰請求權の代表者として法廷に於ける訴訟當事者であり、同時に軍司令官としての自己の地位に基く權能をも有つてゐた。刑事手續の開始、起訴及判決の執行を命じたのである。檢察機關は旅團裁判所では「法務官」たる將校一名、師團裁判所にあつては「檢察官」たる司法官一名であつた。五年以上の自由刑に處すべき罪に付判決する場合には、一名の辯護士の辯論を許さねばならなかつた。其他の場合にも一定條件の下に辯護士一名が付けられる。辯論は原則として公開し、判決に對しては猶豫期間内の上訴によつて争ふことが出来る。

特に注意する必要があるのは即決裁判（das Standrecht）である。即決裁判手續は重大なことに關係ある最も重い犯罪に對する極端な手段であつて、大體に於て普通刑事訴訟手續を模してある。即決裁判の通告を必要とするや否やは、陸軍大臣若はその權限を賦與された軍司令官が決定する。通告令は即決裁判を命ずる事實的、人的、場所的範圍を示し、即決裁判に處せらるべき犯罪を列擧し、この犯罪に對しては死刑を科することになつてゐる。そして即決裁判に付せられるは、現行犯なるか又

九一二年の「戦時徴用令」(Kriegsdienstgesetz)によつて、その他の人的徴用に應じた私人 (Zivillpersonen) は依然として私人であつた、従つて此處には問題とならない。

戦前兵士の入營する年齢は、多くは二十一歳乃至二十四歳であつた。然し戦時になると國民兵の召集のためにこの年齢は變化したのである。戦争の初期に於ては、國民兵は十八歳乃至四十三歳の人で編成されてゐたが、一九一五年五月一日からは國民兵の年齢は十八歳乃至五十歳に擴張され、其後また十七歳乃至五十一歳となると云つた風であつた。軍隊内の犯罪を評價するに就ては、平常犯罪と關係ある大部分がこの年齢階級の中に包含されてゐる點が重要な點である。

今日のオーストリア國內から召集された人員は正確ではないが、凡そ一百万であらうと大體推察することが出来る。(オーストリア・ハンガリー全部では七百五十萬) これは同時に、戦時中を通じて軍人として軍事裁判に服した總人員である。もとよりこの百萬と云ふ數が戦時中毎日完全に揃つてゐたわけでないことは云ふまでもない。國民兵が同時に全部召集されたのではなく、殊に國民兵役の擴張によつて増加した部分は一九一五年の下半期に至つて始めて軍務に服したのであり、また負傷者や戦没者は直ちに充員されたのである。これによつて推察するに戦死者の數は十五萬(オーストリア・ハンガリー全部では百萬)であつて、軍務に耐えずして召集解除となつたものは總計一萬乃至二萬であると推定される。捕虜となつた者の數は二十萬以上と考へられるが、その大部分はあの戦争初期の被害甚大の頃、及び崩壞の頃に捕はれたものと見積らねばならない。

これ等の數字によつて、今日のオーストリア國出身者で軍法會議に服した者の戦時中の平均を正確に決めようとしても、それは徒勞であらう。精々のところ、常時六十萬を上らずと謂ふ位のものであらう。よしんばこの數字をより精確に定めることが出来たにしても、それを犯罪の正確な規定のために利用するを得ないと思ふ。それは次のやうな理由からである。

オーストリア・ハンガリー軍は原則としては領地内から補充されたが、然し特殊部隊は既に戦前に於ても多數の補充地域から補充され、殊に海兵團は君主國全體から補充されたのである。戦時になると領地内から補充すると云ふ原則はより以上に破られて了つた。旅團は既に戦前から各地の補充部隊から編成されてゐたが、それは内部オーストリア出身兵士より成る各部隊は君主國內の他の地域に駐屯したり、またその逆のこともあつたからである。戦時に於ける師團の編成はなほ一層雜多になつた。最後に戦争後半期に入るや各地の内政關係のための當然の現象として、補充部隊の多くはその駐屯地を變更し、益々その出身地域を遠ざかることになつた。従つて野戦軍並に後方勤務部隊の編成は總て混淆して了つて、部隊の所屬から野戦裁判所の歸屬を推論し、或は駐屯地によつて後方軍事裁判所の歸屬を推論し、大戦後生じた今日のオーストリア國內出身者でこれ等の裁判所に歸屬して判決を下された兵士の數を知ることは不可能となるに至つたのである。故に此處では數字を引用しても何等重視する價値がない。但し數字を引用する場合は、一定犯罪種類と犯罪者群との關係を共通に説明するために利用せんとする場合であつて、本來これ等の數字は軍事裁判の取扱範圍に就て確實な報告を與へるに過ぎないものである。

一、戦線及び後方に於ける犯罪。充員召集に必然隨伴して現れる一切の生活狀態を根底から覆すが如き大變化は、凡そ總ゆる犯罪衝動竝に總ゆる既存の道德的抑制力と云ふものを、方法、強度及び方向から云つて之を盡く變化せしめねば止まないものである。或は、訓練、秩序ある起居動作、自己の生活必需品に對する心勞から免れること、及び上官や戦友によつて監視されることは、犯罪行為抑制の

方向に作用するが、同時にまた、種々の困難な義務を課せられるに随つて、犯罪を犯す可能性も生ずるわけである。通常一般市民は、犯罪に陥入らぬやうにするには唯無爲の状態であればよいのであるが、軍の任務は兵士殊に戦線の兵士をして、積極的行爲而も極度の克己心を必要とする行爲に驅り立てることは殆ど否定し難いところである。従つて亦次から次へといろ／＼な誘惑が種々の形式をとつて兵士たちの周圍に纏はり付いてくる。スパイは申すに及ばず、軍靴を廉く手に入れようとする者、賄賂をつかつて軍需品納入の指名に預り、或は粗悪な品の納入を黙認させようとする御用商人共、反戰的若は反國家的煽動者、頑丈な軍人でさへ挑發される同性愛耽溺者、似而非病を作る者、軍務免除によく用ひられる文書の偽造者——彼等は何れも兵士をして犯罪に誘惑せんと努める、また往々にして立派に成功することもあつたのである。また平常の業務より得る収入の杜絶、益々募る物價騰貴のために愈々深刻となる家族の生活困難、斯うしたことは、さもなくば他人の財物などには手もかけまじき者をしてまで、財産犯罪へと驅り立てるのである。

更に犯罪は恩赦によつて、また拘禁所からの釋放によつて増大するのであるが、その犯罪は戦時に於て行はれ且つ軍隊に犯罪的人物を供給することになるのである。前科者の行狀が軍隊勤務の訓練によつて一般には悪くなかつたと云ふことは、とにかく——確實ではないとしても——善意に解すべきものだとしても、これ等の人物の召集のために軍隊の道德的水準を低下せしむると云ふことは疑ひのないところである。

若し戦線にある兵士の犯罪と後方勤務兵士の犯罪とを嚴密に區別するを得たならば、それは犯罪心理學的には寔に價值あるものとなるであらう。蓋し、兩者の外的條件が完全に異つてゐることは明らかであるからである。勿論形式的には、戦線兵士は野戦裁判に服し、後方勤務兵士は後方裁判に服するのであるから、そこに區別を付けることは出来る。然し既述の如く野戦裁判は、戦時中大半はオーストリア國內の事實上後方に屬する地域まで及んだのである。従つて刑法上の意味で謂ふ戦線兵士と、事實上の關係から謂ふ戦線兵士とは、全くその概念を異にするのである。其の外に猶通常看過され勝な一つの事情がある。即ち戦線兵士は往々にして後方滞在中に犯罪を犯すのであつて、この犯罪たるや野戦勤務を通じて培かはれた精神状態の責に歸せらるべきものである。従つて例へば次の如く主張し得る。獨特の誇らかな感情は戦線兵士に對する一般人の讚歎の念によつて更に昂められ、また一方では落ち着いて危げのない仕事に従事し、而も往々にして利潤を儲けてゐる者に對する憤慨の念は「利巧者」(Klugheit)の嘲笑のために一層油を注がれることになる。また犯罪衝動となるものは、長い間の不在中に生じた妻や戀人の貞節に對する疑惑があり、今度こそ——恐らく最後として——満足せしめようとする慾求がある、(長い航海の後に上陸した船員のやうに)また戦線で培つた習慣は官廳と云ふものを認めず、その一般的な命令(時間制限や通行禁止等)にも、個々の指令にも服さうとしないと云ふ事情がある。然るに斯うした精神状態から後方滞在中に發生した犯罪は、後方に於ける犯罪として計算されるのである。逆に後方滞在中に得た誤つた個人的印象、經濟上竝に政治

上の印象、或は政治的な諷刺などは、戦線へ復歸した後の勤務に好ましくない影響を興へ、それがためにまた後方の犯罪因子が戦線に於ける犯罪を誘因することとなるのである。

斯くて兵士の犯罪をその戦線と後方の別によつて分類しようとしても、有用な成果を擧げることには出来ない。而も實際戦線にある兵士の犯罪と、兵站部や後方にある兵士の犯罪との間には、何等かの差異の存することは疑ひない。然しその差異は統計上把握することを得ないのであるから、対象の種類如何によつて適當せる個別觀察を下し、よつて戦時に於ける兵役義務者の犯罪と云ふ最も重大な問題に對し結論を下すことを以て満足するの外はないのである。

二、全犯罪に對する概観。軍人の犯罪の外延竝に種類を一瞥するために、先づ、少しではあるが報告されてゐるだけの數字を掲げることによつて、現在のオーストリア國版圖内から軍法會議の刑事事件に繫屬したものは、戦前には約二千であつたと推定される。それは今や百萬の軍隊を要する戦時に至つて、巨大な増加を示すことは當然である。先づ第一に後方裁判所の數字、次に野戦裁判所の數字、最後に野線即決裁判所の數字を個別的に觀察しよう。

1. 新オーストリア國版圖内に在つた後方裁判所に繫屬せる刑事事件は次の如くである。
 一九一四年……五、四三一
 一九一五年……二五、八六九
 一九一六年……三六、九一三

一九一七年……三七、七五五
一九一八年……五六、二二三

この數字には軍法會議の管轄に屬する以上私人の刑事事件をも包含することは勿論である。犯罪の種類如何は次のウインナ軍法會議に關する表によつて知られたい。

(第八表) (ウインナ軍法會議告發人員)

| | 一九一七年 | 一九一八年 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 軍人 | 二、九四二 二二・四% | 五、三二一 二二・三% |
| 身體及生命ニ對スル犯罪 | 一九二 一・五% | 五一四 二・二% |
| 風俗 | 六、〇四五 四六・一% | 一〇、一二三 四三・三% |
| 竊盜及掠奪 | 三、九二八 三〇・〇% | 七、四〇六 三二・二% |
| 其ノ他 | 一三、一〇七 一〇〇% | 二二、三六四 一〇〇% |
| 合計 | 一九一七年 | 一九一八年 |
| 軍人 | 一、三三四 二二% | 四、九七四 四四・八% |
| 身體及生命ニ對スル犯罪 | 七五八 一二・五% | 四三八 四・八% |
| 風俗 | 三、五七七 五八・九% | 三、五四一 三九・〇% |
| 竊盜 | | |

| | | | |
|----------|-----|------------|-------------|
| 重罪 輕罪 總計 | 其ノ他 | 三九九〇 六・六% | 一、〇三六 一一・四% |
| | 合計 | 六、〇六八 一〇〇% | 九、〇八九 一〇〇% |
| | | 一九、一七五 | 三二、四五三 |

此處に注目すべきは、私人の犯罪に於けると同様に、財産犯罪殊に窃盜が著しく優勢であることである。なほ一九一七年から一九一八年にかけて増加してゐることは、犯罪頻度の増加の故ばかりでなく、平和克復後に至つて後方裁判所が解消せる野戦裁判所の刑事事件を引繼いたことに歸せられなければならぬ。

2. 野戦裁判所の廣汎な活動は、ウイナ野戦裁判記録所では共同軍にオトリヤ國防軍の刑事記録を保管してゐるが、この記録数が百五十萬冊に及ぶと聞けば想像するに難くないであらう。而もその大部分は平和克復後喪失し、また失はれないまでも未搬出の記録は數へてないと云ふに至つては驚くの外はないのである。多數の記録は數人否數百人の被告を包含してゐるのであるから、野戦裁判の被告人員は略三百萬と見積ることが出來、これには私人も含まれてゐることは勿論である。

ユンク氏(文献三六)はこの野戦裁判記録所から七、八六六の記録を抜き出してゐるが、これは一九一七年十一月一日から一九一八年十月末日迄に重罪刑事記録となつたもので、兵站總本部を有す

る約百八十萬人より成る部隊に關するものである。これ等の事件で重罪になつて處刑されたものは四、四七六名となつてゐる。ユンク氏の調査せるこの數字は、勿論兵士一般の犯罪に就て何等の結論をも與ふるものではない。この記録は輕罪若は違警罪に關するものを包含しないからである。またこの數字は君主國全体から補充した部隊に關するものである。然しそれにも拘らず二、三の重要な結論を提供するものであるから、こゝにその統計表を掲げることによらう。(統計表ハ極メテ煩雜ニシテ而モ以下ノ說明ニヨリ明ラカナルヲ以テ省略ス)

この表は次の如き概觀を示してゐる。時と處の如何を問はず常に凡ゆる犯罪の主要部分をなすものは窃盜(四六・三%)であり、特に軍事犯罪の主要部分は逃亡(軍事犯罪の二八・六%)であると云ふ事實である。若し軍務を免れる目的で行つた自傷(Felischer Handlung)をも逃亡として計算すれば、軍事犯罪の三一・一%となり、軍事犯罪全部を包含してはゐないが、後に見る即決裁判の場合の比率を凌駕してゐるのである。こゝでは戦時中にはなほ未だ逮捕されるに至らなかつた逃亡者、従つて處罰を免れてゐる者は數へられてゐない。(缺席判決は除外した)また奸手段を用ひて軍務を免れんとした者もこの表には包含されてゐない、かゝる行爲は單に輕罪として處罰されたに過ぎないからである。

軍事犯罪を數字の順序に列擧すれば、抗命(上官暴行及反亂二五・九%)次は一般服務規律輕視、(主として武器、衣服及武具の抛棄竝破棄一五・九%)そして哨兵の義務違反(一三・九%)である。

多くの場合普通人に對して行はれた犯罪、即ち強姦、猥褻、掠奪及び公然暴行の數字が小さいことは、軍紀の維持されてゐることを物語つてゐる。強盜及び強盜殺人の數字も亦少いのである。

年齢別受刑者百人に對し

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| | 自一八歳 | 自二二歳 | 自二六歳 | 自三一歳 | 自四一歳 |
| | 至二〇歳 | 至二五歳 | 至三〇歳 | 至四〇歳 | 至五〇歳 |
| 軍事犯罪 | 四〇・四 | 四一・三 | 四六・一 | 四八・四 | 四六・三 |
| 非軍事犯罪 | 五九・六 | 五八・七 | 五三・九 | 五一・六 | 五三・七 |
| 計 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

最高年齢に屬するものは實働が小さいために信憑し難い。よつてこれを除けば犯罪總數に對する軍事犯罪の割合は年齢と共に増大してゐる。ユンク氏はその理由として、年齢の老けるに従つて軍務に對する心身の能力が減退することを挙げ、即ち軍事能力と軍事犯罪との間に密接な關係が存するだらうと爲してゐる。

本表に數へられた犯罪の中三、三七六名中七五・四%は初犯者、一、二〇〇名中二四・六%は前科者であつた。然し經歷の調査を行ふことは野戰裁判所にとつては必しも常に可能ではなかつたから、實際上はこの前科者の數は恐らく幾分これより大きかつたとせねばなるまい。

| | |
|----------|------|
| 有罪宣告百に對し | |
| 軍事犯罪 | 普通犯罪 |
| 初犯者 四五・五 | 五四・五 |
| 累犯者 三七・六 | 六二・四 |

平均 四三・六 五六・四

本表で注目すべき點は、前科者の軍事犯罪の割合は平均以下にあることである。ラツツェンホッフエル氏(文献第五四號)の試みた如く、普通犯罪を犯さないと云ふことは重要ではないが、斯うした男子でも戰爭に於て必要な軍人としての特性を持つてゐるからだと爲す説明は、この現象を一部分は説明してゐるかも知れない。然し私は、それは單に非軍事犯罪に就て前科者がより多いことの反射作用に過ぎないと思ふ。

殊に注目すべきは、前科者の勇敢章を得たる割合によつて示される有利な表現である。即ちユンク氏によれば(文献第三五)

| | | | |
|------------|------|---------|------|
| 犯罪百の中、 | | 勇敢章百の中、 | |
| 初犯者 | 前科者 | 初犯者 | 前科者 |
| 軍事犯罪 七八・八 | 二二・二 | 八〇・七 | 一九・三 |
| 非軍事犯罪 七三・一 | 二六・九 | 六五・八 | 三四・二 |
| 平均 七五・四 | 二四・六 | 七二・四 | 二七・六 |

従て右表に數へられた受刑者の中で、犯罪に關係した前科者は僅かに二四・六%に過ぎず、意外とするところであるが、殊に初犯者として數へられてゐる者の中若干は前科を有する者であるかも知れないこと、及び前科者たる者が初犯者たる者より勳章を得ることがより困難であつたと云ふ事情を考へるならば、一層意外である。然し私はユンク氏とは反對に、前科者が初犯者より善功があつたと云ふやうな結論を下すことは出来ないものである。その第一の理由は、右表では其他に青銅製勇敢章の所持者が多數存在することが注意されてないこと、第二には、勇敢章を所持する者で法廷などには現れなかつた者は確かに數萬にも上つてゐる以上、右表に數へられてゐる僅かに二〇三名と云ふ受刑者數からは、要するに何等の結論も下せないのである。また二〇三名と云ふ勳章所有者にして處罰された者の中には金製勇敢章の所持者は唯一人もなかつたのである。従つて精々のところで前科者は初犯者よりも軍人としての行動は悪かつたと云へない、と主張出来るに過ぎないであらう。のみならずその反對のこともさへ實證出来る。即ちユンク氏の表が示してゐる點は、前科者の逃亡は二二・六%、抗命は二五・二%、軍紀違反は二二・六%、即ち常に軍隊内の前科者の割合より大きいであらうと云ふことである。戰爭精神病學者も同様の判断を下

してゐる。例へばビルクツ氏（文獻第五〇）の調査によれば、前科者でも最初の間は神妙にしてみたために直ぐ敵前に立つこととなり、従つて初期の間には勇敢機敏さによつて表彰されたが、第一回の後方滞在若くは陣地戦のために、幾許もなく重大犯罪を再び犯すこととなつたのである。

3. 軍法會義記録所に在る野戦即決裁判宣告の目録は、ユンク氏の考へる如く若干の記録洩れはあるとしても、相當完備してゐると考へられる。即決裁判により處罰された者の中、記録洩れの數字は私の調査したところでは左程大きいものではないと思ふ。記録は戦争開始の時から始まり、一九一八年十二月二十九日で終つてあり、一九一八年十月五日迄行はれた死刑の判決に關する報告も含まれてゐる。戦争最後の三週間乃至四週間には、死刑執行はも早殆ど數へる程も無かつたのであるから、この記録の示す數字は遺漏のないものと考へられる。戦時中即決裁判によつて有罪宣告を受けた全奥・洪軍に屬する軍人の數は七五四名であつた。海軍に關する數字は無いが、それはあつたとしても僅少であり、況や現在のオーストリア出身者に限るとすれば極めて微々たるものである。この七五四名の中、一二名は二十歳未満の理由で死刑の代りに自由刑に處せられ、四名は恩赦に浴して自由刑となつた。従つて死刑を執行されたる者は七三七名であつたのである。

この記録は氏名、所屬部隊並に夫々の事件に付受刑者の出身地をも記載してある。従つて此處では珍らしくも、受刑者が今日のオーストリア出身者であるかどうかを、相當確實に決定することが出来るのである。數字を求むると次の如くなる。

(第九表) 野戦即決裁判處刑人員

| 罪名 | 軍人 | |
|--------|-----|--------|
| | 全部隊 | 現奥國出身者 |
| 抗命 | 二六 | 四 |
| 反亂 | 二〇 | 三 |
| 暴動 | 四二 | 一 |
| 逃亡 | 三四五 | 二〇 |
| 多衆逃亡教唆 | 一九 | 一 |
| 哨令違反 | 一 | 一 |
| 怯懦 | 三九 | 五 |
| 自傷 | 一二九 | 三 |
| 軍紀違反 | 三 | 一 |
| 小計 | 六二四 | 三七 |
| 非軍事犯罪 | 一三〇 | 八 |
| 總計 | 七五四 | 四五 |

右の外逃亡のため即決裁判を受け恩赦によつて自由刑となつたオーストリア出身者一名がある。

非軍事犯罪の中オーストリア出身者で即決裁判を受けたものは、掠奪、殺人、重傷害、竊盜、業務上横領（糧秣將校）詐欺（參謀付曹長）が夫々一名宛、強盜二名であつた。

次の表では全戦争期間を四大別してあるが、それは戦争期間の影響を一覽せんがためである。
（第十表） 即決裁判により死刑に處せられたる者、

| 期 | 自 | 至 | 軍人 | |
|---------|------------|------------|-------|------|
| | | | 全奥洪國人 | 現奥國人 |
| 戰 宣 布 告 | 一九一五年八月十五日 | | 二六八 | 一三 |
| | 一九一五年八月十六日 | 一九一六年八月卅一日 | 二三五 | 一六 |
| | 一九一六年九月一日 | 一九一七年九月十五日 | 一〇八 | 九 |
| | 一九一七年九月十六日 | 平 和 克 復 | 一四三 | 八 |
| 合 計 | | | 七五四 | 四六 |

何れにもせよ、今日のオーストリア國出身者で即決裁判によつて處刑せられた軍人の比率は、同じ地方から召集せられた者の數に比較すれば著しく僅少である。この結果は獨逸系オーストリア人の國家に對する態度を物語るものであつて、彼等は其の他の系統の同國人とは反對に、戰時中オーストリア國家と云ふ觀念を克く堅持したのである。殊に前表では反亂三件を除けば、今日のオーストリア國出身兵士は多數共謀の軍事犯罪に關與しなかつたことが判る。蓋し彼等は多衆逃亡にも、暴動と云ふ

衆團犯罪にも關係してゐないのである。

夫々の戦争期間に就て云へば、第一期と第二期との差異は重要でないが、反對に前半期と後半期とに二大別すると、その間の差異は著しいものがある。これに就ては一つの説明があるが、有力なものと認められる。野戦手續竝にオーストリア國內に於ける即決裁判は一九一七年七月一日に至つて、再び、衆團暴動の裁判及び要塞地帯に制限せられた爲に、即決裁判に服する軍人の數は一舉に減少するに至つたのである。即ち、一九一七年七月三〇日より一九一八年二月二十一日に至る半年以上に互つて、記録によれば、僅かに一名の兵士が即決裁判によつて處刑せられてゐるのである。

第三期に於ける一〇八名は、第四期に至つて一四三名に増加してゐるが、この間の消息を物語るものには次の如き事情がある。戦争中幽閉せらるゝに至つたチエツコスロバキヤ出身兵士は、かの有名なチエツコスロバキヤ部隊に屬してゐたが、この部隊の一部は戦争末期に至つて、奥國及びその同盟者に對する戦ひを挑んだものである。このやうな部隊は武装の儘捕へられ、直ちに即決裁判が行はれた。更に南スラブ人聯隊に暴動が勃發し、その結果多數の處刑者を出した。

三、個々の犯罪。

a. 窃盜及掠奪。窃盜が全犯罪の先頭に立つてゐることは戦争中にあつても戦前と同様である。前掲數表によれば、窃盜は全犯罪の殆ど半ばを占め、一九二〇年には三分の二以上にも及んでゐることが判る。殊に避難農家屋及び撤兵した地方に於ける窃盜は、第一線兵士の場合に甚しく、統計の示す以上のものがあつた。この場合重大な役割を演じてゐるのは、所有者が監視してゐない物を無主物

と看做す御手輕な考へ方である。例へば一つの物がある、多分汚れ痛んでゐるであらう、持主は避難する時に捨て行つた、と私は當然のやうにそれを拾ふ、私がやらなくても他の者が取るか、取らなければいづれは壞はれて了ふであらう。如何な道心堅固な人間でも斯うした物を手に入れたとて憶面もなく得々と口にするもので、その責任を問はんとする「世事に疎い法律家」には斯様な事情は遂に納得出来ないと言ふことは、此處に一つの概念の混亂が存し、戦線生活の實際状態こそ文化的な調査よりも強い印象を興へることを立證するものである。またそれだけに食糧品や必需品殊に肌着や防寒具などを搔拂つてくることは當然と云はねばなるまい。然しこの場合實際は必しも窃盜と目すべきではないのである。「冗談」の好きな者なら、搔拂つて來た物の代りからかひ半分の帖紙なんかを残しておくこともあらう。そうかと思ふと、所有者が歸つて來てみると持つて行かれた物が何處にあるか、或は何處へ來れば賠償してやるとか書いた紙片が置いてあつたと云ふ話もある。

前戦部隊に於ける特殊な犯罪と云ふべきものは、かの所謂「罐詰窃盜」(Konservativdiebstahl)であつた。こゝに罐詰と云ふのは食糧品の罐詰であつて、これは前線に携帯して行つたものであるが、未だ國の所有に屬し、従つて特別の許可が出ない以上喰つてはならないのであつた。多くの者はこの罐詰を喰はないで辛捧することが出来なかつたことは勿論である、而も斯うした罐詰窃盜は嚴重に處罰されるにも拘らず依然として止まなかつたのである。

一般には食糧品窃盜は最初の裡こそ少なかつた、殊に前線部隊や兵站部隊には配給が行届いてゐたからである。然し缺乏の増加するに従ひその數字が増加したことは云ふまでもない。戦争の後半に及んで被服材料も次第に缺乏を來し、殊に皮革が滅多に手に入らなくなると、列車内に取付けた皮類の窃盜や、彈藥盒を靴の踵や修繕に利用することが始つたのである。

掠奪は著しく少い。(これは軍事即決裁判事件であつて、前掲數表によれば全部で八件である) 掠奪は従つて戦争参加者の記憶には浮んで來ないのである。然しこの記憶は、素人の懐く掠奪の概念は法律上の概念と一致しないから兎角紛らはしい。即ち軍刑法第四九二條に依れば、掠奪とは「強大な武力の集結のために地方住民の間に生ずる畏怖の念を利用し」他人の動産を奪取することを謂ふのである。斯様な事件は紀律ある奥洪軍の中にあつては實際上殆ど現れなかつた。然し素人は、掠奪と云へば住民の立退いた家屋や場所から物品を取つてくることまでそうだと思つてゐるのである。これに就ては既述の通りであつて、要するに合法的な徵發でなければ、法律的には窃盜と解すべきものである。蓋し掠奪の條件は所有者が現存することであるに拘らず、大部分の兵士の受けた印象では奪取せられるのであれば、其處にはも早掠奪が在るのではなく、強盜が存在するのであつて、この犯罪とも前掲諸表の示す如く比較的稀有であつたのである。

崩壊時代に至つて窃盜及び各種の國有物、就中武器の賣却は、最も憂慮すべき大量現象となつたのであるが、これ等の武器は楽しい召集解除となつた歸還兵士が勝手に自分のものとしたり、或は賣却したものである。

例へば一九一八年十一月ウイennaの一新聞紙は次の如く報じてゐる。

ヒュッテンドルフエル驛に到着するの列車も數千の兵士を滿載して來るが、兵士たちは誰も何かを賣らねばならぬ。そのためどの列車も驛の構外で停車する、そして兵士は漸やくのことで持つて來た靴や制服や、羊毛製品や食糧品を傾斜に放り出す、其處には早くから買手が群をなして集つてゐる。兵士たちは荷物を手にして駆け廻はり手つ取り早く商賣を片付ける。一昨日も斯うした商賣を見込んで無数の買手が傾斜の垣に集つてゐた。そして各種の貴重品がドシ／＼投賣りされた。

b. 軍律違反 (Verletzung der Wehrpflicht) 前掲第九表に現れてゐる逃亡竝に自傷に因つて罰せられた者は比較的多數を占めてゐる。これは全軍隊を通じて共通の現象である。この種犯罪にして實際上行はれたもの、數字は、類似犯罪を合算すれば全軍事犯罪の半ば以上に達することは確實である。此處に注意すべきは、逃亡に就ては戦時中遂にオーストリア・ハンガリ軍事裁判に服するに至らなかつた者、或は自首によつて法律上死刑を免れ得た者の相當大きな數を合算してないと云ふことである。

逃亡の動機には種々様々な性質がある。戦争の危険又は苦痛に對する恐怖、犯した犯罪のために刑を怖れること、長い間の酷遇又は上官若は战友によつて蔑視されること、懷郷心、祖國の安危に對する無關心、反國家的態度（これは現在のオーストリア地方出身者には殆ど見られなかつた）自己の無能力たることの自覺、また特に多いのは病的な神經竝に精神状態、各種の精神病、以上のやうなことが逃亡の動機となるのである。殊に神經の弱い者にとつては、無計劃な又多くは無目的な逃亡が特徴であつて、些細な原因から行はれるのである。（例へばたま／＼起つた飢渴感、上官の叱責、战友の

嘲弄)

常習犯罪者は逃亡と密接な關係を有する。即ち反社會的素質を有する者は軍紀に服する能力がないのである。既出統計表によれば全逃亡者の三〇%は前科者である。

逃亡の特殊な形式としては、軍隊が都合よく編制せられる場合に偽名して紛れ込み自分の職務を免れると云ふのがある。例へば病院や職工隊へ紛れ込むのである。ある逃亡者は自分の靴を巧みに利用して敵側の逃亡者であると偽り、一年以上も「捕虜」になつてゐたかと思へば、甚しいのは憲兵隊に收容せられてゐたと云ふことである。

勤務の不快が逃亡や自傷又は奸策に心を傾けさせるのであるかどうかと云ふことは、本人の天賦の性格、知識、動機及び機會の如何によつて左右せられるものである。決斷力あり自己を恃むこと深き人間や、故郷に財産も家族もなく、知らぬ他國で暮すために必要な知識を有つてゐる者ならば、容易に逃亡する氣持になるであらうし、二度と故郷に足を踏むことは出來ないだらうと覺悟もしてゐやうと云ふものである。

逃亡を試みるのは敵に近づくに従つて多くなる。偵察任務から逃走することは容易でもあり、成功の望みも最も大きいわけである。同時に前戦では危険も勞苦も最も大きく、敵の塹壕から役けるパンや腸詰が欲しくなり、逸早く敵の給養は比較にならぬ程好いと云ふ噂が擴がるのである。

逃亡の他になほ勤務を免れるためのいろ／＼な効果の多い方法があつた。既に早くから年齢の點で

各種の奸策を弄してこの目的を達しようとしたものである。これに有利な機会を提供したものと
は、例へば戦時経済の中樞にある者、軍需産業、礦業、石油業等がある。ある一人の戦線勤務に耐へ
る在郷軍人は重要産物の供給者として召集を免除されたが、その實彼の生産物はその當時何等重要な
ものではなかつた。また或る者は石油坑の所有者として召集免除になつたが、彼も實は鑛山株の相場
師に過ぎず、たつた一つでも石油坑を經營してゐるわけではなかつた。一度も機械に觸つたことな
い百姓の伴が農事用發動機の技術者だとして召集を免除されたり、また平素はついで見たこともない
やうな石炭採掘業への就職熱に浮かれたものである。

其他偽造證明書を用ふる方法があつた。偽造した學校卒業證書、これは一年間の猶豫を認めるもの
や醫師の資格を認めんとするものであつた。鉄や糊で作つた検査票、これは自分の検査票の兵役義務
者たることを記載せる部分を削つて、これに不合格者の検査票の證明を記載せる部分を帖つて作る。
また自分以外の兵役義務者の眞正の證明書や虚偽の内容を有する眞正の證明書などが、例へば僧職候
補者たる資格をごまかすために細工せられたのである。殊にガリシヤ地方の状態はこれに有利な機會
を興へたが、この様な奸手段はガリシヤ地方又は一定宗派に歸依するものに限つてゐなかつたやうで
ある。ロシヤの進攻のために西部オーストリア地方に避難して來た者に就ては、本籍地の官廳が事務
を執つてゐないか又は間に合はなかつた場合には、規定の公式許可書を携帯する必要がなかつたこと
は勿論である。従つて僧職候補者資格證明願書を決裁すべき官廳は、各種類の好い加減な假證明書で

満足する外はなかつた。この假證明書は虚偽の内容を記載せるものが二、三の官廳で宛も工場や
に作成せられたり、この作製者も早證明書偽造犯罪としてではなく、その責任事務の範圍如何
によつては國防を侵犯する犯罪として訴追された。そのためウインナでは、多数の似而非僧職候補者
に對する多くの裁判が開かれたものである。

精神病院の横着な事務員が醫者に隠れて兵役義務者を入院者名簿に登録したが、實際はそんな人間は全然入院した譯では
なく、相當期間名簿に載せて置いて、後になつてから退院證明書を發行する。兵役義務者はそれによつて戦線から遠ざかるこ
とが出来たし、少くとも數ヶ月間軍務から離れる口實が出来たのである。例へばウインナ陸軍病院の一計理將校と陸軍檢閱
隊司令官との間に巧みに密約が交されたが、云はずともこの司令官は「お顧客」を引張つて來ることによつて儲けたばか
りでなく、自分自身でも仲介料をせしめるために彼等の密約を巧みに利用したのである。

奥洪王朝は内部行政の點から云へば互ひに獨立せる四地方（オーストリア、ハンガリー、ボヘミア、クロアチ
ア）エンスラボ、ボヘミア、ボスマニア、ヘルツェゴヴィナ）から成立してゐたが、この四地方が政治問題
では戦時中では同盟せざる外國間の如く振舞つてゐたために、兵役義務者は官憲の拘束を免れ
るために數ヶ月にも互つて、否や年以上にも互つて、王國內を絶間なく旅行して廻はり、其間は緩助
者から悠々と諜報を受取り、諜報次第では手の廻らぬ間も滞在地を替へることが出来たので
ある。

ウインナでは凡そ四ヶ月間にも互つて兵役免除詐欺の一味徒黨が幅を利かせてゐたことかある。器用な「専門家」二人が提
携して仕事をし、一人の無器用な男を雇つて、この男は國民軍團兵局派遣員と稱して町から町を廻はり、斯うして攜んだ有
利な取調の結果を報告してゐたのである。この諜報の購書は、この男の「専門家」二人が携
帶した血脈や脈搏に就て虚偽の

記載をし、また主査醫が直接作った報告書を後から改變して了つて、有利な證明を與へた。

不具を装はんとする試みには、簡單に虚偽の報告を爲すことに始つて極めて深慮遠謀な欺瞞手段に至るまで様々の楷梯がある。淫蕩生活の耽溺、ニコチン、アスピリン、カフェイン其他心臓の機能を障害する藥劑の濫用、或は夾竹桃の葉や山牛蒡の成分の煎劑を飲んだり、減食と同時に瀉下劑を服用して衰弱したり、其の他一時的疾病の徵候を現す手段を徵兵検査の直前に行ひ、少くとも検査の當日には出来るだけ悪い容態に見せかけることが出来たと云はれる。(此處では、以上の何れの場合を以つて法律上假病と認むべきや或は自傷と認むべきやは別論である)

ウインナの精神病學者ワグナー・ヤウレツグ教授(文献六四、六五)の報告によれば次の如くである。精神病を装ふことは稀であるが、神経病を装ふ者は極めて多い。假病は初めの間こそ稀ではあつたが、後になるとまるで大量現象になつて了つて、戦時末期には十萬を數へられる。戦争が終れば大部分の者は幸ひ健康に復したが、中には疾病のために徒食したり或は乞食になつて了はざるを得ない者もあつた。云ふまでもなく診断は必しも容易ではない。困難なのは例へば真正のヒステリーとその假病とを判別することである。即ち「やうとしない」と云ふこと、やつても出来ない」と云ふこととの間には決して判然たる差別はないのである。斯くして立つことも歩くことも出来ない」と云ふ癡癡が極めて屢々使はれ、硬直した脚なども用ひられたが、始めの間は自分から模倣するのであるが、やがて習慣となり、往々にしてヒステリーの原因ともなつたのである。また親切な整形醫の作った器具を

用ひる者も多かつた。甚しきに至つては堂々なる跛學校まで出来て、股關節炎を装ふためにビツコの歩き方を教へたものである。ワグナーは自分の診療所で斯様な假病を約七百人診た由で、この大部分は他の病院から廻はされて來たものであると云つてゐる。それ等の國籍關係(九〇%はチェツク人、次にポーランド人及びブルテニヤ人で獨逸人は少かつた)を見るとその政治的立場が判る。診療所ではこれ等の人々を引き起してやればそれで充分なのであつて、従つて殆ど報告するやうなことはなかつたのである。ウインナ第一衛戍病院では戦争上半期に一四五件の似而非精神病を取扱つた。(多くは低能及痴鈍)之に反し故意に(適當な毒物を服用して)精神病となつたものは極めて稀であつた。

凡そ如何なる戦争に於ても、空想を逞しうしてありと有ゆる自傷の方法が案出されるものである。自傷は自暴自棄に陥つた者、無氣力な者、些か狡猾の足りない者の用ふる手段である。極めて簡單ではあるが、それだけに亦法律上最も困難な場合は、軍務に耐えるかどうかを醫者が調べるために命ぜられた治療試験を、兵役義務者が拒否する場合である。一九一五年十二月二十六日オーストリア、ハンガリ陸軍大臣は獨逸の先例に倣つて、動員繼續中は重大な手術でない限り兵員の同意を必要とせずと云ふ布告を出した。(この規定の法律上の根據は眞に怪しいものである。)

更に次の如く人爲的に發生せしめた疾病がある。即ち、人爲的に發生せしめた鼠蹊ヘルニヤ、皮膚の腐蝕及び炎症、熱湯に浸けて腐蝕を繼續させること、人爲的に發生せしめた濕疹、黃疸(ビクリン酸によつて)、眼炎、外聽管の腐蝕及び炎症、尿道の腐蝕及び炎症(異物によつて)、石鹼水による幼稚な淋病の假裝、故意にトラホーム及び淋病に感染すること、腎臟炎、膀胱炎、凍傷、四肢の膨張、針などを手足の中に挿入すること、痔疾(劇烈な瀉下劑及び局部的刺激劑によつて)、患部を刺激し

て治療を無駄にすること。——然し殊に多かつたのは自分で指、手足などに貫通銃創を與へる（或は銃創によつてもぎ取ること）ことである。それも完全に廢人にはならぬやうに、多くの場合左手に與へるのであつた。因みに斯うした場合には、銃創が黒く汚れてゐること、及び創傷の周囲の脈管が破損してゐることが、自傷の有力な容疑根據であることか幾許もなく判つて來た。そこで自傷者はパンや靴又は手袋の革を傷付ける部分に蔽ふ方法をとることになつた。敵の弾丸も屢々自傷に利用せられたが、それは勤務か嫌になつた者自身か手などを塹壕の外に出して撃たせるのである。

ロージング氏（文献第四七號）は斯る自傷を以て「典型的塹壕犯罪」（das typische Schützengraben-tollit）と稱してゐる。自傷を野戦裁判に付する横限がある聯隊がなくなると、同時に同一師團の他の聯隊の手に移るものだから、その師團の野戦裁判所では、先の聯隊は塹壕から豫備隊に廻はされたものであり、後の聯隊は豫備隊から塹壕へ入れられたものであることが判つた。

c. 怯懦 (Feigheit) あの長い戦争で數百萬の兵士の中に怯懦のために處罰された者が少いと云ふことは奇異の感がある。（第九表参照）「怯懦」は自己の安全に汲々たる餘り戦闘を放棄することによつて、一身の危険を軍紀に背いてまで免れんとする意圖によつて、従つて臆病な態度によつて犯されるものである。エンク氏が次の如く説明してゐるのは適切なりと謂はぬばならぬ。軍事裁判官は戦時中自分自身はもとより戦友に就ても、勇敢な兵士でも突然肉體上の不快のために駄目になり、専門醫の診察を必要とするやうな精神状態が原因となることがあることを體驗してゐる。そしてある高級將校の怯懦犯罪が行はれたが、これは腦動脈硬化を患つてゐたのである。重い大砲を運ばんとした四名の將校は、窒素瓦斯と酸素缺乏のために高度の失神状態に陥つて遂に怯懦犯罪を犯した。また實際は

「射撃を我慢することが出來ない」人々もある。かゝる見聞は云はゞ戦争體驗の賜であり、従つて野戦即決裁判で怯懦のため處刑された數は戦争の後半に入るに従ひ次第に減少し、遂に最後の半年間には全然見ることが得なかつたのである。これに就ては猶次の點を注意せねばならぬ。およそ危険を免れんとする努力の多くは、法律によつて怯懦なりと規定したる態度に現れるのではなく、臆病者が召集令に應じなかつたり、奸策を弄して兵役義務を免れんとし、少くとも戦線に前送されることを免れんとし、逃亡したり、自ら傷づけたり、戦闘中は負傷者に隠れ或は後方へ赴むく任務に加つたりなどすることが寧ろ遙かに多いのである。若し臆病者にして斯る方法に成功せんか、法律が怯懦なりと定めた法律事實を實現する機會は遂に現れないのである。前掲表に掲げられた怯懦のため處刑されし十二名の中には僅かに一名の前科者もなく、従つて「犯罪體驗」(Kriminalpraxis)を持たぬ者ばかりであること云ふことは、前記の見解の正しいことを立證するものである。遮莫、この怯懦のために處刑された數が斯くの如く微々たることは、われ等の軍隊の軍人精神の輝しき證左なりと謂はねばならぬ。

(ii) 抗命 (Ungehorsam) 軍事犯罪の中では數字の上から云へば抗命が第二位に位する。戦争初期に於ては多くなかつたが、——何處の軍隊に於ても同様であるが——次第々々に増加した。役に立たない者が次第に多く入隊してくること、糧食被服の缺乏の増大、戦勝の不可能なることの見透し、反國家的煽動の尖鋭化などは、どの部隊に於ても著しく軍紀を弛緩せしめるのである。このことは軍事裁判記録により明かなばかりでなく、其の頃になると、戦争中廢止されてゐた留金に縛り付けたり互ひ

に繋ぎ合はすやうな懲罰が再び採用されるに至り、また暴動や軍需貯蔵品保管等に關する特別規定を公布せざるを得なかつたことによつて見ても明かである。また上官と兵卒との年齢の關係が次第に好ましからざる状態になつたと云ふことも、恐らくある程度は前記の事情の原因となつてゐるであらう。即ち士官學校は段々若い中・小尉や見習士官を卒業させるに反し、部隊は一層年齢の多い者を編入することによつて老人臭くなつて來た。中隊長は二十歳臺であるのに、中隊の兵員は或は四十臺もあり、またそれ以上の老人もゐると云ふやうなことは決して珍らしいことではなかつたのである。而も觀察して見ると、服従關係の侵犯や暴動の原因は往々にして、中隊長に實戰の經驗なく、部下に思ひやりのある休息を興へたり時宜に適した指導を興へる力が缺けてゐた點に在ることが判るのである。また兵卒の側にも多くの原因がある。飲酒、これは云ふまでもなくやがて輕卒な振舞となり、同時に段々感情が昂奮してくると倨傲尊大となり、それと共に勢ひ反抗的になつてくる、その他給養や武器の缺乏があり、實際上若くは想像上蒙る虐待があり、反抗的な戦友の煽動があり、果ては精神病の素質ある者もあると云ふわけである。

精神病者の抗命の實例は法務官は誰でも知つてゐるところである。數々の勳功を立てた一將校は、自分の部隊がプロシヤ軍司令官の下に配屬せられた時、どうしても命令に服従しなかつた。(偏執狂) またある有能な將校は重大な命令を失念して了つて抗命の罪に問はれた。(進行性癲癇症) 精神疾患の素質を有する者が往々にして激情的に抗命を犯すことも、實際家には同じく周知の事實となつてゐる。

特に興味を惹くのはある神經病的素質を有する教養ある八物の事件である。それは同時に、戦争が神經病的素質を有する者

をして犯罪を犯さしめるばかりでなく、軍事上重要な最も英雄的行爲をも行はしめることがあることを物語つてゐる。N中尉は既に戰前から神經疾患の状態にあつたために、軍務に耐えられなくなつてゐた。一九一四年七月一日附を以て精神病者として一年間の賜暇を得たが、戰爭勃發するや自ら出頭して軍務を願出で、八月には戦線に送られた。戦争の印象が彼の精神状態に及した影響は何と云つても好ましいものではなかつた。自分の部隊長と痛く反目するに至り、部隊長の命令に服しようとしなかつた。果ては師團司令官に一書を送り、部隊長の優柔不斷なること、臆病なること、統卒の目標を過てること、命令の拙劣なること、軍紀に對し悪影響ありなど、難じた。他の部隊付將校の證言によつて、右の批難は何等根據のないものであることが判つた。然し其の他の點では勤務に熱心に働いた。危険な作戦の行はれた時には自ら志願してそれに参加し傷いた。後方に送られた時には、部隊長を告發したこのために中傷並抗命を犯したのであらうと云ふ嫌疑が掛けられ、裁判官の取調を受けた。一九一五年の一月末に再び賜暇となつたが、間もなく自ら現復歸を願ひ出たけれど陸軍大臣の拒否するところとなつた。この決定に對してN中尉が答へた時の態度は、更に新しき抗命罪を成立せしめるが如き態度であつた。一九一六年六月には責任無能力者として起訴せられなかつた。然し最高仲裁委員會によつて軍務に耐えたと宣告されたから、八月には再び戦線に送られたが又もや犯罪を犯して了つた。

一九一六年五月二十六日、Nはある行爲をやつてのけたが、それに就て司令官は裁判所に通達して曰く「彼の行爲は英雄的行爲にして、決してその例に乏しからざる今次世界大戰に於てさへその類例を見出すに苦しむところなり。Xの占領は、Nが自己の英雄的戦死によつて過誤を償ひ、或はその成功によつて過去の罪を宥恕せしむるの價値を藏する者なることを示さんとする彼の決意に負ふところ大なり」と。司令官はかくて、彼の犯罪に就ても右の見地より判決せられたき旨を提議するところがあつた。遂に審理は中止せられ、事件は單なる懲罰を以つて處理せられた。

なほ後日物語がある。Nは特別訓練のために後方に歸還を命ぜられた際、非常に不満を抱いた。戦線でならば役に立つことが出來ると考へたからである。そこで彼は勝手に任務を離れて野戦部隊に身を投じて了つた。つまり故なく任務を離るゝ罪を犯して了つたわけである。(而も場所もあらうに戦線への逃亡を) その爲めに又もや審理を受けることとなつた。然し後に至つて地位を上げられ拔擢されることとなつたが、拔擢の甲斐あることをも立派に認めしめた。

叛亂及び暴動は既述の如く、今日のオーストリア出身部隊の間では稀有なことであつた。こゝに注意すべきはある種の叛亂は、ともかく法律上は左様に名付けられてはゐるが、然し實際上は經濟的性質を帯びた運動であり、後に至れば恐らく政治的性質をも有するものであつたことである。即ちそうした性質を有するものとしては軍需産業に於ける労働者の同盟罷業がある。軍事上重要な武器製造、石油精製、鑛業の如き産業は、生産確保のために軍の支配下に置かれ、而も雇傭者は兵役義務を有する者である以上は軍事召集を受け、又ある者は戦時徴用令 (Kriegsdienstgesetz) に依つて人的徴發を受け、どの産業に於ても必ず一名の將校が指揮者として任命されると云ふ有様であつた。召集された者は現役軍人たるものであり、軍務として産業に従事するのであつた。異常な労働力の需用、益々急迫する總ゆる生活状態の悪化、後には政治的影響も伴つて極めて屢々作業停止が行はれるに至つた。この作業停止は云ふまでもなく共謀の上で行はれたのであるから、叛亂として處罰されたのである。その實例としてゼーエグラバーン (スタイエル マルク) の褐炭採掘業に於ける同盟罷業を述べておかう。

一九一五年四月二十一日の早朝就業の際には、約七百名の労働者の中で就業したものは僅かに百六十名位に過ぎなかつた。其の他の労働者等は先づ重役の許に押掛け、食糧供給の増加と、日曜就業並に殘業の廢止方を迫つた。この希望は考究の上出来るだけ満足せしめるとの同意があり、また刑法上の結果を來すことある旨を説示されて、二日後には舊の如く就業するに至つた。斯うした苦情も賃銀が低額の状態にある以上、正當と認められたのである。結局、罷業 (而も勤務の) を煽動し謀議に與つたために訴追された労働者の中で、十九名の在郷軍人が叛亂に問はれ、六月乃至三年半の徴役に處せられ、戦時徴發を受

けてゐた二名は戦時徴發令違反によつて三月の重禁錮に處せられた。この刑罰は情狀により猶豫されたことは勿論である。また暴動の特殊な形式は、給養の劣悪のために發生する暴動であつた。

次の如き新聞記事は戦争末期の情勢を彷彿せしむるものがある。一九一八年七月十八日ウィenna 衛戍監獄の收容者は、配給關係困難の故を以て一日二五〇瓦のパン配給を一〇〇瓦に減すべき旨を告知された。その告知された夕刻に至り、一收容者は監房の窓から一場の演説を試み、吾々收容者はパンと平和を欲すると結んだ。これが暴動の端緒となり、六二ヶ房の收容者は口々に「腹が減つたあ」と叫びつゝ、窓や備品を破壊するに至つた。これが爲め百五名の全收容者は暴動、公務執行妨害故意の器物毀棄罪に問はれた。……この審理は十一月六日を指定されてゐたが、革命勃發のために行はれなかつた。

(c) 職權濫用 (Misbrauch der Vorgesetzstellung) オスカー・ワイルドが、およそ權力なるものはそれを行使する者にとつても、また行使される者にとつても同様に危険である、と云つてゐるのは蓋し至言である。寔に濫用されざるやうな權力と云ふものはあり得ないが、殊に權力關係が極めて組織的に構成され、強力な手段の行使を認められてゐる場合、即ち軍隊に於ける上官の如きものに在つては、あらゆる階級に屬する凡百の上官の中には、必ずしも克己心を有するとは限らず、短氣な者、意地の悪い者、或は精神病の素質のある者、果ては軍務の利益は何等假借するところなき峻嚴さによつて、最もよく維持することが出来ると云ふやうな考へを持つてゐる者などが多いことは當然と云はねばならぬ。部下を虐待したり侮辱したりすることは、往々にして一時的な環境精神病 (transitorische Situationspsychose) に基くのであるが、この病氣は平素粗暴な振舞のない人でさへ罹患したものである。

これに就ては統計が無い。然し職務上の権力行使の範圍を逸脱する最も重大な形式は、即ち部下の虐待侮辱であり、懲戒權 (Strafgevalt) の濫用、金品を計算する際に不利益を興ふること等は、「一般服務規則違背の犯罪」事件である。其の他大雜把に考へたゞけでも、互ひにその性質を全く異にする種々の犯罪行為が考へられる。従つて權力濫用の頻度は僅かに間接の結論を下し得るに過ぎないのである。

戰爭勃發のために停會してゐた議會が、一九一七年の夏再開された時、議會の演壇は權力濫用の非難攻撃演説のために幾度となく利用され、それにまた日刊新聞が斯うした非難攻撃に輪をかけて書き立てた。軍の司法行政部では努めてこれ等の非難を検討したのであるが、この非難を指揮する者は通例その説明材料を指摘しようとしても調査することは出来なかつたのである。従つてこれらの非難の正否は殆ど證明する餘地がなかつた。然しそれにも拘らず、反軍部方面ばかりでなく、親軍的方面に於てさへも、將校竝に下士官連中の大部分は大掛りに權力を濫用してゐるのだと云ふ確信が、漸次傳播して行つたと云ふことが判る。ところが崩壞後民衆の憤激は遂に將校を Prügeln (譯者註、昔宮廷に於て王子と共に教育せられ、王子に祭り上げたのであるが、斯ふした空氣のために一九一八年十二月十九日には、戰時中軍事機關の義務違反の決定訴追に關する法律が現れるに至つた。それによつて委員會が設けられたが、これはウインナの刑法學教授 Alexander Loeffler 博士を委員長とし、警察關係者の中から四名の信賴するに足る人を以つて構成されてゐた。該委員會は調査を行ひ、その結果刑

事手續開始を相當とするものを大審院の特別部、若くは管轄權ある刑事裁判所に告發しなければならなかつた。委員會は三年間調査に従事したが、一九一九年四月五日には告發せしめるために勸誘書を發表した。この結果は大體に於て二種類に分れる夥しい告發が爲された。次には委員會は議會の議事録や一九一八年十一月以降の新聞を盡く調査し、野戰裁判記録を検討せしめ、夥しい數の質問票を兵士や私人に配布し、更に本人を出頭せしめたこともあつた。かくして委員會が一九二〇年四月二十二日迄活動した結果は次の如くである。(それ以後の報告は公表されなかつた。)

| | |
|--|-----|
| 公訴を提起されたる事件 | |
| 官廳の告發によるもの | 八九 |
| 私人の告發によるもの | 八四 |
| 委員會の職權により逮捕されたるもの | 一九六 |
| 合 計 | 三六九 |
| 手續の結果 | |
| 委員會の干渉することを不適當と認め中止 | 一一八 |
| 亂暴ではあるが刑法上罪とならざる事實と確定 | 三 |
| 刑事手續開始の權限ある官廳に移讓 | 八六 |
| 合 計 | 二〇七 |
| 従つて公訴提起として残りたるもの | 一六二 |
| 官廳と接觸することに對する氣恥しさや、不精や、其の他いろ／＼な理由から、多數の證人が告發 | |

を爲すことを嫌がると云ふ場合もあらうし、またよしんば多少の證言を爲し得るにしても、多くは戦死したり行衛不明になつてゐる場合もあるであらう。然し斯うした場合を考慮に入れるとしても、前述の如き結果は將校階級に向けられた非難の全部、及び個々の將校に對して放たれた具體的な彈劾の大部分の否定を意味する外の何者でもない。蓋し、訴追を見るに至つた事件数は、數千にも及ぶ將校の存在することを思へば却つて極く微細なものと謂はねばならぬ。もとより戦時中行はれた有罪判決をも加算すべきであるが、それにしても加算した數字は比較的僅少なものに過ぎないであらう。最高軍事裁判所の判決を蒐集してみても、斯かる有罪人員は殆ど見當らないのである。

委員會の報告から注目すべき二つの事件を掲げておく。

一、歩兵第二師團軍法會議の判士長Tは、敵に燈火信號を送つたと云ふ嫌疑の下に一人の百姓の若者を引渡された。Tは一九一四年八月十四日即決裁判手續を開始した。其の結果補充期間の必要があり、三日間の法定期間内に終了し得ないので、即決手續を中止することに決定した。この決定は「管轄權ある司令官」たる師團長Pに報告せられ、師團長が通常野戰裁判手續開始を命ずることを求めたが、この命令は師團長が法律上發せざるを得ないものであつた。Pは軍法會議の決定を以て不満とし、判士長Tが餘りにも怠慢であり、即決裁判が餘りにも親切な考へ方に捕はれてゐると疑つた。そして裁判記録を引裂いて了つて、Tが審理の不法なることを指摘したにも拘らず、再びTの指揮の下に即決裁判を行ふべしと命令した。これに對してTが拒否しようとする、T自身を抗命の廉によつて即決裁判に付すると脅かし、なほも發言しようとするTに戸口を指さした。止むなく即決裁判が再開され、Tは無罪判決を言渡さうとしたが、これは法律上から云へば、即決裁判を二回中止し事件を通常手續に移管せしむる結果に至らしむる考へであつたらしい。Tは他の判士にこの意味を説明したけれど、多數決によつて被告を十年の重懲役に處するに決した。師團長Pはこの判決に満足の意を表した。陸軍大臣はこのことを知るに及んで、最高軍事裁判所をして該判決の再調査を命じた。

二、師團長Iは、三名の兵士が敵前附近に於て酩酊の上無暗に發砲したと云ふ簡単な書面報告に接するや、忽ち兵士三名を死刑に處したが、これには軍法會議は直接關與してゐなかつたのである。この師團長は崩壊後處罰された。

(f) 紳士詐欺 (Hochstapeler) 軍隊の規模の大きさ、戦線の複雑さや場所の遠いこと、或は極めて迅速を必要とする部隊の移動などは、統卒を困難ならしめたばかりでなく、寧ろ不可能ならしめたことさへもあつた。そこで機敏な奴は、偽造證明書を使つたり、照會書類を握潰したり、或は簡単に自分の口前を賄賂に使つて厚顔にもより高い階級に昇進したり、より高級な地位にありつくことが出来たものである。その目的とするところは往々にして單なる虚榮心の満足に過ぎないことが多かつた。

私は相當有名なウインナの實業家を知つてゐるが、これは豫備役上等兵であつてどうした譯か知らないが、戦争になるとマシマと曹長の階級にありつて了つた。勤務は衛戍病院の倉庫係下士官であつて、宛かも上等兵の服装をしてゐてもよいかの如く振舞ひ、また實際の職務も上等兵の職務に過ぎなかつたが、それは實際上は上等兵で曹長の名稱を與へられてゐるに過ぎなかつたのである。とにかく曹長と云ふ階級表示だけで嬉しかつたのであらう。

次の場合にははるかに害は少ないが然し一層愉快な話である。Hは小學校を卒業しただけであつたが、商賣はどうかと云ふに、家具洗濯屋や店員をやつたばかりでなく、時には家庭教師もやつたことがある。戦前には詐欺竊盜で、入隊中には勤務を離れたために處罰されてゐる。戦争になると歩兵として召集を受け、どうしてだか判らないが七週間も経たぬ裡に曹長となり、間もなく一層心臓の強さを示した。どう云ふ風にしてやつてのけたものか依然として謎であるが、間もなく士官候補生に指名された。然し士官候補生としては不合格と決定せられた。ところが今度は國防省に赴いて、自ら士官候補生と名乗り、病氣全快の曉には役に立つ男だと申立てた。そのために勤務適任證を用意してゐたので、國防軍中尉に任命せられ、檢閲所に配屬された。其處では彼に教養の缺けてゐることが判り、逮捕されて將校任命の辭命を取上げられた。然し結局其處を逃げ出して、今度は證明書無しに「見習士官ヨセフ・ノイマン」と名乗つて魚者輸送の任に就き、その任地でブルツエミセル歸還のた

めに通過證を手に入れた。然しブルツエミセルでは知人に遭ふ處れがあつたから、ブルツエミストラニイへ赴いたが、其處ではブルツエミセルとの相違を見落したのか又は書き誤りと認められたのかとかく無事に行くことが出来た。そのブルツエミストラニイの兵站部司令官に偽造勤務證を提出して、それによつて資材の調達を委任された。このために六名の部下を與へられ、各地を歩いて廻り、ロシア人の財産なりと稱して家畜類を押収し、之を競賣に付してその儲けによつて三ヶ月間に亘り自己の指揮者として必要な費用を賄つてゐた。その次には自分で中尉となつて、自分で辭令を出しグリニアニイに移住し、其處で獨立の兵站部を創設したり、間もなく大尉と稱し、或は法學博士となり、或は醫學博士となつたり、ウインナ大學教授になつたり、果ては貴族を稱したりするに至つた。斯くの如き無法な振舞ひが漸次民衆の憤激を買ふに至つた頃、陸軍兵站司令官が巡閲のためにやつて来た、ところがこの司令官は陳狀者を處罰し、わが「大尉ハイマン博士」は「兵站方面に於ける最も優秀なる將校」であると聲明した。彼の得意や思ふべしである。然るにある日のこと、彼を前から知つてゐる一見習士官がグリニアニイに来ると云ふ噂を聞いた。流石の彼もこれには弱つた。と云ふのは其當時前拂金のこと、就て監督者に辯明する必要があるからであるが、結局徹底的に審理され逮捕されるに至つた。彼の得意の時代は三年三月續いたが、それに反して裁判の結果は實に八年の重懲役に處せられることになつたのである。

この紳士詐欺漢も主として虚榮心を動機とするものであつて、物質的に利得したものは比較的僅少であつたと云ふことは注目すべき事實である。彼の「收入」の大部分は、自分及び自分の部下の生活を維持し、通過して行く部隊に給養を與へるために費消したのである。それはそれとして彼が亦自分の衣服や乗物、或は女たちへの贈物に大盡振りを發揮したことも事實である。然し同時に仕事には極めて熱心であり、而も實際上幾度となく目醒ましい働きをしたのであつた。

四、戦後 (Die Nachkriegszeit) 潮の如く歸還する部隊の動員解除は、今日のオーストリア國版圖内に於て實施せられ解散したのである。これ等の諸隊形は夫々配屬の職業軍人の手によつて「整理」官廳 (Inquisierende Stelle) に構成せられ、其の間に本來の軍隊としては「民衛隊」(Volkwehr) が生れたのであるが、これに就ては先に述べたところである。この云はゞ革命の兒とも稱すべき民衛隊

は、盡くそれに相應しい行動をとらざるを得なかつた。その組織に於ては委員會と云ふ思想が主役を演じてゐた。即ち實際上の權力は上官の手にあるのではなく、兵士委員會の掌中にあり、これは忽卒の裡に構成され而も服務律に準じ組織されてゐた。兵士委員會がその地位をどう云ふ風に考へてゐたかは、該委員會の發表した「兵士委員會準則」の草案の中に現れてゐる。曰く「兵士委員會は兵士階級の利害を代表する者にして、兵士委員は國防上の新精神の擔當者にして且促進者なり。兵士委員は全軍事上の職務を監督し、軍の指揮者と協議の上指令を發すべきものなり。即ち指令とは法律、命令、服務規律並に兵士委員により監視(！)せらるゝ上級官廳の指示を總稱す。而して指揮官の任命及び將校並に軍の職員に就ては兵士委員との協議を経ることを要す。兵士委員は將校並に軍の職員に罷免を提議することを得、懲戒權を實行するに付協議に參與し、一切の軍事上の事務、事物及び經營に付之を調査するの權を有し、裁判上に於ても將行政上に於ても責任を問はるゝことなし。兵士は何時たりとも討議に参加し、兵士委員會の決議に對してのみ責任を負ふべきものにして、常時勤務状態にあるものと看做し、他の如何なる勤務にも服するを要せざるなり」と。軍隊制度の上の國家官吏はこの準則をその草案通りには同意しなかつたけれども、結局いゝんな點で草案通りに實行されたのである。兵士委員の中にも極めて理性的で思慮深い人物もあり、その職務のために働いた者も無いでは無かつたが、それにしても上官の威令と云ふものは全然問題にならなかつたのである。このことは外面的にも既に現はれてあり、兵士でその上官に對して挨拶する者など全然無く、また誰も挨拶

撻の義務 (Arbeitspflicht) を無理にも履行させようとはしなかつたのである。撻の義務を履行しないと云ふことは、服従關係を侵す罪を構成するのであるとすれば、この犯罪行為は日々何回となく犯されたわけである。このことは勿論その當時の情勢では何等重大な犯罪現象と云ふを得ないが、然し少くとも紀律の状態を如實に物語るものである。甚しいのは民衛隊の急進分子は自分の制服から階級徽章をもぎとつて了つたものである。豫備役大佐で召集された下法學博士の如きはこれより常軌を逸したもので、國家の組織せるウインナの民衛隊一ヶ大隊を以つて「赤衛隊」(Rote Garde) を編成し、長期に亘つて絶對侵すべからざる權力を掌握し、民主政體の存續に侮り難き脅威となつてゐたものである。彼の占領してゐる兵營内に於ては、長い間何等法律上の機能を實現せしむることは出来なかつた。従つて當時既に明らかに共產主義に轉向してゐた彼を、その權力ある地位から失脚せしめるには、官憲と社會民主主義指導者との間に久しきに亘る慎重な共同作戦を行はねばならなかつたのである。斯くの如き赤衛隊並にその統卒者の存在それ自體が、謂はゞ繼續的暴動であつた。この場合にもかゝる状態の必然の結果として、斯くの如き重大な連續的軍事的犯罪を處罰しようとするが如き試みは一回だに行はれなかつたのである。但し政治的犯罪の形式の中に相混淆する官憲に對する反抗及び侮辱の如き卑俗な刑法犯は別論である。

サン・ジェルメイン共和國との協約に基き、傭兵軍隊設置の義務が発生し、一九二〇年一月十八日の國防法となり、該年度中に於て遂に民衛隊の廢止を見るに至つた。後掲第十一表は戰爭終結後の

二年間に於て、民衛隊の犯罪が如何なりしやを明かにするために、ウインナ軍事裁判に告發せられた人員に就て概觀を與へるものである。

軍事裁判は一九二〇年九月三十日を以て廢止せられた。従つて一九二〇年度分として掲げられたる數字は、假定的數字であるが、但し一月から九月までの實際の數字に其の三分の一を加へたものである。一月から九月までの間に實際發生した數字は括弧を付して添へてある。

(第十一表) a. 重罪

| | 一九一九年 | 一九二〇年 |
|-------------|-------------|--------------------|
| 軍 事 上 | 二二二 一三・三% | 八八(六六) 五・七% |
| 身體・生命・風俗ニ對シ | 八四 五・三% | 四三(三三) 二・九% |
| 竊盜及び掠奪 | 七六〇 四七・五% | 九九九(七四九) 六四・九% |
| 其 他 | 五四三 三三・九% | 四〇九(三〇七) 二六・五% |
| 計 | 一、五九九 一〇〇% | 一、五三九(一、一五四) 一〇〇% |

b. 輕罪

| | 一九一九年 | 一九二〇年 |
|-------------|------------|--------------|
| 軍 事 上 | 六七三 四七・六% | 二九(二二) 三・四% |
| 身體・生命・風俗ニ對シ | 八六 六・一% | 二五(一九) 三・〇% |

| | | |
|---------|------------|----------------|
| 竊 | 三九四二二七・九% | 六二三(四六〇)二七二・五% |
| 盜 | 二六〇一八・四% | 一八三(一三七)二二一・五% |
| 其 | | |
| 他 | | |
| 計 | 一、四一三二一〇〇% | 八五〇(六三八)二一〇〇% |
| 重罪・輕罪合計 | 三、〇二二 | 二、三八九(一、七九二) |

一九一九年に於ける起訴人員三、〇一三名は、平均人員男約二萬三千名（ウイennaに於ける）に比すれば殊の外過大であり、而も有罪判決を受けた者は起訴人員の一部分に過ぎない、と云ふことを考慮に置ても猶且然りである。その理由は主として當時の急迫せる情勢並に既述の如き民衛隊の状態に歸せられる。民衛隊創設に當つては志願者の中から選拔するが如きことは到底思ひもよらぬことで、さればこそ、道徳的に見て格別非難すべからざる者もあるにあつたが、また同時に極めて不都合な人物も採用せられたのである。のみならず、陸軍上層階級の權威が衰退するに至り、何等かの方法によつて効果ある懲罰を科することが出来なくなつたと云ふことは、一方に於ては、軍事的犯罪の多くは全然告發されないと云ふ結果を來し、また他方に於ては、從來懲罰で以つて片付けられてゐた輕罪が、逆に裁判所に告發されると云ふ結果を招いた。斯く觀ずれば、一九一九年に於ける輕罪全體の四七・六%までが、實に軍事に關する輕罪のために告發された者であると云ふ事情も明らかになるであらう。この状態は、使ひものならぬ人物の免職、效果ある懲罰權の實施と共に、一九二〇年に於ける三・四%に低下してゐるのである。

この兩年に於ては竊盜が壓倒的の大部分を占めてゐるが、これは犯罪統計上周知の一般現象である。然し乍ら一九二〇年の數字が前年のそれより大きいのは何故であらう。惟ふに、個人的經驗より云ふことを許されるならば、一九一九年には一九二〇年に於けるよりも盜難は多かつたのであるが、崩壊直後の年にあつては保安官廳は未曾有の多忙のために、比較的小さい犯罪事件などに隙を潰してはゐられなかつたのである。また民衆の側にあつても警察の斯うした状態を知悉してゐたから、殊更微少な竊盜事件などは之を殆ど告發しなかつたのである。其の他の犯罪に就ても亦推して知るべしである。有罪人員數は民衛隊の實際の犯罪を殆ど推知せしめない。然し本書の他の箇所でも暴行、越權行為、違法な家宅捜査、手當り次第の押収などに就て述べた通りであるが、殊に初期の時代に於ては宛も日常茶飯事の如く行はれたことである。此處にこそ明らかに、およそ動亂時代の政治的軍隊が必然的に有たざるを得ない暗黒面の一切が見られるのである。

「二」 婦 女

世界大戰は婦女に對しても凡ゆる生活部面に互つて完全なる變化を齎した。而もこの變化の深刻さたるや、一九一四年の八月の頃女性にして誰かよく之を豫感し得た者があらうか、寔に大戰は男子の戦ひなるのみならず、實に亦女子の戦ひでもあつた。よしやその戰場と武器は彼と此に於ては全く相